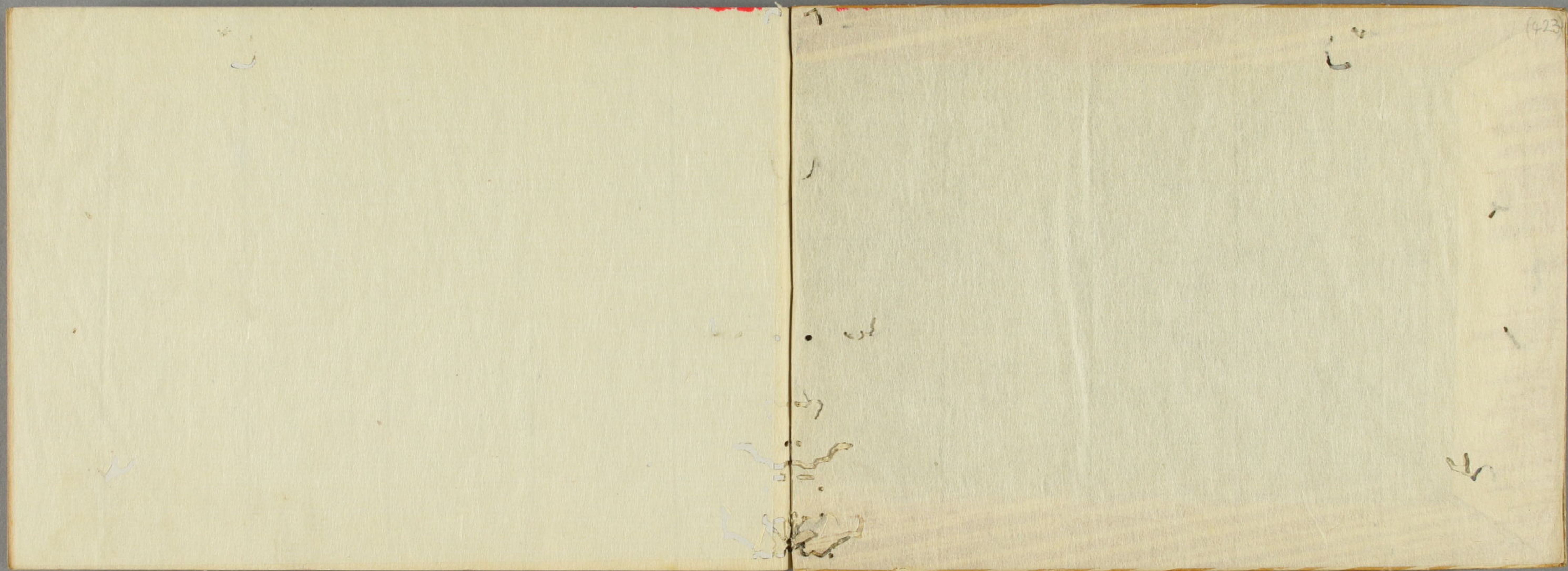


弓禮書

陽

73
3645
423





門 73
號 3645
卷 423



十四 弓馬故實

十五 弓馬諸禮

十六 享祿記拔昏

十七 當家箴之旨

十八 當流羽鏡

十九 三國弓石度

二十 疾禮百ヶ条

二十一 弓馬大概

二十二 負宗目安

二十三 弓術極秘傳集

二十四 武行左傳集

二十五 調度掛

二十六 胸明集 乾



弓馬古實集

一 大笠掛 流橋馬乃袴 村を晴の村わさう
 弓馬のふりよる進人板成りも更之
 故にわれの代は具行らるよと 与家の二族
 の中より出るなり 正は武田と三浦の家
 となり 村は更なり 正は武田の法は
 頼朝云の御代をさしと角に併流橋馬の
 更に上代に武常の四言より初に袴村とさ
 一 大逆物と云名目 後代の更に初に牛の子の
 疏より多く利するゆへ牛逆物とさう 物に湯屋
 の初軍家も貞享中より具行らるよと
 初より多く大逆物も初田丹の備より丹を
 外の侍余と一其の内より舟の大綱と内の徳子
 引とさく村とさうなり

一 御所又屋敷 奥のの大き馬場を好
 外侍余より竹藪を編くまを入の口をさうは
 左右の口の通り又物の庄の方よりなる大縄
 を行也 村とさうの口より村より六騎死家
 左より馬とさうの三方の口より十八騎の六
 と足元殺を村も青くさうより二騎死合
 て去騎出さるの足をやゆく 足さけさて

射引目、三ツ引騰の騰子、畚コウコ、持屋、
 十八誘の引目、射七十二あり、又引目一人、
 三ツ宛持、三ツ腕、持コウコ、持、
 あり、是、男、引目、二腰、と、三、四、の、
 一、換見、呼、次、射、子、と、折、を、出、之、
 名、立、チ、リ、コ、ト、名、東、射、子、と、同、
 一、大、射、コ、ウ、ハ、星、白、後、式、左、の、
 一、下、(巻、や、口、)

一、暮、目、と、事、目、と、此、五、引、
 巻、上、五、引、松、糸、と、巻、栗、を、
 桐、と、彫、之、柄、ハ、白、
 出、る、人、と、多、引、目、と、
 式、種、の、白、
 矢、
 又、
 又、

一、村、子、
 一、扇、
 長、
 一、馬、
 又、
 又、
 又、

一、村、子、
 一、扇、
 長、
 一、馬、

一、見、
 一、大、
 一、活、
 一、民、
 一、酒、
 一、名、
 一、二、
 一、母、
 一、之、
 一、一、
 一、疏、
 一、大、
 一、の、
 一、日、

一、見、
 一、大、
 一、活、
 一、民、
 一、酒、
 一、名、
 一、二、
 一、母、
 一、之、
 一、一、
 一、疏、
 一、大、
 一、の、
 一、日、

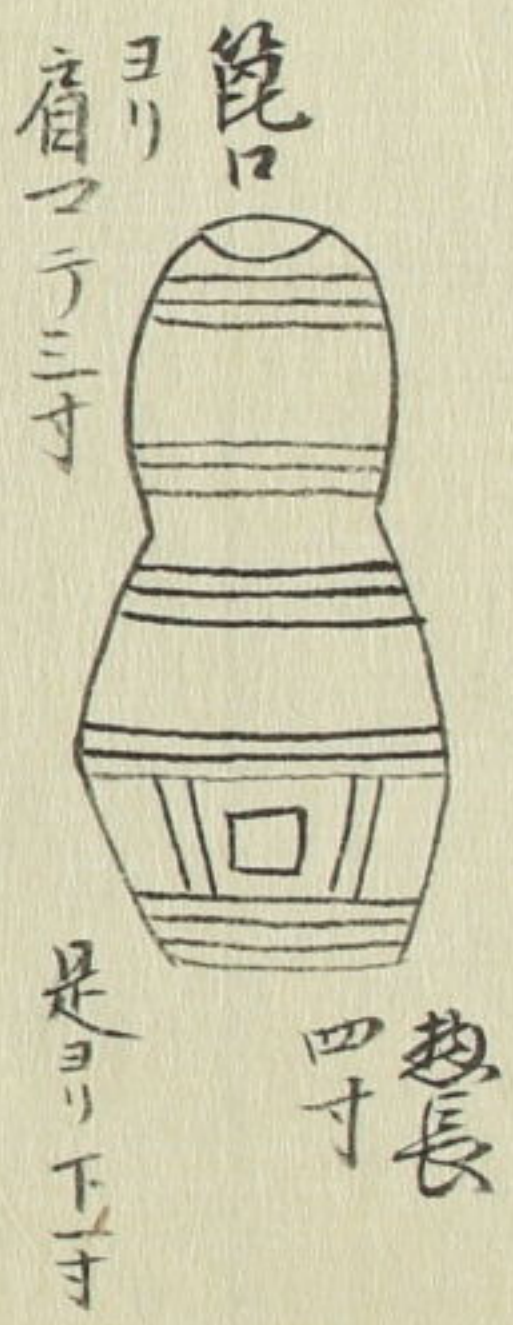
一、見、
 一、大、
 一、活、
 一、民、
 一、酒、
 一、名、
 一、二、
 一、母、
 一、之、
 一、一、
 一、疏、
 一、大、
 一、の、
 一、日、

一、見、
 一、大、
 一、活、
 一、民、
 一、酒、
 一、名、
 一、二、
 一、母、
 一、之、
 一、一、
 一、疏、
 一、大、
 一、の、
 一、日、

一、見、
 一、大、
 一、活、
 一、民、
 一、酒、
 一、名、
 一、二、
 一、母、
 一、之、
 一、一、
 一、疏、
 一、大、
 一、の、
 一、日、

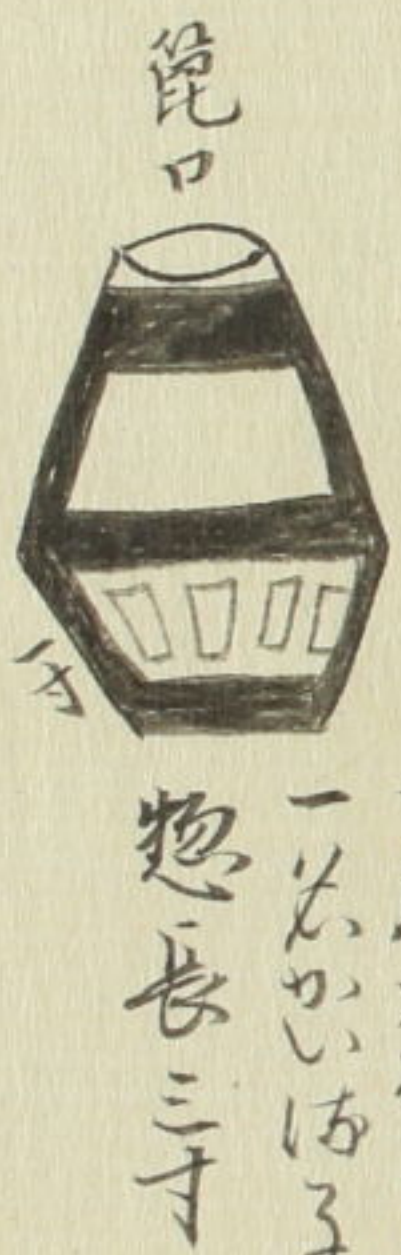
一、見、
 一、大、
 一、活、
 一、民、
 一、酒、
 一、名、
 一、二、
 一、母、
 一、之、
 一、一、
 一、疏、
 一、大、
 一、の、
 一、日、

明を用ひ引目の胸中をか細く以て鏡口の
 方をちりきくつと扇巻鏡口を流々く系
 して是より見目をほや想比の栗をとり
 同柱を入る引目長い守人より五寸と角の
 矢柄と筋を反てその鏡口は継ぎ合なり
 羽は羽切の界は序の白をとり人
 とあり



一 小笠原曇日の変目較九つあると又
 五つあるなり鏡口目より下寸三寸松系と
 地と去つたを系とと小笠原より引目
 は長さ三寸の遠笠城の引目より若く割取
 りこれを大預の曇目と申す中へ中も強曇
 目と多るなり又余の引目より鏡口の
 これを曇子引目なりと柄は鏡口の
 唇竹を不割継ぐこれを笠口と云ふ

強道なり曇目大く鏡口の若く
 只んふ成り一羽は雲羽の羽色系別
 たり焦鏡の矢の柄は七能く老の矢柄は
 柄が小懐家より変あり一焦鏡の柄
 中より矢柄は馬よりありてもあやまちと
 云ふあり



一 名大預目九つ
 一 名かいほ子丸

一 流瀆馬の場の事長さ三寸所應は二寸
 高きやろまよの的三寸と云く射もや
 矢の口の用一筋は弓と角二筋ハ腰と筋は
 矢用のひよく三つの筋を射る古くは
 軍中もく筋を道掛射るは射法と射る
 にか一又は是の筋のをを二所の内より二筋の
 矢の内より矢をかさし及ぼすこれ大逆也
 笠掛流瀆馬三つの射術は弓馬の筋の目
 として武法を習ふなり先祖伝は
 貞宗より大逆物射法を勅せあり一射法

中朝の例を引く 目安を推く 此制其ふを
アホも七いびりや

一 同様の半長二尺守幅寸の板三枚を
並べ縄をたんと編み大形二尺守幅寸
又綱代に紐く半寸は横七あり寸法同一
二尺寸の半寸は横七あり寸法同一
よりちの竹杖を指のめをむむむむ
所々の的は矢伸きハ矢指子として杖
的を矢外きても有なり 中矢ニッホ
矢ニッホニッホニッホ

一 同様の半長二尺守幅寸の板三枚を
別や 神事の矢を二管として一文字は
切込込を二一ノ後後右の腰に格の満
又後後後を二一ノ後後右の腰に格の満
なり

一 同様の半長二尺守幅寸の板三枚を
より流石とく 柳の本として打つる
弓を用也
一 射子の装束は烏帽子素袍袴乃騰装束
履はこれ武の出まき 男は細の帷子
さへと思はれを意し 勅又因てさへハ

一 射子の装束は烏帽子素袍袴乃騰装束
履はこれ武の出まき 男は細の帷子
さへと思はれを意し 勅又因てさへハ

一 神事の射馬の血汗を忌勿偏射子
移進を一一全人弓持的を器圓の名
刀持信津

一 射馬の血汗を忌勿偏射子
移進を一一全人弓持的を器圓の名
刀持信津

一 見物下の下在王日記射馬を再射を見て
中矢を記す 詔意流を中矢是星
一 射馬の血汗を忌勿偏射子
移進を一一全人弓持的を器圓の名
刀持信津

- 一 弓免の的を六寸の長より免許を仰ぐ
矢は厚長より十寸の的の大き八寸一尺
二寸一尺六寸一尺の射所未尚秘長く
一 的は直径的の如きの徑の寸をさうこつ打て
其の寸を小眼の寸と定小眼の寸を二ツ
打て打ては矢より縁をへ寸をさう三ツ打
打て一ツ分を二の黒の幅より一の黒く小眼
の方を云之内の黒の内の幅より利の寸を
五三ツ打とさく其の二ツを二の黒と一の黒
の内の幅より寸をさうこつ打ては二ツをこ
れ黒と定さるは但まは二尺を二の黒は
さうあるは(射所)の二の黒を二の黒より
さう益なりまは射所とさうこつ打ては
は射所
- 一 的の寸は法を年長もさるまは草むね
草の法は射所の長は矢の長をさう
かす(まは)人よりとさう四季とさう
三ハ七五三の法は(射所)の子細は上右の
的の皆個代的の如きの代統希の如きの
例ハ七五三の法は射所の個代的の法は(射所)

- 一 何まの的も射所の手組の人教とさる
六人を法は(射所)の矢を射の的は六人なり
者なりとて二人死出動む射所の射所六
人もは(射所)の矢と物と物も六人射所を
加ふるは十二騎十八騎廿四騎杯も皆
六の数を増さる事なり
- 一 漢書(射所)の二尺の寸より小き矢二尺死と
一人して五尺射所をさう尚(射所)これをさう
と名月(射所)の二五尺の寸より一人
とさう十手射所は矢教は(射所)なり
- 一 射所の手組の事これと前後より射所を
持扱ふ人死さう射所は(射所)の眼は(射所)なり
十八(射所)の馬をさう矢先をさう
先をさう馬足をさう(射所)射所を
同射所の廻り(射所)を(射所)の射所
手組をさう(射所)の射所は(射所)なり
の(射所)の射所は(射所)の射所は(射所)なり
内より(射所)物なり
- 一 射所の(射所)を(射所)一(射所)一具(射所)なり
射所の(射所)は(射所)なり(射所)なり
厚さ(射所)なり(射所)なり(射所)なり

一 挿入する傍に鞘を付小笠をさへ
 持傷(持矢)車厚投(車厚)二寸半
 指(二寸)留(二寸)一車(二寸)四目(二寸)射(二寸)を
 持(一)貴人(作)より多(巻)は(せ)と(あ)く(い)
 神(神)目(目)と(射)一(一)律(律)と(云)矢(矢)細(細)院
 羽(羽)を(射)制(制)して(逆)指(指)の(六)分(分)程(程)成(成)を(掛)か
 依(依)此(此)矢(矢)を(射)物(物)を(射)る(る)矢(矢)を(一)手(手)の(一)射(射)か
 皆(皆)大(大)成(成)指(指)を(用)何(何)も(持)傷(傷)の(矢)白(白)鏡(鏡)
 一 傍(傍)の(変)目(目)通(通)一(一)切(切)を(い)ち(ち)ま(ま)の(人)
 用(用)る(る)列(列)年(年)の(者)は(は)杖(杖)に(列)年(年)杖(杖)と(云)く
 一 弓(弓)の(寸)尺(尺)の(法)法(法)高(高)か(か)の(大)丈(丈)と(云)う(う)は(は)是(是)を(こ)
 弓(弓)尺(尺)七(七)寸(寸)五(五)寸(寸)三(三)分(分)を(守)守(守)は(は)本(本)彈(彈)の
 圍(圍)板(板)守(守)末(末)彈(彈)類(類)本(本)守(守)矢(矢)指(指)の(長)の(類)より
 中(中)指(指)二(二)尺(尺)一(一)寸(寸)又(又)矢(矢)指(指)の(長)より(末)彈(彈)と(四)尺
 七(七)寸(寸)一(一)分(分)を(こ)れ(れ)七(七)寸(寸)の(弓)は(取)七(七)尺
 三(三)寸(寸)の(弓)の(取)類(類)本(本)圍(圍)板(板)の(寸)減(減)を(取)る(る)寸
 法(法)指(指)の(木)の(指)を(也)一(一)寸(寸)と(堅)か(か)して
 矢(矢)指(指)の(寸)と(は)一(一)寸(寸)を(こ)ら(ら)け(け)て(二)寸(寸)を
 類(類)木(木)の(指)の(寸)と(は)大(大)の(寸)を(こ)ら(ら)け(け)る(る)一(一)寸(寸)
 一(一)つ(つ)を(中)指(指)の(寸)と(は)弓(弓)の(弦)の(尺)七(七)尺
 三(三)寸(寸)弓(弓)彈(彈)の(寸)法(法)中(中)指(指)末(末)彈(彈)一(一)寸(寸)分(分)

澤(澤)馬(馬)と(衣)一(一)寸(寸)是(是)部(部)板(板)内(内)六(六)分(分)外(外)七(七)分(分)
 以(以)上(上)二(二)分(分)也(也)

一 矢(矢)尺(尺)の(車)上(上)代(代)二(二)尺(尺)中(中)指(指)より(二)尺(尺)八(八)寸(寸)
 定(定)る(る)二(二)尺(尺)五(五)寸(寸)也(也)弓(弓)の(強)強(強)切(切)指(指)
 の(指)強(強)一(一)尺(尺)五(五)寸(寸)也(也)任(任)矢(矢)の(強)強(強)的(的)矢(矢)と(遠)
 ひ(遠)く(形)多(多)う(是)は(矢)を(ま)る(る)矢(矢)也(也)免(免)や
 羽(羽)長(長)一(一)寸(寸)分(分)なり(な)武(武)射(射)の(指)を(守)
 一(一)定(定)む(矢)尺(尺)も(も)主(主)の(寸)を(取)之(之)制(制)候
 矢(矢)柄(柄)と(也)一(一)寸(寸)と(三)寸(寸)と(二)寸(寸)と(末)
 制(制)一(一)寸(寸)と(三)寸(寸)と(三)寸(寸)と(根)多(多)巻(巻)一(一)寸(寸)
 伏(伏)背(背)巻(巻)二(二)寸(寸)伏(伏)多(多)う(也)切(切)矢(矢)柄(柄)の(寸)五(五)寸(寸)半(半)
 定(定)法(法)成(成)知(知)一(一)矢(矢)細(細)の(寸)一(一)尺(尺)の(巻)も(右)の
 法(法)也(也)矢(矢)巻(巻)二(二)寸(寸)末(末)制(制)六(六)寸(寸)本(本)制(制)九(九)寸(寸)
 也(也)一(一)尺(尺)也(也)

一 馬(馬)股(股)切(切)り(矢)を(こ)ら(ら)半(半)根(根)也(也)の(大)成(成)根(根)を
 皆(皆)切(切)り(建)一(一)切(切)之(之)弓(弓)柄(柄)と(外)の(方)小(小)羽(羽)と(云)く
 山(山)鳥(鳥)の(尾)の(方)を(切)つ(た)を(小)羽(羽)と(分)り
 小(小)羽(羽)と(云)う(は)を(切)る(る)の(羽)長(長)半(半)分(分)は(は)
 分(分)り(也)少(少)羽(羽)と(云)う(は)矢(矢)指(指)の(長)也(也)
 一(一)後(後)人(人)を(切)り(け)る(る)少(少)羽(羽)を(切)り(け)る(る)也(也)
 一 箭(箭)と(繼)矢(矢)の(乳)神(神)院(院)養(養)育(育)柄(柄)也(也)矢(矢)尾(尾)股

鋒矢的矢也平根ハ柄管之四寸柄ハ三寸建
如式なれ人よりて友附ハ四寸建刻
せる人あり此の取ハ了柄外魚の小柄を
おぢり少せしく押よや

一 想して弓ハ日月表一矢を早と表と
又弓と此として矢と人倫ともんや
軍弓を早と表として友ハ白表式之表と
赤く塗きる由表のありをををといふ
白筋より之又家木圍板と赤塗を
此之征矢の刻目赤塗も同

一 弦の事塗弓ハ圍法よりけ内表の圍法
と云はれを 白木と志免法之法備のとぢ
り上ハ九よ七とぢり成一志免法の仕
掛家木の取寸五寸五寸握廻三寸五寸圍板の
取寸二寸五寸これと九寸五寸の握廻しと
ハハ仕掛より法筋と首をありしき
元層に在ハ圍法の法筋ハ朱漆紙を
先してそとと塗よりたの白木と柄
の方ハ漆紙色の紙と巻末障の法
筋ハ漆黄紙中と用也
一 相録の事これハ吳玉筥かり我知るハ

桓武帝の御宇保純とト人作り矢と柄
初むと云り 勝ハ古と云ハ平く表の方
志の取寸五片次演と云これハ
矢とて上指の矢と指之中以り成者射
の事ハ云ハハ取須演も上指と中指
これと矢より口と云口の矢配と板又ハ草と
形ハ座の根配ハ竹と云りて
かり須法須法も又勝ハ環と云
又根配成矢取法子と云ハ外
と云法内朱と塗しハ外利地内痛
又所免草と云法も今自根ハ内外
と云しハ矢数ハ十五利と云表木の
取ハ後世と云肩ハ矢若木の前ハ
取ハ肩と云矢より矢と扱ハ一名
相録と云ハ是也

一 築字の腹の事一名絶遠と云ハ
此ハ此と云る竹と云ハ曲くその竹の
余りと表裏と見せく絶遠と云ハ
ハハあり又板と曲くハハ角のあり
ハハ角と麻作と云ハハハハハハ

繼遠にて草を結也竹とむすきよ
敗表の方へ油竹と希(若と心く)延目よ
かみ腸(南)方へ板也延目(櫛)るよ
平若(櫛)の根と延(り)寸法(結)き守
(上)の廣さ(守)せ下守(根)の幅(守)
分(下)寸(守)之(結)也(結)也(守)の(守)
竹(守)矢(結)竹(の)の(矢)二(段)へ(入)る(守)の(後)の
守(り)矢(櫛)の(守)草(を)二(分)に(裁)く(四)隅(へ)
つけ(る)守(を)二(根)へ(敷)設(し)て(矢)を(櫛)
おほ(の)保(は)合(め)む(矢)敷(十)六(寸)と(守)
箱(籠)の(矢)也(指)く(延)遠(又)に(結)也(守)子
又(若)草(を)包(さ)う(と)な(る)櫛(守)り
級(守)し(る)後(を)と(守)根(の)割(合)を(守)る
て(巻)草(の)表(山)形(を)矢(結)也(矢)を(根)を
用(の)近(代)矢(結)を(櫛)子(も)ま(る)く(矢)籠(守)に
後(の)後(を)附(け)の(子)と(守)盾(守)子(を)後
ま(守)け(る)向(隔)後(引)出(し)こ(る)守(を)保
根(の)矢(結)と(守)や(平)士(の)根(を)二(分)に(裁)く
具(を)入(る)守(り)矢(結)也(矢)籠(守)に(四)寸(守)五
寸(守)と(守)る(守)し(守)り(守)の(矢)指(守)も(守)る)
一 草(籠)と(守)る(守)れ(守)と(平)士(の)具(守)て(矢)根

の(矢)根(守)り(守)板(守)と(守)具(守)形(守)曲(守)背(守)付(守)方
一 文字(表)の方(守)月(形)成(守)ら(守)る(守)後(守)建(守)り
矢(根)守(り)守(り)神(の)矢(受)の(應)外(守)出(守)る(守)て
先(紅)又(若)草(の)守(根)を(守)て(守)む(守)り(守)の(表)
ま(守)く(矢)籠(守)は(結)く(守)の(守)指(守)を(守)る(守)ひ(守)の(守)
服(の)隔(守)通(守)く(守)し(守)り(守)守(守)指(守)て(守)は(守)守
け(守)る(守)や(守)板(守)の(守)を(守)草(守)て(守)包(守)く(守)守
の(守)角(守)を(守)保(守)上(守)海(守)也

一 矢(籠)と(守)る(守)草(守)一(守)名(守)繼(守)遠(守)の(守)長(守)指(守)と(守)守
は(守)保(守)や(守)草(守)指(守)と(守)守(守)自(守)に(守)守(守)人(守)根(守)を
保(守)く(守)守(守)ひ(守)守(守)は(守)保(守)く(守)守(守)有(守)保(守)成(守)守
我(守)根(守)に(守)は(守)是(守)を(守)延(守)遠(守)長(守)指(守)と(守)守(守)矢(守)根(守)の
守(守)を(守)指(守)し(守)守(守)矢(守)籠(守)と(守)守(守)保(守)也(守)守
守(守)を(守)免(守)箱(守)持(守)也(守)繼(守)遠(守)守(守)の(守)後(守)守
去(守)く(守)守(守)矢(守)の(守)中(守)別(守)の(守)守(守)曲(守)く(守)矢(守)を(守)指(守)る(守)保
守(守)を(守)網(守)し(守)守(守)を(守)指(守)く(守)守(守)保(守)く(守)守(守)七(守)寸(守)と(守)守
守(守)や(守)守(守)は(守)保(守)く(守)守(守)保(守)也(守)守(守)守(守)二(守)寸(守)と(守)守
守(守)の(守)掛(守)結(守)守(守)守(守)保(守)れ(守)の(守)守(守)付(守)守(守)保(守)守
守(守)の(守)保(守)へ(守)け(守)保(守)也(守)の方(守)守(守)守(守)守(守)守(守)保(守)守
保(守)守(守)守(守)保(守)守(守)守(守)守(守)守(守)守(守)守(守)守(守)

一 矢筋の半根配を牽きし中三仕由を
 去紀の子之飯根船より曲く申し矢持の半
 あり穂之根を削ぐ帯込の形なる穂
 之より官を明く珍目を通し腰帯を穿し
 矢敷十二表刺す十三巾や上括の四建の
 自括の支腰結を長穂よりして帯込を
 右の根より帯(換結二筋を後)也一の
 根より矢と穂建の間(通)一穂結は前
 至長し結を後(也)一帯より穂結と
 帯(合前よりなるなり)

一 穂草息より鞘の支は通倉の時代より
 甲より自矢の多少を世と化しとくは
 又右穂の矢をぬきしより純利也昔は
 うの目と云い切換より巾と鞘より此
 葉の穂の支成屋一後一穂皮を切
 後世の鞘の支より矢打七九十一三十五
 何れ半を引のけ目より上利中括係矢
 として旧法より大鞘を穿る人ハ矢を十九
 亦括人ともあり)

一 鞘を挿し自らよま草をまると云い相結
 草(付する結を長穂よりして二筋の結を後
 也)一帯より穂結は受結(通)一車
 草を也一と腰草の弓(也)至二筋の
 長し結は侍結の結(と)うけ能をこれを
 身と腰草の弓より 後(也)一帯より物の
 穂結と合合帯(けく)る(同草の
 結と云いこれと穂帯を長穂より相結附
 つけ後(也)一左腰の帯の上より二筋を
 扱通し能(也)二筋を侍結(上より)け
 穂さ方(帯)油(一)長し結と車草を也
 後(也)一帯より穂結と合合帯(帯)
 けく(結)も(也)多(用)き(め)る(上)後(地
 たり)

一 穂胡箭を自らよま力を帯より矢筋を
 けく(式)法(也)
 一 矢筋の半根配箱かときく大小不定は
 馬より矢筋をせ(也)服馬の矢筋(持)り
 用より矢百と二百と入り(也)穂(也)矢筋
 ハ矢筋の(も)く(結)より(四)角(は)紐(と)四(角)より
 張(り)張(り)蓋(の)合(は)矢(の)本(制)の(結)を(也)
 亦(也)く(括)後(ハ)九(寸)して(圓)と(四)角(也)

まうーのぬくまるといふ

一 白木と云ふは白木の的うへに
材をたたく白木と云ふは
津を初よむと云ふ

一 側白木と云ふは
竹内竹をよく
むうーうへ
と云ふなり

一 馬の自徳をとり
自徳(おれ)又字よりて
方(ま)上(う)り
と云ふなり

一 馬(ま)の自徳(じとく)をとり
本(もと)より
一 馬上(まの上)にて
と云ふなり

一 馬の自徳をとり
一 馬(ま)の自徳(じとく)をとり
と云ふなり

一 馬(ま)の自徳(じとく)をとり
と云ふなり

一 馬(ま)の自徳(じとく)をとり
と云ふなり

一 馬(ま)の自徳(じとく)をとり
と云ふなり

取らうして其より一歩をたさるる時
右をよりゆくと左側をより 右指揃み
偏をたさるるより左のより方へ持と
著指の間へ押して扱ふ

一馬を地をすき身肌背馬へ通法より響
靴を履きしきなり 左は時平地門の内へ
引込時左足の水舟の右を左側を左へ寄
方の引込より係た手へ持するの功を指を
多持たまへし足の曲りを右指揃てまの
甲へせしむの甲へ握るゝ右の甲後をさ
て引込らるるの甲へ取馬のたより張股後を
方より一礼を扱後を人馬のたよりせり
後を人の赤へ性強目か四肢を并をえて
相まてたまを多足の曲りの偏のより
大指を入れてたまの甲へせしてさよりた手
をより付の偏をさると舌波を人より
揃き左へ一扱後を人より足の偏を
再進へしは足はく退へ響を切ら退け
て馬を引る右の引ひを時まへ相一礼
まへへし 左は人より足の曲りをさるる
時に右足を引へ引ひ付をばら取らたは

引ひのや清き人へ曲りさうけ取付たは
を踏込引ひをより取付たは足を踏込
津定ら法や引まらる馬を懸目股を
た手にて右の余付をさる曲りをた手へ
さる馬をよりせし 宗方をとせし響
かへし法を見せると中のかへし引を響
をかりたの方へせし 平地門の外へ
馬より 波をこまへ鳥帽子袴を扱を
入るへし 右指揃の時へし 段をより

一 津代響は秋上の四馬は河原毛の鞍を
馬を中へし右指揃卿天下を草剣の
山守河原毛馬なり 地をへし右指揃と
云り 又足利義満將軍は河原毛の
馬より右指揃他近所の馬より
以津代響習をとり 宗方へし成の腕の鞍を
馬は河原毛を進上りへ 又右君の
山誕生の腕七夜の山誕生の馬の馬進
上り候へし 山誕生の時山誕生
進上り候なり

一 將軍義政の左殿細川左殿河成の腕
小笠原利経は備前馬を引るより足の

曲上の如き右より持方上腰を屈つて
細川右馬助御馬進上と申すは此の如く
退りし響をさうりく次より宗方を御
目より子存尾先を懸り目引立響
を御り力也一内舎人へ後さる也
此の如く目引立の馬の御馬をいふは
其の御馬引立の響を掛上り目引立
馬助を上と申すは三足退宗方尾
の方御目より子存尾先を懸り
目引立響を御り

一 馬糞未だ梨地の鞆籠之萬葉切符の
厚徳子の居る響をよりかけ付たり取
深し梅漬黄や又目引立の口鞆に相度
痛し相の乱紋の蔭籠之全唐年の切符
白徳子けおの多尾なり

一 同御馬進及々之事 細川及々令入大庭
御出 公方儀の内舎人、後より一響後響
二響馬柄抄二響三響衣四響退繩
五響鼻草六上綱七後掛八
鼻捻九馬柄を御りし次方法より
祖文御理多長棟より仁科月毛と

中なるを公儀、進上中御馬進及々
を舎人より上の内舎人、後より内舎人
二人由目及々の中身を御りしと取合
人の久七と申す御馬進、御馬進
不致よりして内舎人取上よりそれ
久七子を放まや、一取上を、三合
久七う直実を威せしと申す上、進上の御
下手むや

一 軍陣にて馬法をさす御馬と云は返
ぬらのや、前へ三足引出響を御り、宗
方と九を名を馬と力也一申すは御馬
申すは御馬と云は、陣中の法や、馬

一 馬の右を湯と、左を法と云は、御馬を
引人を上手と云は、黄紙をたなひ、御馬と
て、役をさす人の湯と馬の法と云は、御
人の法と云は、御馬を御りし、御馬を
御りし、御馬を御りし、御馬を御りし

一 鼻礼の馬は口の方を引人上手と云は、
御馬を御りし、山馬草毛を尾と響を少
切て色をさす、白布の御馬を響の御馬
付る、御馬を御りし、御馬を御りし、御馬を御りし

山鳥茸毛の馬かくハ七志のた案馬
なり口の方ぬ長草とのなれ

一馬の鼻竿の支馬の鼻先より尾先
へくして切なり竹の中の方をぬきぬ
麻縄を通し街のくさうに付く多縄は
折れく引あり又糸付の方ハ鼻柱の腕
掛ととあるはぬれちとせめをさるの且
折込板なりこれ魚のあひちいや
懸して曲馬ハ人か出さぬとのさう内
を清らけさし一人より五里とさるハ
曲馬をへし能くせり

一馬の病より鬐を知ら長草を短くし
身も息ん鼻の内と目目の内と
又鬐を病言ハ毛落れく息もあつく
鼻の内鬐身と鬐目の内とさう見ぬ
一馬の息令の秘方難字長と運機若草
踏鈴の灰ホ分ニ合右の上ハ水とわか
息令の妙あり又秘方人參中草白朮
ホ分ニ合粉子の肉をわか粉に包ま
付るこれ秘方也用る秘方なり
一馬の病より鬐を不云用る秘方中草

一馬の病より鬐を不云用る秘方中草

一馬の甲乙個の事

○甲乙の日病馬ハハまきと物と極と
耳物を可少一肝を短なり
○丙丁ハ短ハハまきと物と極と
ハと病や
○戊己ハ短馬ハハまきと物と極と
魚ハ脾を病や
○壬癸ハ短馬ハハまきと物と極と
ハハ腎の腫を病ハ何と病也
此をいハ兼と酒令也
馬の養生の秘方也

小笠原大膳左衛門

長服 右近左衛門

貞彦

右弓馬古実集 河内郡 権方 秘受
依内 執包 弓馬 年 ありとも 亦 也

中 代 志 之 由 也

貞成

五 弓馬諸禮

- 一 弓馬は右の礼は、射の事、復も亦立
大管掛小管掛流鏑は、五ツの条同感也
たと、五ツ相まて、射を返、是とも、口傳
右実を、いま、おし、志、一、一、の内、三ツも
、付、し、ん、の、字、を、の、復、あ、り、ま、る、に、
一 二ツ相掛、射の事、車は、わら、五、大管
掛、三ツの中、三ツの、地、物、を、い、智、う、け、ま、る、
時、二、重、三、重、法、も、も、ろ、れ、復、と、わ、く、事、の
、い、あ、り、一、弓、の、中、末、に、つ、け、て、も、人、の、名、を、
思、う、ま、る、に、平、生、等、秘、受、古、ま、り、ま、る、
也、
一 矢を、一、手、と、云、ま、り、九、矢、を、一、手、り、て、定、ま、る、
必、三、重、法、一、二、つ、ち、も、矢、を、い、し、て、あ、り、て、
一、手、と、云、ま、り、一、手、と、云、ま、り、矢、の、始、矢、一、手、
四、目、一、手、射、の、こ、と、を、知、
也、

- 一 矢の射を、二ツ射、射、時、矢の品に、う、り、て、あ
矢、付、ま、る、と、も、又、二、の、矢、も、何、を、い、し、ま、る、と、
也、也、
一 鞆を、尚、流、ま、る、を、い、し、ま、る、云、ま、り、
一 一、つ、ち、あ、り、の、一、つ、ち、と、云、ま、り、
一 右、鞆、を、一、つ、ち、鞆、と、云、ま、り、一、つ、ち、鞆、を、い、し、
左、を、一、つ、ち、鞆、と、云、ま、り、
一 矢を、別、に、外、向、の、湯、成、を、一、内、向、の、湯、成、
也、一、つ、ち、相、の、皆、外、向、成、也、一、但、矢、射、を、
扱、多、指、候、湯、湯、を、兼、う、る、事、多、一、証、矢、
と、も、二、れ、等、又、二、つ、ち、扱、矢、と、も、此、を、知、ま、る、
一 津、矢、と、い、ふ、の、射、候、為、多、也、也、
一 矢、二、三、建、の、羽、を、射、ま、る、事、は、皆、扱、指、や、り、に
わ、り、あ、り、上、に、も、羽、を、を、射、ま、る、に、添、を、
弓、扱、と、云、外、の、羽、を、外、扱、と、云、成、也、一
此、内、外、よ、り、も、添、を、い、し、ま、る、事、一、四、建、の
射、候、下、成、羽、を、射、ま、る、事、也、
一 四、建、の、射、志、ま、り、羽、志、ま、り、射、と、云、ま、り、
小、羽、の、下、は、は、り、傳、あ、る、事、也、
一 一、つ、ち、扱、を、一、つ、ち、と、云、ま、り、一、つ、ち、扱、を、い、し、ま、る、事、也、
一 一、つ、ち、扱、を、一、つ、ち、と、云、ま、り、一、つ、ち、扱、を、い、し、ま、る、事、也、

- 一 徒馬股と云ふは、彌矢に射して、その名に
かゝるは、層股を去けり、由り、彌り
射さるる時、矢の射と云ふ、一、鞆、層
股、かゝる、矢と名指す、凡、かゝる、の
時、彌り射して、云々、又、注、筋、が、瓶、の、尾
を、射、さ、り、一、相、積、り、と、い、は、れ、は、り、云、々、
一 矢束巻とのけて、は、る、事、は、か、つ、矢、の
頭、を、相、あ、り、と、い、は、れ、
一 矢を凡、さ、る、事、は、さ、る、事、の、三、半、を、凡、
に、さ、る、事、と、い、は、れ、
一 紐、尻、の、彈、矢、を、ま、り、と、相、と、い、は、れ、
一 一、二、三、の、筋、を、指、さ、る、二、三、の、筋、を、指、さ、る、
一 一、二、三、の、筋、を、指、さ、る、二、三、の、筋、を、指、さ、る、
一 一、二、三、の、筋、を、指、さ、る、二、三、の、筋、を、指、さ、る、

- 一 徒馬の相、寸法、として、い、は、れ、る、人、の、筋、
又、さ、ら、に、力、に、あ、り、一、但、押、込、り、
二、寸、五、分、長、も、三、寸、寸、又、さ、ら、の、力、は、
三、寸、寸、長、と、指、さ、る、事、は、勿、論、三、寸、寸、
より、短、く、も、後、難、を、い、は、れ、
一 尖、矢、の、相、心、矢、と、同、事、二、寸、寸、を、
さ、ら、も、一、筋、と、も、長、短、の、公、に、さ、る、
一 矢、に、筋、筋、と、い、は、れ、
一 貴、人、の、筋、矢、を、さ、る、事、は、先、矢、を、
さ、る、事、と、同、事、と、い、は、れ、
一 貴、人、の、筋、矢、を、さ、る、事、は、先、矢、を、
さ、る、事、と、同、事、と、い、は、れ、
一 貴、人、の、筋、矢、を、さ、る、事、は、先、矢、を、
さ、る、事、と、同、事、と、い、は、れ、

をや

- 一 弓を法時一の子二の手にや半は又半身
のより五一一も南流より半や
- 一 弓を法子の飯條より末首を北にむけ
くき法ぬと成一一あとも凶来とせ
か許し半半とある北よりいふも一
半の半半人の後より日休法をさる
も法ふをさるる二極を法流りま地
の袖より弓を掛し出ま一一
- 一 弓感と人よきすまに法より弓のより
内竹を上一一と地うとすけす魚一
外竹を上する人あり正義あり一
一 主君の内付よある時も初を付てハ必弓
を持く惣一一弓を付いす馬をさる
時初つけ弓を候志り半より異係や
見ぬと半成一一又使直の休
せ弓をたの膝に横してと惣一一と
持くおといたのよは控く持る一握
より上を能得とりて法をいさる
原一一但内く傍より危してま附か
物よ弓かけ置おくとも一一か

- 一 初を付る弓持る時多押せト又
あはたの着る弓を肩におけても後難
か一一又使直の取より弓をさるるも回半
か一一弓と弓に立一一馬半立一一
一 弓杖を突き右半と寄一一た
弓杖を突るハむ武をさるる利
矢を肩より取弓杖の裏法流小極多
のああり一篇よ不定かり
- 一 矢を肩又ハ初をつけ右半弓杖を寄
立一一弓時たよをハ手と腰に細き一
突眼よき法を外の方おす一一は時法ハ
御直ハ向く惣一一法を右ハ向く
- 一 矢を肩又ハ初をつけ右半弓杖を寄
立一一弓時たよをハ手と腰に細き一
半法を外の方おす一一は時法ハ御直ハ
向く惣一一法を右ハ向く
- 一 弓杖をつて人よき途又ハ物をと中時
回半以下の人よき手を握り納か礼
き一一も人よき弓をさるる出一一たよ弓
に依て腰をたよ懸屈して物をと中
折し一一又あありハ半ハ弓を右握

突弓よりおし碓才をいりしを首をさす
用程の時よき

一 馬に乗りし時何しろ杖をさ突く馬は
宗と後よりを直交する時又弓を取
替は度をもつ上とておる由一宗上の
時と人よりをさす時宗とては
弓を握り馬は宗とておる由一宗上の
おる時を回復なり

一 思の如に馬をけしといおる時する時
持し弓のお弾をさけしとて成といおる
にあやまらぬ事なりなりなりなり
このやけ時をさす杖をさすなりなり
行し一矢を射初めりなりなりなり
突弓よりおし碓才の事也

一 主君の四侍の時より用とりて先づ
とておるなりなりなりなりなりなり
也通にさすなりなりなりなりなり
一 近代公方此の足折は宗人の出をさす
して足折を履たり是を麻笠履友
の御代より山形笠履なりなりなり
先ずの時毎ななりなりなりなり

一 先ずの人におし碓才を履しなりなり
あかりなりなりなりなりなりなり
ときなりなりなりなりなりなり

一 遠旅の時なりなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなり

一 杖よりをさすなりなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなり

一 靴をつけをさすなりなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなり

一 策をた手に持たなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなり

一 主君の時より目四目かたりなりなり
なりなりなりなりなりなりなり
なりなりなりなりなりなりなり

- 一 時をたてしむる取柄持する人をもつ
- 一 沖儀の時を力役人中馬也ハ初と解難を
さうして内を力と結し一と復のりさうさう
斗人ミカセウラ不付かうし内を力と持て
- 一 替いたる履右より脱之又四的の時をたか
履くたうし思くこいこ履は口信仕あこい
- 一 矢を人に出す時投矢としてかけ出さ事た
嫌やたとく中事(出まともを付おま)は
- 一 さきみおをい神功四目かとして射し一思
しつれのおをい何矢を射さかひと結
てさき事と
- 一 換物をい板と持てまきふ勿備とまら
本草のい系武を貝かふる紙と下一切
事と換する物とあつ換おと云板に結
つて
- 一 木の葉を換おかしてまきふの柏の葉を
おとさうと云板に一葉の上下を切ら
るくうく切らるはよして系武を射さ
る一萬の換お地の上守とくとも木
草の葉をとい能地をうは換(さ)
- 一 野山にて系武の役をさう換おをまきふ

- 一 時、南うて花の葉い下おさるやふまは
魚一 尾を鳴人もおれの時少き時
ん也(さ)り利 主君の級又きま絶
今き及又時子苗の葉をい保る級
又苗を人の級をいまぬものや
- 一 いまう目を換おせぬとや麻元鹿級
の衣裳に四角あり一にうて射さる
事と定やせう
- 一 相替に射さる事と射相を苗代あ
に用といれ成
- 一 片一の也後花をよあちいさきむに三ッ
片もいま五五五一一大成む一一人に
うらうよ
- 一 木の葉の中にならるをわの柳と神木と
神神と用も(こ)いおかき(の)葉かちの系
を射さる事とやまきう
- 一 鳥の中よ不射さる鶴鶴鶴かとも射
了はけいも射多ある一き神玉の風
儀なり
- 一 雑子より大成をい何も肩とぬきて
股に射し一鶴より下の小きい肩は

- 一 小多ありとも馬上にて射的の盾をぬけて射するよりとや侍なり又本ある多き小多るをも肩ぬくととや侍なり
- 一 馬上にて素袍の紐柄の歩互の附の回車に巴一込くととや侍なり先には唯を射し秋中は雄を先射しと云侍なり是の多の二双の附のゆ侍なり
- 一 勢を伏て射すと侍なり想して馬を嘴を射す尾を射すと云名目なり
- 一 小鳥射の附肩を挽より綱をつくり小車も又物をとすもや射よりと云侍なり
- 一 小多るを射すも肩を挽と云侍なり
- 一 木多るを射す馬多るあくまで下ろしたぶくしにて押子を上げ成して多によくはあてがい右をとりし多る射し一馬を射して能く矢を放し馬の足に事よりして舎人よりや射する人おれも手廻のむらめ侍なり

- 一 うけ多るを射すも多きと馬を重し横多ふかして射するなり
- 一 押おしてかけ多るを射すとや相侍の稚子限半也余き多るの多を侍なり
- 一 伏多るを馬上にて射す附はかとて馬は取し多るより下寄るなり左膝を射しこれ中侍なり
- 一 小多るを、細神院鹿がら又四目杯に多射し射し四目杯に多ると侍なり多るを射してちよと云ある矢を侍なりあるとや侍なり
- 一 射取の物に射取の善悪に入つた射多るも、車肝の威に射り矢不ると侍なり侍射する人の回車かううり多切筋遠馬をかたし射し多るを重し多るを射しと云侍なり
- 一 射する多るを主人矢を扱はせ侍見くこと侍あるは侍多る抱来主人のたふ多る侍同し侍し横多るを射し多るも侍多るも侍射し又多る侍多る侍多る侍多る又本多るかた多る侍

矢先に付けて射て返らぬをいふ又射さ
 るものも多し一射するの相の中に振る
 物中やう矢を射つるや
 一 麻をい正正といふ七なり 扱多あ
 せきお扱よりしてこむせと云一十攻
 も解れい大むせと云一
 一 先達麻をい正の相と云おせり二取目
 たりをいれと云はれと云一
 一 物の習うて一正の相のみ射一おれ
 たり射るうおたり一正の麻を射るは
 おれと云てはまや 是よりおれた
 矢を射るや おれ射るは
 一 正たよと云きたたは糸のおれまけ
 くと半か一
 一 麻のほく布をい川とも云一又お
 たり御後をい川とも云馬上と云
 うらと云て射かると云一
 一 麻はよと云射ると云いおらと云
 たりと云て射る半と云よと云
 麻はよと云と云や
 一 景より 麻を巻や終さやて射り

物と名やうにしようてつらみて扱てか
 とく中名あり能く分別をいして
 云一と云なり
 一 おがと云相はあれともかかと云相か一又
 おかおかと云相を射の相はよと云人の
 あらと云相や大か一と云相をまて
 一 射傷はらま終るは流滴馬大の射はら
 せり一神相の扱はら一と云と云の扱は
 せざる也
 一 射の射の矢着いお返相の矢着いおれ
 たりと云と云と云なりおと云一因射
 扱多と云と云に編ま一能矢を射る
 と云射るよりと云矢着いおれと云矢能矢
 よはと云と云一
 一 射の射馬の射糸より半と云射るの射
 たりと云と云一射糸してかと云
 射るは
 一 射傷よと云扱をとり半と云扱て扱
 につらと云一扱をいつけと云一編後居
 川よりと云と云一
 一 首の射の鳥帽子の上にあやと云と云

一 ねのハ皆五徳念にて侍のせし事や
一 麻を射殺さるるハ一立りたあつて
云々

一 将の時物上矢射りて抜る矢に射つけ、
りとも見えぬ事なき程多ある時に、
見事に矢の血の滴り程多は侍ある程、
猪首の取付けは又麻よと云う事
成る

一 将の時上列等に候程、
切く右左の身も押せり候一押せり
むらねのたの子を候程、
たの身より候程、
中候より又取付候と云う事、
て候と云う事

一 岩を痛くをく程、
候程、
て候と云う事、
ぬかると云う事、
一 麻を巻落して又巻あけてと云う事、
たれてと云う事

一 山を走越るよの尾を走越り候

一 尾を越るとも岩を越るとも云う

一 一〇を手に巻あけられて里を候

一 一〇を手に巻あけてと云う事

一 一〇を手に巻あけてと云う事

一 一〇を手に巻あけてと云う事

一 一〇を手に巻あけてと云う事

一 一〇を手に巻あけてと云う事

一 一〇を手に巻あけてと云う事

一 一〇を手に巻あけてと云う事

一 一〇を手に巻あけてと云う事

一 一〇を手に巻あけてと云う事

一 一〇を手に巻あけてと云う事

一 一〇を手に巻あけてと云う事

一 一〇を手に巻あけてと云う事

一 左のまぐさ後（身を）板入板
一 狩の業にたふす習と云ん二天守言と事
但人のまぐさいにたり 馬の大小より身
の乞し付し長短をねまうい切し先不
式をけりてと板ししはれををさる人き
まうすすうて
一 狩場とてお救ほ人感へて引おをを
おとさきこれと物傷の深と云くは深
あかうり定進るおきまう法付を
深余の暇お事 ぶらうと左傷し何と
証矢肩投とささるち力刀以下とまて
とまん時満を修ふるしはれぬの事と
魚し
一 かりうと云半ハ山地のろり山をうけて
おのちやみあつて二十日と云る七又八十と
物をさるるをはく物さぬれいそやをこ
かりたりしはれし 左鎌倉の付しお事
お事 熊程のちをともさ何はははれを
魚を白ぬく 物傷の深を中人有節あり
半やかりの四よりしてと公事をあふ人の
事をもと成候あうしと事を治を治へ

まへとい皆いおぼあうて 狩場の内と成候
と事とまう事なり
一 田獵とて天竺野庄と云胡よと首よりし
事やその意をさるまの身首をさうして料
くささる本の上敷をうと欲と云をさる
なりしをよりて田の名を物と候いまも
物真のさるよりをさるさるなりしはれぬ
事を存して民百姓の好ハ狩はしは
たりおりの事とと候しとさうさる
まうとわく（さ事）や
一 狩山を系とておけとてらをさるぬれはし
持し一弦と云（成し）狩中左のまぐ
又馬は係り持し事あり
一 山を系上とてさるららりさるし一山
ちこれいろの甚切なり
一 山（ま）を上方に甚急を休るよきまうを
のちけり休し一山の上方へ向てい休が
と事なり
一 かりに山を祀ふにその山深くと山の
可なりのおと山の池をうけしゆがまう
さるに池なり 但その事なり一と事なり

一定せざる事や

一 山を登り馬をよきかたして沈と云ふ

出まゝ——は時より一歩を歩む所ありし

休る所を横言よかして是をうつらふ

一 馬をよきかたにあらざるをいふ

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

沈と云ふは沈に踏く云々も後の足より

右馬尾を指す也

一 宿野麻呂又希野の物かと村に居り
よも山を言に家言に先山の海を見え
見くと上を言に方より馬を池に
かきこ方よりしを流す一尾と
紙を平達し一馬とす
方れめを馬に言に此方人なり
馬をけけめやうき事とす業内志
の目よりしを言にかきこ方より
又皮筆を紙くわめしを言にた
し馬を家かろを言に夏も言に
一人と先少き山の業内を言に
より利根俊高に言に言に人
成也

一 馬を家言に息子の成野成一
り包をけし言に家殺を言に
信房と云言に内左流の手尾と云
りけり物と尚流のうら切と
かりかき言に言に事や

一 馬を責と息の言に言に言に
計と言に言に言に言の先

一事に言に計を言に血を出
言に成也一計を言に成也
か言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に

一 馬を責と足の言に言に言に
み言に足の言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に

一 馬の言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に

一 馬を責と服の言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に

一 馬を責と腰の言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に
言に言に言に言に言に

これ等の故も人皆後房敷十の日後の口
成

一馬を煮るに昔より三汗三汗三汗
片層をいりこれと汗合より汗合を
煮て馬を煮てはるもいすよ
煮殺又煮い事病も付

一行が射は馬を体一三汗とけか
先二汗と中の胸のいの中汗をさして白
いもの程感の少の事その汗流て其の
仇先して流落るを二汗と一汗と
三汗とを体息をつきて絶一又二
汗と云はるを体めてい存を煮煮煮
馬の身汗をさして又仇味のも先、煮
とるを中かかくのちくあま二汗あり
ととて馬を体て息合を二汗のさして
煮るに三汗又三汗と中の眼おより
汗ありてまよりのま汗たよりてまも
のさく煮の煮るをさして汗又馬を体
て煮る一汗汗合かと煮すられ
中さき煮られとも煮られあやまら
流のさる弱く一たつかをさるこれ

いとして引よきあは敷多のまも
ま

一馬を流すに手徳を三汗踏中三汗を
させより名云たり手徳をいりこれ
云名目と口成一たつかを切きと
中の煮く口煮すして中の汗てを
煮るに中の肉にいさくもゆりかく
を煮るをさやその切汁をかけよと云
煮殺一羊をさるとこれと手徳と
このゆりかき事ありけ名云の中の手
の内の踏中一い程もま二後勿論
中をいりよりて又二極まま一は

一馬は煮るに手徳をいりこれと手
徳をいりこれと名目たり煮殺これ
と名云の手のつとまこくまこやうり
を流けまあ一ちつく取とい煮殺を
煮て煮の引手にちり手徳これと
り小包に包く手徳を煮く包ゆりか
煮馬にあまらぬと云ふ
手徳を煮よ煮煮煮と煮るの事手徳
をいり事煮流さるか成一り手

口の括をカウともカッともかーと云ふ

一手握り射は拳はうらぐや射のすう
うらぐやとくー又あまうに肘の出
うらと思ー腕を括おー一手握り射
さかり)

一手握り射の内寸の括はーたつとて
射多共射をー一手の内いふとも思は
まうらぶとくは信もまも多うらー

一手握り射の括は射をよく射居る
少後編射家掛るは信はまー志うと宗
然るにまうは鹿の穴を射とて
左人もやせーと志うは躰のとりり
かすくは信はーこれをこの括はと云
威ーまう括はとて射居るは
信もまう

一手握り射の括は射をよく射居る
少後編射家掛るは信はまー志うと宗
然るにまうは鹿の穴を射とて
左人もやせーと志うは躰のとりり
かすくは信はーこれをこの括はと云
威ーまう括はとて射居るは
信もまう

一手握り射の内寸の括はーたつとて
射多共射をー一手の内いふとも思は
まうらぶとくは信もまも多うらー

一手握り射の括は射をよく射居る
少後編射家掛るは信はまー志うと宗
然るにまうは鹿の穴を射とて
左人もやせーと志うは躰のとりり
かすくは信はーこれをこの括はと云
威ーまう括はとて射居るは
信もまう

一手握り射の内寸の括はーたつとて
射多共射をー一手の内いふとも思は
まうらぶとくは信もまも多うらー

一手握り射の括は射をよく射居る
少後編射家掛るは信はまー志うと宗
然るにまうは鹿の穴を射とて
左人もやせーと志うは躰のとりり
かすくは信はーこれをこの括はと云
威ーまう括はとて射居るは
信もまう

一馬と書るに多宗射もまうー其の中
よと繩也ーをいつれのうらと宗は
西分は直に手繩や痛く信て左中
度と百度も宗又たく中度と百度も

白馬一騎よ也ーだりーに也ー
又うき足よ白馬一右打時かうけく
とわしてその儀をけし車も

一 同家孫に宛の踏ねの外子の宛と六羽
の肉上一文字に依て踏りけー内宛を
鼻と投ぐを踏ー同家ありりまや
一 同家孫より孫の取ねの外子れを冠とハ
ゆきくと少あけて取ー但馬の口ハ
あー

一 同家孫よつきを輪を依時ハ有る馬
を寄つちまきよりせしとくあーたふ
さるるをハ投きよりゆきとて入
これと系殺宗たまらふとて車も
りりりりり

一 同家孫よつきとさすれとハ系ありふ
むきはととさすやにこーらふも繩
一の所要ありー
一 同家孫よつきと是合汗合よとさすけ
ることを休めす 是れをせせれい
養ふることよき事とてぬけて輪よ作てみ
口ーてきねーふん

一 獲き産を馬ふけりて遠を也と云
ありまらぬも繩也ーの子孫よせんま
産の遠も也のむりぬ

一 馬と系につきて潤子と云とト事是方
一 羽ありりりー云高角微羽の中言の
口の上中下にかりりまの口の位と云
ゆきと云きと響とつけて又そけ馬を
左にうけさすると云ひ下ーこれと云の
位と云えは上中下と云又九不纏し
てと高角微羽の布響とつけてと
ゆきと云きと響とつけてまの位と
あふれハ系人の心落つやーて口ハ
堅うとてと云きと響とつけてまの位
と云きと響とつけてと云

一 宛のよそ依と云車所要くぬりぬ
立と云ハ馬よ添て踏之依と云ハ投せ
横さぬと踏ぬ

十六 京祿記拔層

一 敷皮ヲ鞞覆スル故出陳ニハ白毛ヲ尤レテ敷飯陳ニハ白毛ヲ前ニテ交通法ナルニ等持院殿多々良濱合戦ニ出陳ノ敗ニ何トカシツラシ白毛ヲ前輪ノ方ニ成レ掛ル御心ニ叶ハサレテ急陳ユニ其終御出陳也然レ其軍ニ御勝ユニ夫ヨリ出陳ニハ白毛前ニ飯陳ニ左ニテ定メラル足利家ニテハ出陳ニ雨降ルヲ吉例トシ玉フモ右ノ出陳ヨリ也其トキノ合戦ヲ殊外大捷ニ思召トキ出戦前ノ夜ノ夢ニ神泉苑ノ池ニ住ル善女竜王尊氏申スニハ明日ノ御合戦ヲ勝セ申スニ何ト敵方競掛ルニ卒忽ニ軍ヲ初給フカラス能北ニ雨ヲ降セ申スニ其敗ニ兵ヲ進メ切掛リ給フニト夢覺ケリ如案明日敵方覆来リテ迷惑シ給フ処ニ村雨一敗降来ル夫レニ競ヒテ切掛ケハ忽チ勝給フトイハリ此謂レニテ雨カ吉例ナリ

一 庶苑院殿ノ大射柄ノ御矢驗ニハ本刻ノ邊ニニ引兩ヲ用ヒラハ是ヲ細川家ニ下サレ其終用ヒヨトノ上意ナレモ御調度ニ紛レ恐レアリテ暮目ノ夕際ニ細川ノ屋形ハ竹ノ根ヲコレ候也

一 大追物ノ省ハ公副ノ者脱セ申テ中間ノ渡スナリ自身ハ不脱ナリ落馬シテモ同夏ナリ

一 笠掛ノ日記ニ○如此批筆ノ日記ニ唇六拳外ナリ○如此記スハ落馬也○此ハ矢アリテ矢ヲ不放驗シ○如此ハ矢ハ中レモ弓ヲ取落シ弦切レタル敗驗ニテ批筆ノ心覺ヘナリ何モ心覺ヘナリ矢ハ中リナリ

一 大追物手札ノ各様

三三三三三三三三 此心ニ端作りニ行ニ唇
三三三三三三三三 十ナリ

一 四本掛ノ内ニテ庭衆スルニ毛鞭ヲ指ナリ然レモ梅櫻ノ盛ト雪ノ朝ハサ、又法ナリ

一 常德院殿ノ御代ニ小笠原刑部少ニ祈禱ノ挨拶一人弓ノ体配リ仰セ付ラレ參上申ス敗折節雨降ケレハ傘ノ影ニテ兄ノ宗信問申サレケルハ一人弓ノ体配ヲ覺悟シタルヤト問ニ取刑部中ノ体配ヲシテ見セラレケレハ言語道断トテ傘ノ影ニテ教ヘラレケルトイハリ

一 波斯麻弓白麻鬼弓ト云ハ當取坂東ヨリ出ル在処ノ名ナリ此処ニテ作ル弓ヲ申スナリ

一 敵ノ首ヲ實檢シテ捨ルヲハ許スト申スナリ
是ハ友曳サセヘキ爲ナリ棄ルト云ハ友曳ヲ
セヌモノ之味方ノ首ヲハ納ルト云友曳サセニキ
タメナリ

一 大追物ニツノ音ト云古アリ斤瀬前濱ニ
テ波ノ音ツ大ノ啼聲ヲ臺目ノ啼音此ツ之
御所様扱物ヲ遊ストキノ御相手ニ必ス
小笠原氏ニ此此ニ御調度ハ淡路殿御取
儀也小笠原ノ矢ハ自身取ナリ

一 雪ノ下ノ小手ト云ハ豎横赤白也若輩ノ衆
指ナリ

一 的裝束ニ緯白ト昔云ハ今取柳色ノ古也
豎横青白ナリ

一 長袴ニテ弓射ルニハ袴ヲ踏クルマ又物ニ
側ヲ腰ニ扱ナリ

一 小的ヲ扱ニハ木ヲ割草ニテ卷木ノ本方
扱ニ方式ナリ竹串ニテ扱ハ畧ニ竹ニスル
元本ノ方扱ニモノナリ

一 大追物ニ射クニズル射手ト云詞アリ業モ能
キ、誓古モ能仕タレ切者ヲ云ナリ射薰ス
トハ此字ヲ各ニ秘支ナリ

一 的ノ取中リ矢ヲ白丸ニシテ外レ矢ヲ黒ムルハ
當流ナリ中リ矢ヲ黒メ外レ矢ヲ白星ニスル
ハ奉行付トテ鎌倉様ナリ

一 大追物ニ平射手ト云詞ハサシテ誓古モセ
サル誓言又射手ヲ云ナリ名目ニヒライクリ
ト今ノ小笠原悟ラレタリ因郷談タルニ
一 小笠原幡外ノ傳ニ具鞞ノ縫目右ハ大指ノ
方ハ不殘スニシ弦ニ當リテモ鞞ヤブレ又利方
ナリ左鞞ハ縫目ヲ小指ノ方ハスニ鷹鷹据
テモ鷹ノ爪縫目ハ入レ又爲ナリ

一 一手神頭一手四目ノ柄ヲ添篋ニスハ羽莖ヲ
出サズ矧モノ也白篋拭篋ニスレハ羽莖ヲ
出スナリ

一 小的ヲ扱串ハ斤ソキニシタキ初ヲ的ノ表ニシ
テ扱ナリ的端ノ合目ノ外ハ成タル脇ヲ扱モ也
一 外馬場ニテ大追物アル取射手笠ノ影ニテ
裝束シテ殘ノ射手ヲ待合申ス取ハ將ルニ
腰ヲ掛待合申ス也大追物ニ將束ト不謂
射手具足スルト云ニ是ハ大ニ追取手組白
磨三疋勝負ホノ戦法ヲ學子ヲ故ナリ
笠掛流鎬馬射ル取ハ裝束ト云ナリ

一犬追物手組ノ日記ニ限リテ手組事ト夏ノ字ヲ各ナリ夏ハ業ト讀テ右ノ戦法ニ附ク意ナリ其外ハ笠掛射手日記ト計也夏ノ字ナシ

一鼻馬ヲ人ニ見セルハ正面兼方尾左ヲ見セ又本ノ如ク押廻シ兼方ヲ見セテ丸引込ニ足目ヲ見セルハ面右後ヲ見セテ右引込ハ馬ノ左見ル也子細ハ陽也二陰ナリ口傳

一馬ニ手繩ヲ指受常モ出陳飯陳ニ鳴輪ニ通スハカラス橋金ハ入テ通スナリ
一弓側ヲスル秘夏ハ地ノ草木ハ雨露ノ恵ヲ生長ス然レハ物ヲ根ハ天向キ理ナレ夫レニテハ生長スル夏ナシ地ノ陰ヲナシテ生ルナリ弓ハ握ヨリ上地ノ持分ユヘ末ヲ本返ス心ナリ此謂レテ本彈ヲ土ヘチナリ末彈ヲ月ニ表シ本彈ヲ日ニ表ス傳モアリ有情ノ物ハ頭天ヘ向フ非情草木ハ頭ハ下ニアリテ枝葉天ヘ向ナリ

一犬追物ニ三重腹帶ヲスルハ細キ腹帶ヲ本ノ腹帶ニ包漆テハルニ通ス穴ハ入テ取分テ搦ニ留ルナリ軍陳ニテハ常ヨリ長シテ

先鞍下ニ敷俵鞍ヲ置腹下ニテ取違ニ韃通ノ穴ニ通シ結ナリ

一草鹿田物ニ布草ヲツラズ射ルトキハ子コダ筵ニテ塚ヲ包ナリ此トキハ子コカキト不云シテシラク云ナリ
一檢見スル人ナケレハ子足ノ犬ニテモ一人ニテシタル例アリ山名金吾ハ一人ニテ子足ノ檢見セラルトナリ

一鷹ノ羽ハ的矢ニ付儀也但掛篋白篋ニ用引目柄ニモ一羽付ル皆鷹ノ羽ニテハ不列也
一鎗尖矢ハ股ニ鷹ヲ走羽遣羽ニ付ル小羽山山鳥ナリ

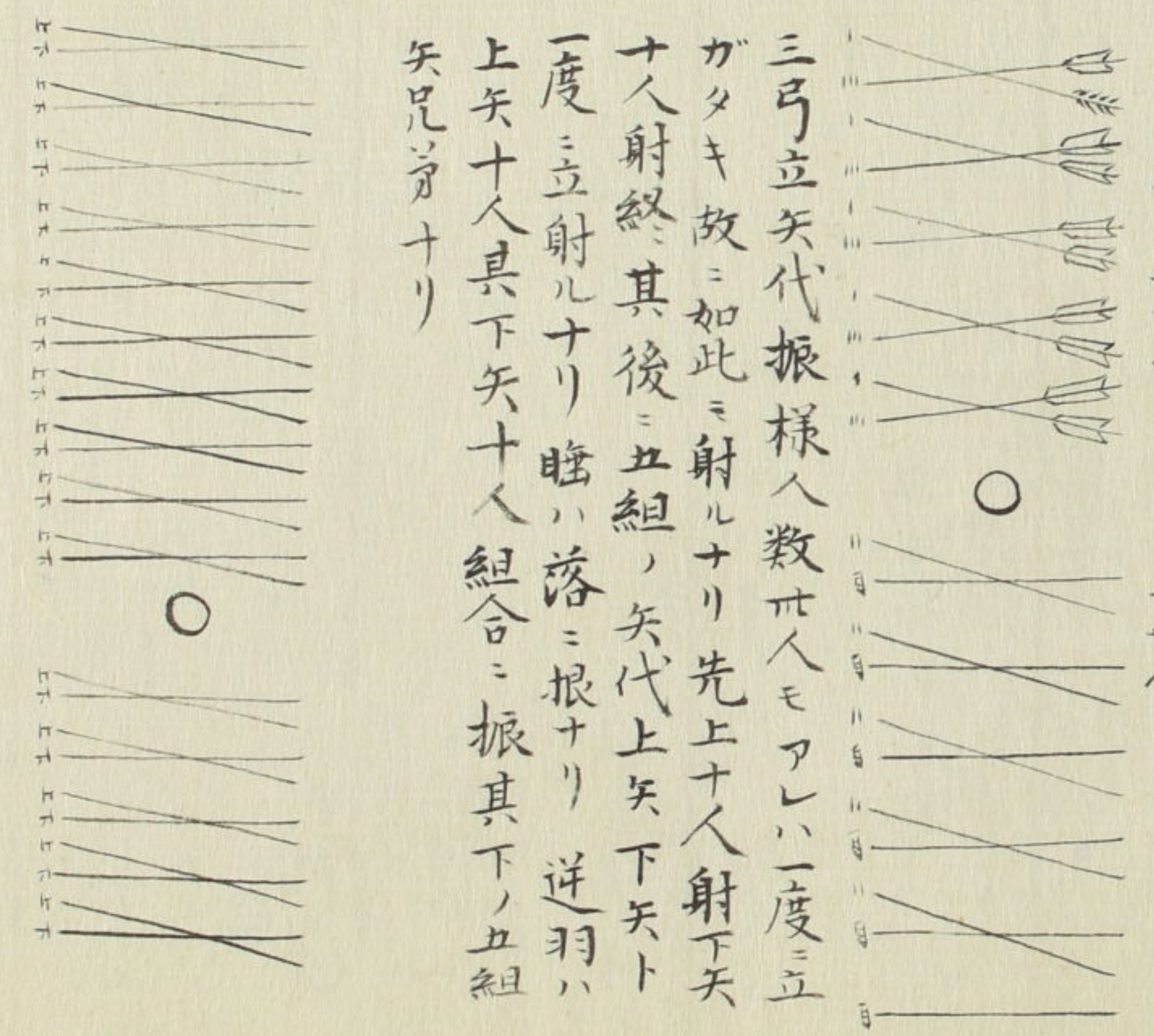
一鞍置馬ヲ向計見セル物也四方ヲ見セヌナリ是ハ引手物ニ出ス時ナリ
一庭衆ニ策ヲ指テ衆ナリ然レハ梅櫻ノ盛ニハ不指ニ雪ノ朝ハ不指ナリ

一公方様御的遊ス取御矢アラハ前後射手ハ畏ルナリ官領衆矢アラハ後計畏ルナリ屋形之主人相手ニテ矢アラハ前後畏ルナリ小的ノ取ノ夏ナリ
一犬追物ノ取崩啼シテ馬ヲ出サヌモノナリ

少聲ヲ掛テヨシ十足ヨリ内ハ鞭ヲ
 不チナリカタミ馬ニハ聲カケテヨキ也
 一御前ノ取祿ヲ出ス役人伊勢伊勢守
 ノ役ナリ此取祿ハ御前ニ持参ラス御次ヨ
 リ一ッ宛持テ出射手ニ給フ銀劍モ白鞘
 卷モ御衣鎧五明モ同シ御縁ニテ被下也
 上意ヲ申スナリ

一足利讚州ニテハ御坐敷ニテ下ナルナリ是
 御所ト官領ノ礼ヲ分タリ
 一御前ニテ胴結ヲ射ルハ大概ハ的前ニ同シ余
 リ目ニ不立様ニスヘシ射果テ三足不退其
 終畏リ退クヘシ肩ヲ脱トキ立カラ脱ガ
 法ナリ畏リ脱ハ足輕弓トテ人ノ笑受ナ
 レ近近代法侍モ畏リ肌脱畏リテ肌入也
 一馬ノ丸チ法前ノ右ノ丸ヨリチ初申スニ
 前後同前
 一四弓立ノ矢代振様ノ受如此二三四ノ順
 立ナリ落アレハ納ニ振ナリ取勢付ヤウニツ
 矢ニ処アレハ取勢大前ニ付テ後ハ流弓也
 三ツ矢四ツ矢ハ四ツ矢ニ処勢落ルナリ
 逆羽ハ一二組ト心得ヘシ

夕上ハ上人
 下下人
 一三弓立矢代振様人数廿人モアレハ一度立
 ガタキ故ニ如此ニ射ルナリ先上十人射下矢
 十人射終其後ニ五組ノ矢代上矢下矢ト
 一度立射ルナリ睡ハ落ニ根ナリ逆羽ハ
 上矢十人具下矢十人組合ニ振其下ノ五組
 矢足者ナリ



右処勢付様四弓立ニ日シ又近代ニツ矢
 ニ処ニアレハ其場ノ申合ニヨリテ合カケ
 取ニモシ又持ニモナル
 一取深ノ手細ト云ハ五寸程宛問ヲ置テ黑白
 ニ深タルヲ云ナリ腹帯ニモアリ

一射手方示的ト云ハツクラニ射付タルヲ申スニ
惣シテ昔ハ探ト云ヌナシ故置ヲ立シテ
探トシ洞結ヲ探トシテ射タリ塚ハ地統天皇
ノ御宇ヨリ以来ノ例ナリ

一的場ニテ自然矢筒ヲ掛不置横ニ置取ハ矢
筒ノ口ヲ我カ左ヘシテ置モノナリ

一サシケノ甲天サシテノ乙矢ト云詞ハ秘豆
ナレヌナリ五度弓三度弓ノ取進立ノ

弓太郎ノ矢ヲ指出ノ甲矢乙矢ト云ナリ
一暮ニ掛テ的ノ白モ黒モ見不分取分ヲ描

顔取ト俗ニ云ヌハ暮テハ物ノ色サダカニ
不見ナリ此取野ニ陸シ居タル盜猫モ出ルニ

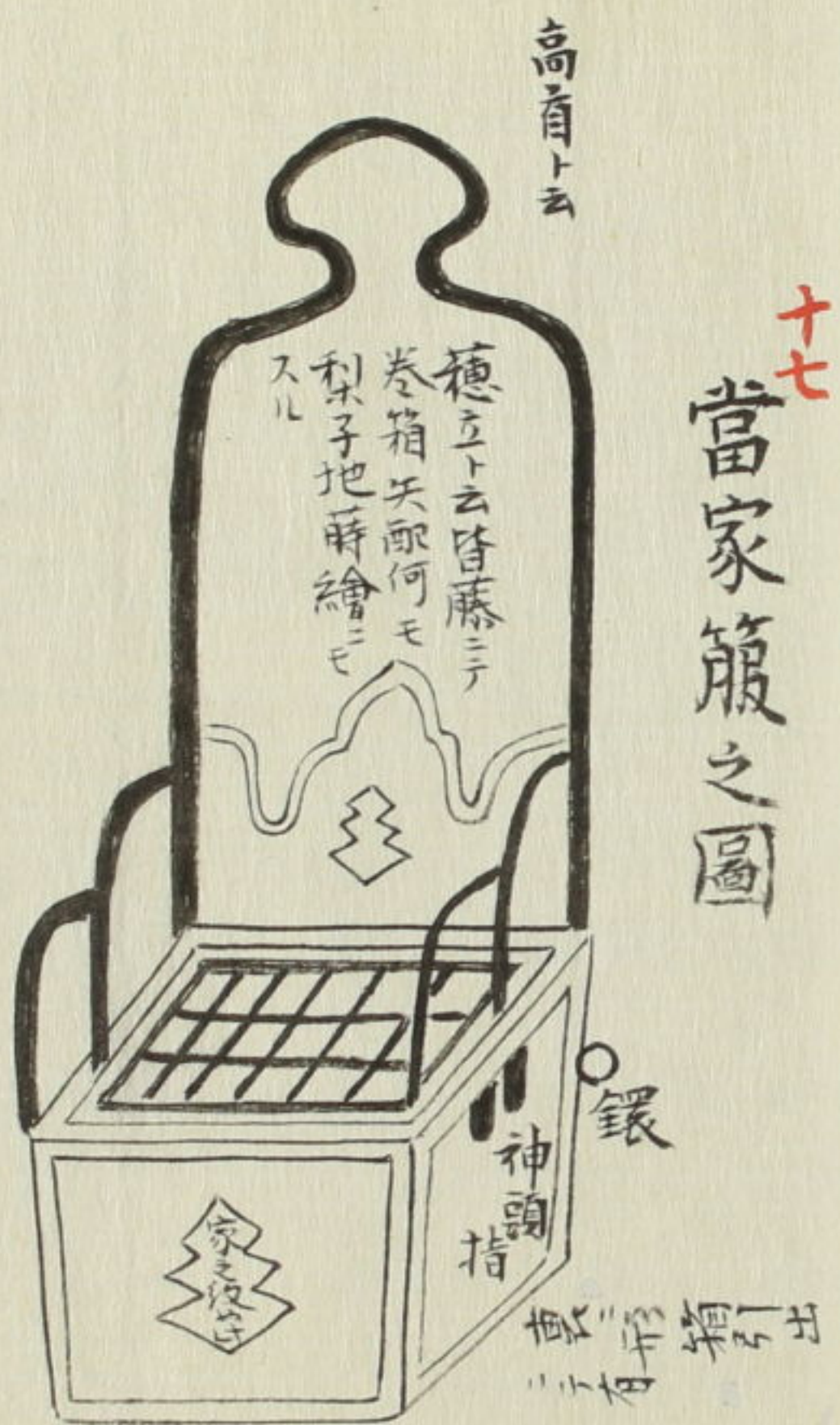
ヨリテ亭々取分申シタル詞ナリ
一射ノノ閑弦責ノ閑弦ト云モ同事ナリ弦

弓ニハ射ソタル弦ヲセキテスルナリ
一犬ノ收射手具足スルニ御所様ニ御棧敷

ニテ召ル自余ハ傘ヲ張其景ニテスル法也
小笠原殿計ハ御繩置知ノ部屋ニテ召シ

来ラルトナリ必ス何モ傘持テヌヌ法ナリ
以上

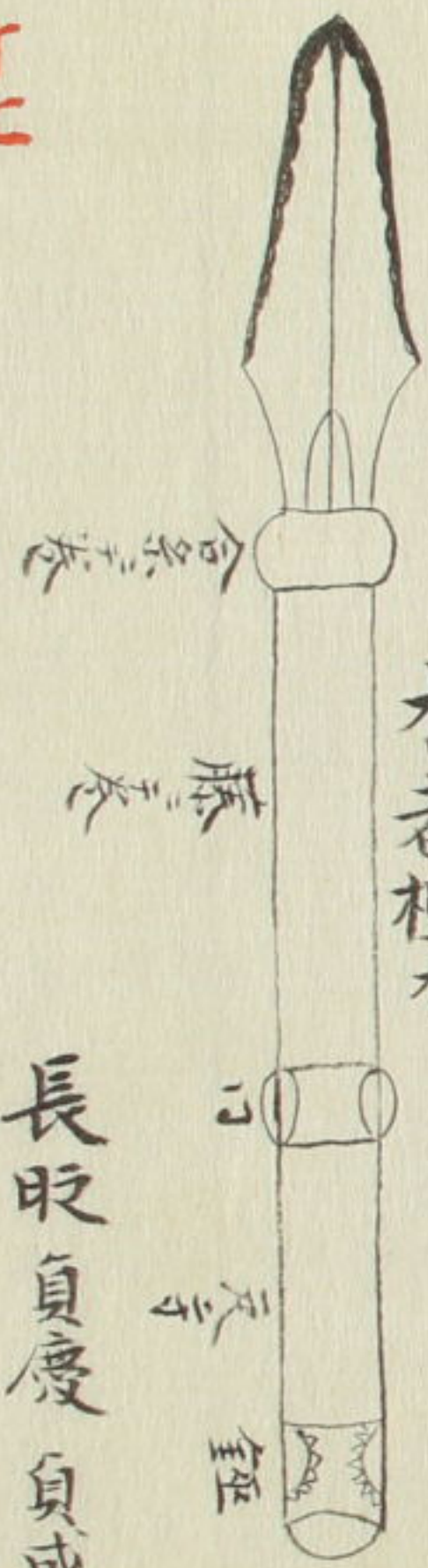
十七 當家箠之圖



當家草履

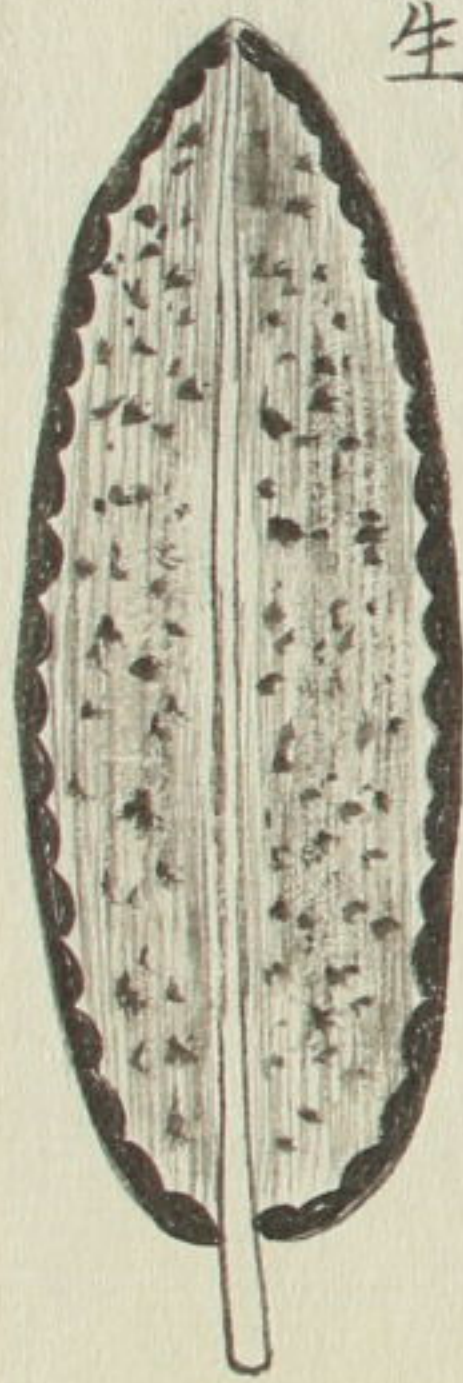


木者檉木

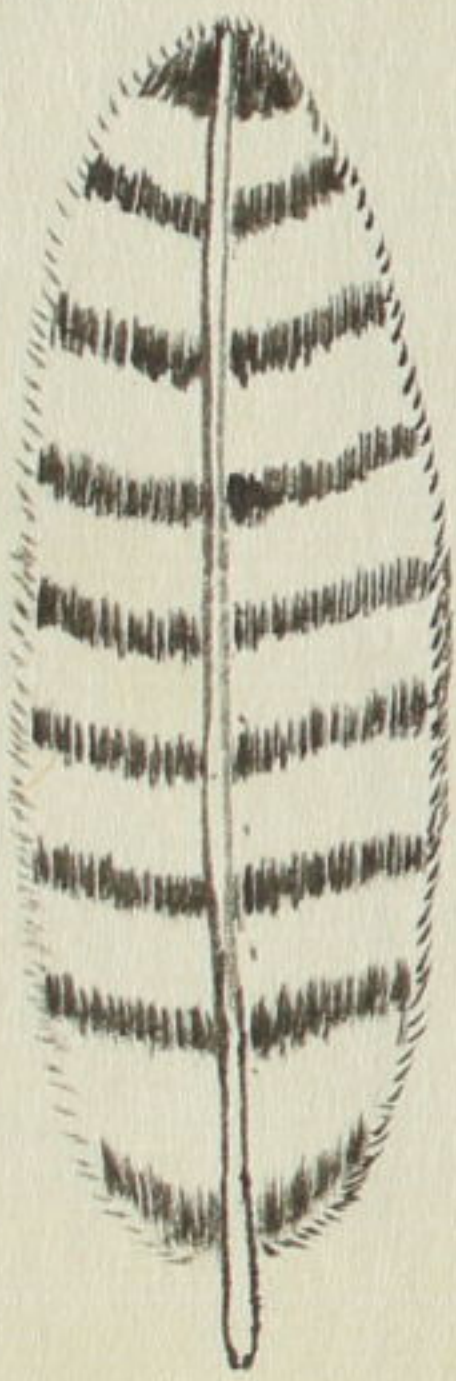


長取貞慶貞成

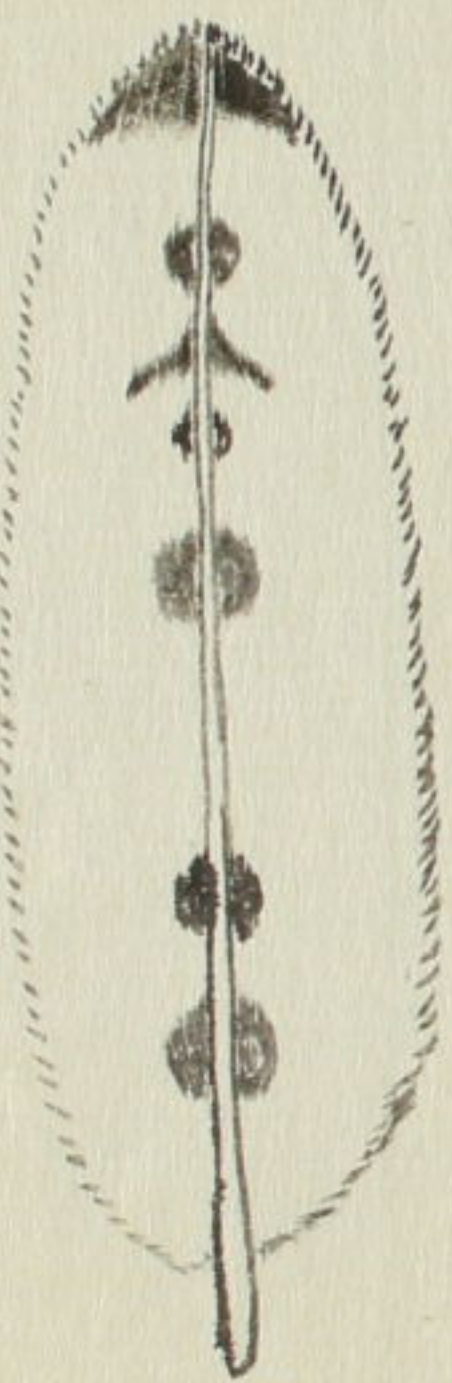
淘濱切生



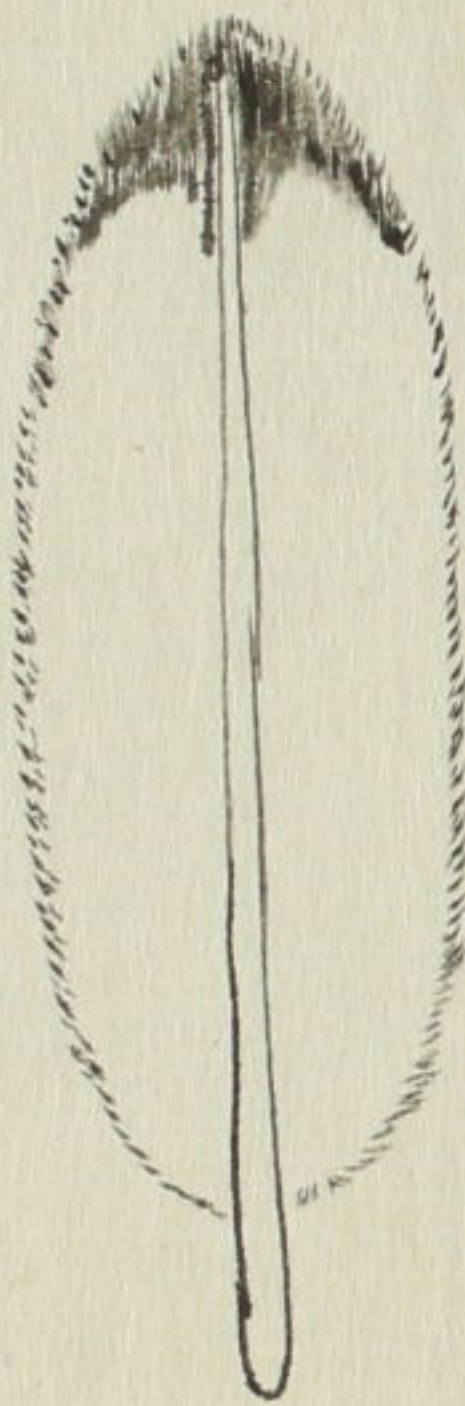
鴛切生



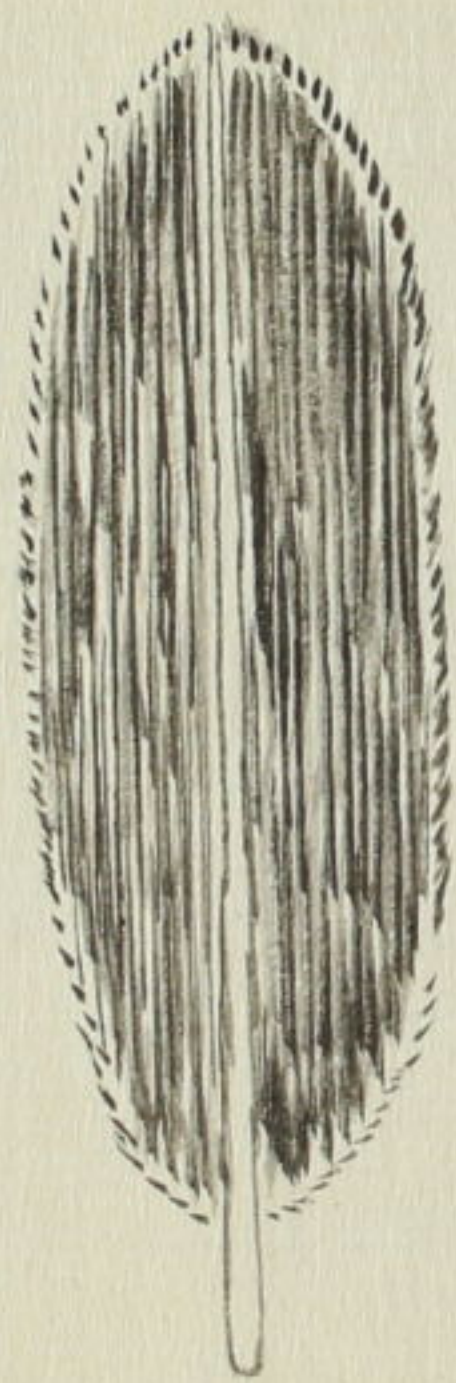
大目



大目黑



立筋



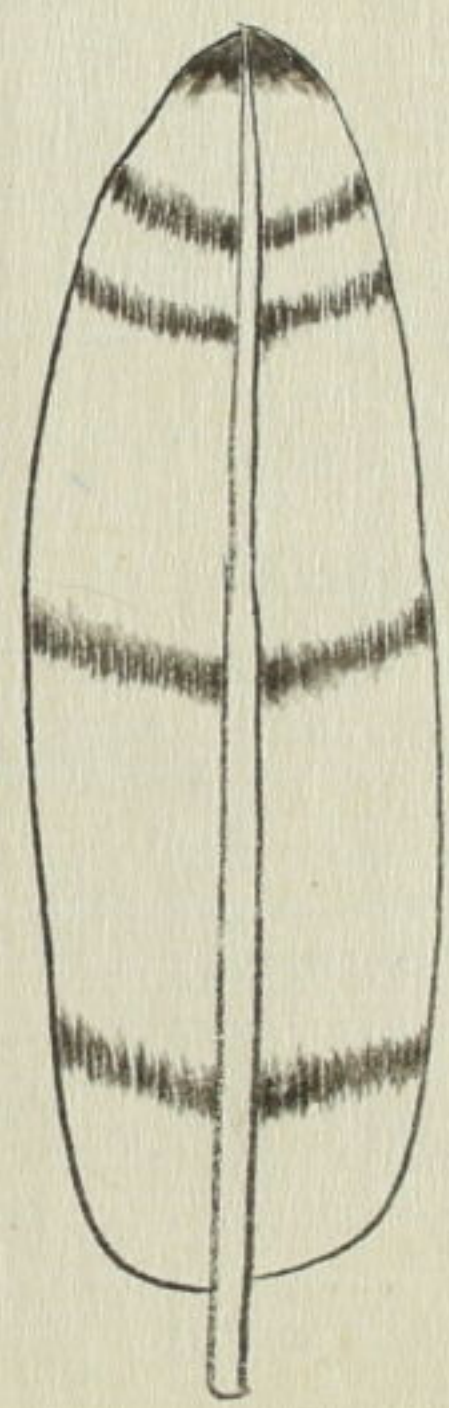
鷹



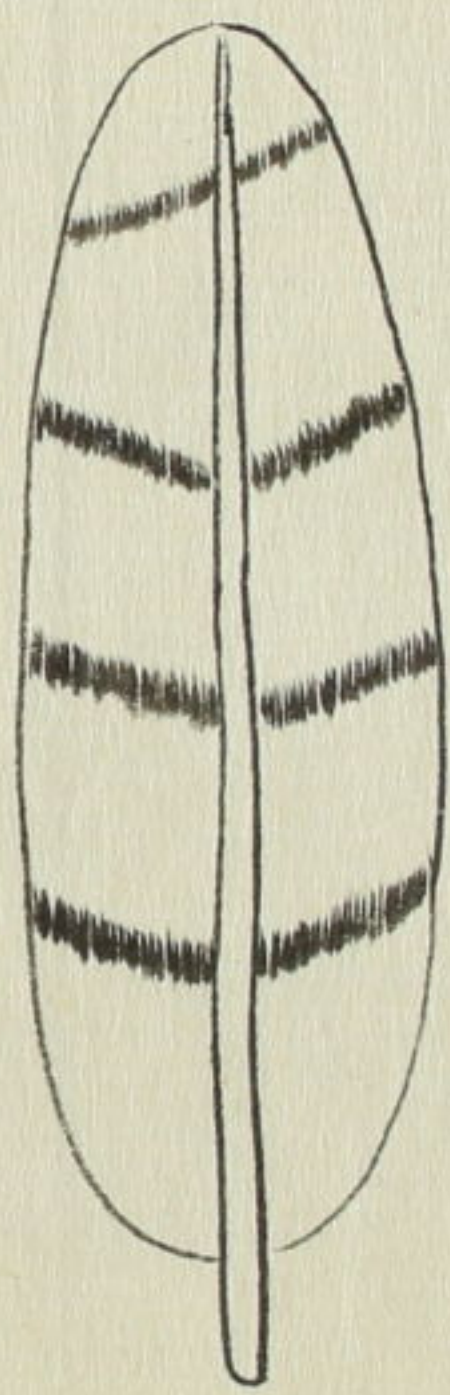
尾散尾



鳴尾



鳴羽



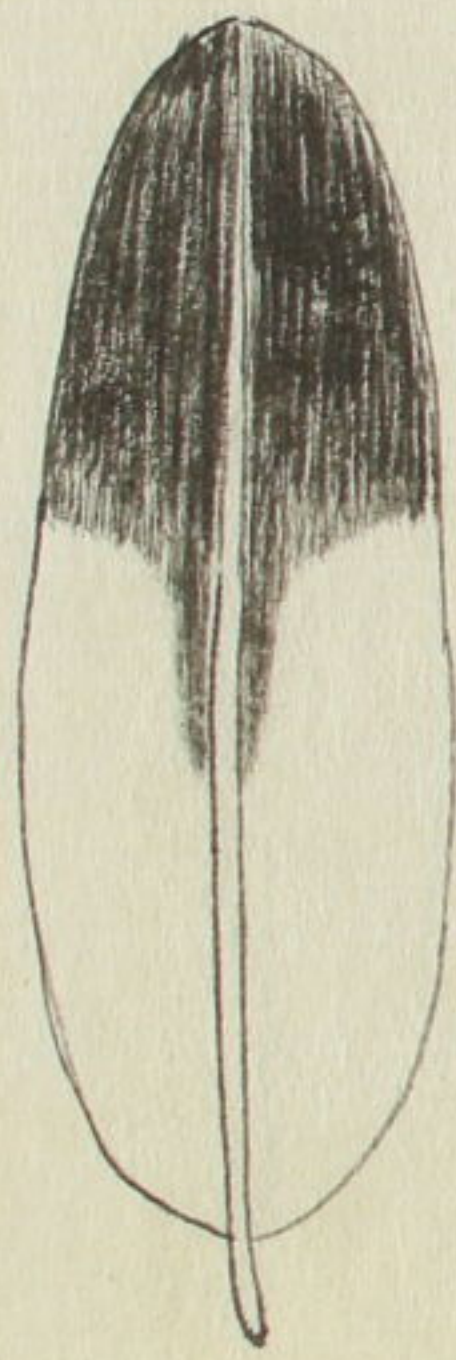
十八 當流羽鏡之昏

凡從上古真羽鷹羽雉子山鳥之真羽蜂鷹緋鷹等名羽之真數開善寺殿 貞宗 之比近雖有一百枚次第名羽世間減少而至應永年中備前守持長之以羽數世上及共十枚云雖然是書之羽鏡押形、從貞宗以來傳來之深秘之趣而已

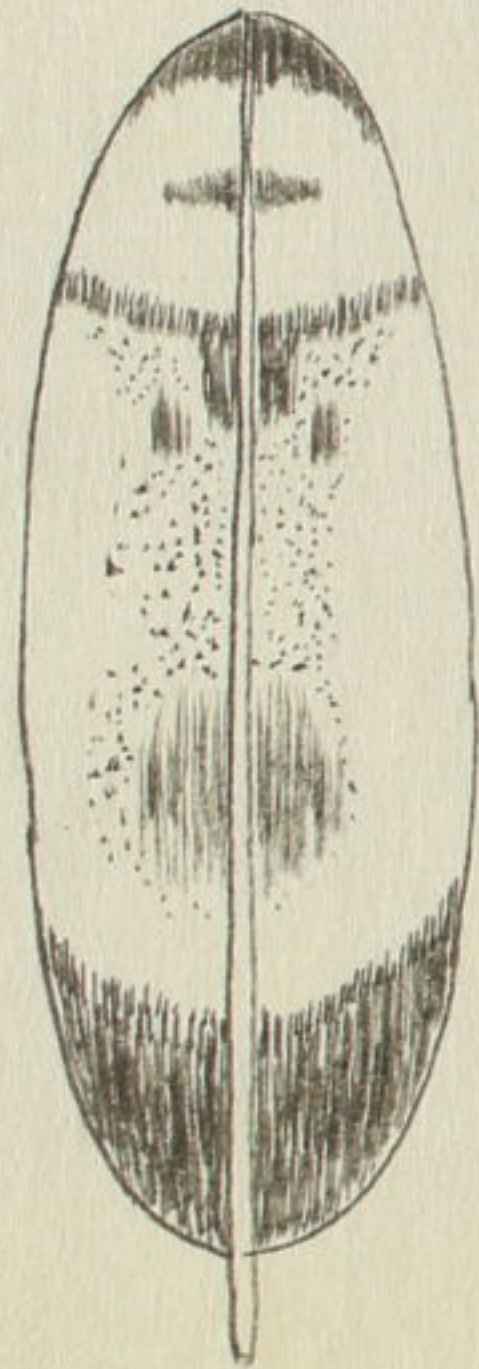
應永三年八月日

小笠原民部卿持長判

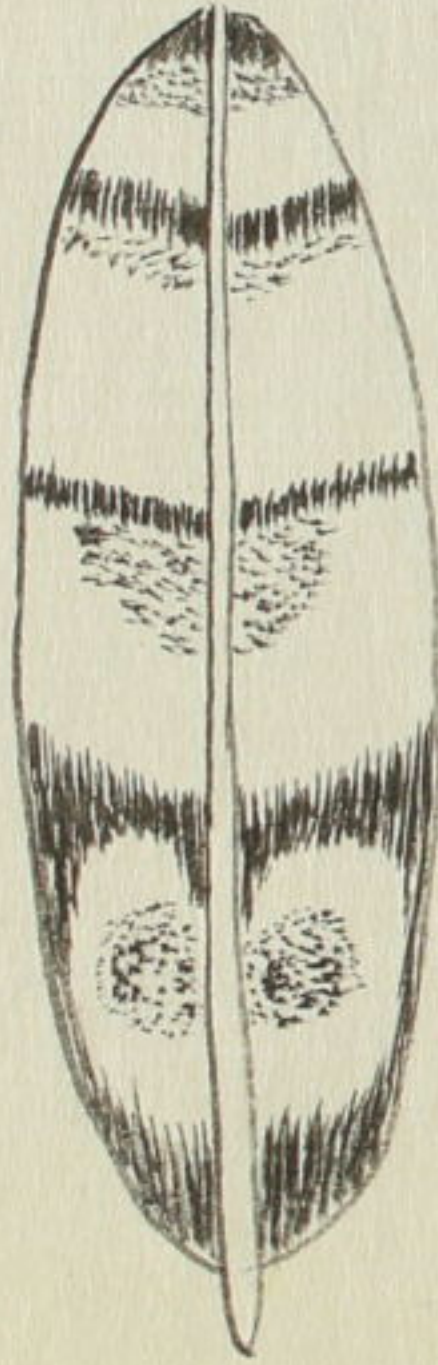
大本白



小切生



切生

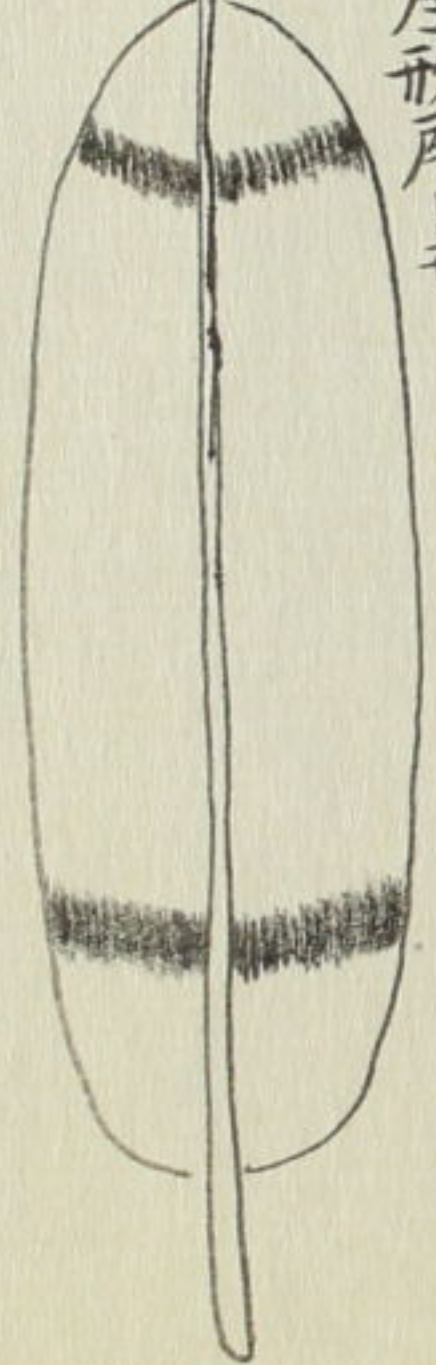


厅切生



三生切生

屋形尾上



一文字切生



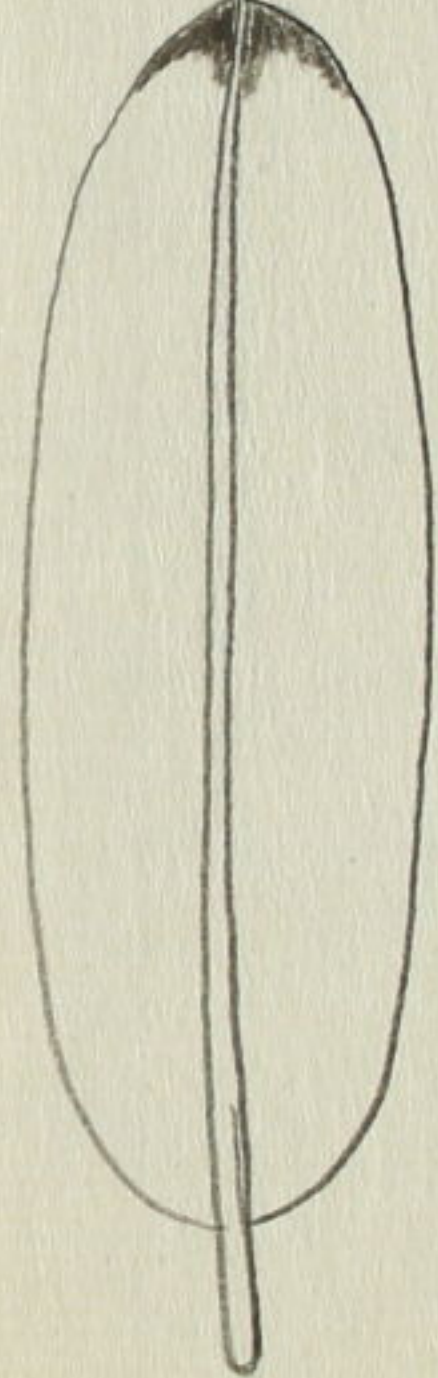
榴中黑



大中黑



小爪黑



輪切生



高輪切生



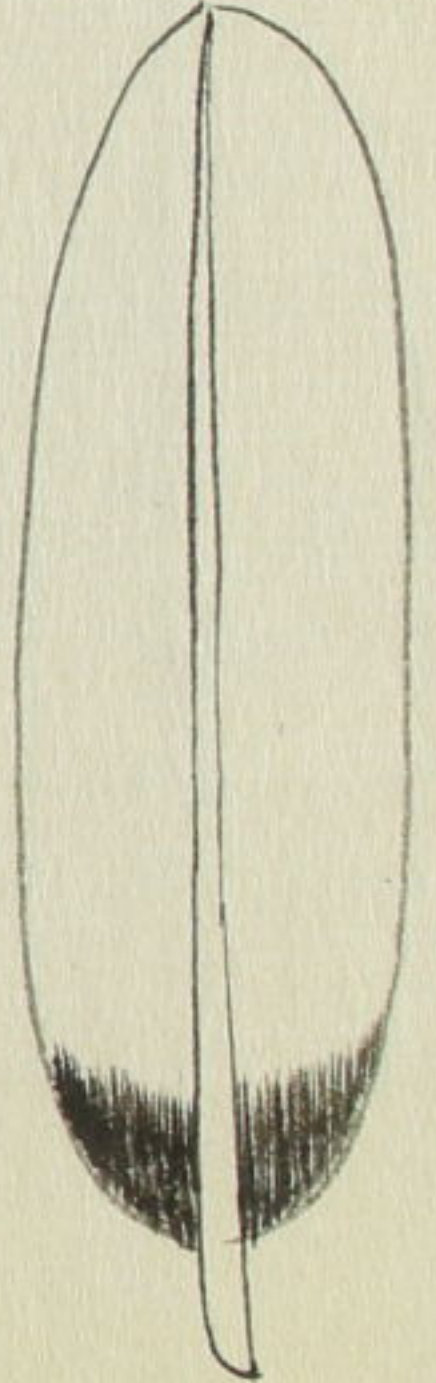
屋形生



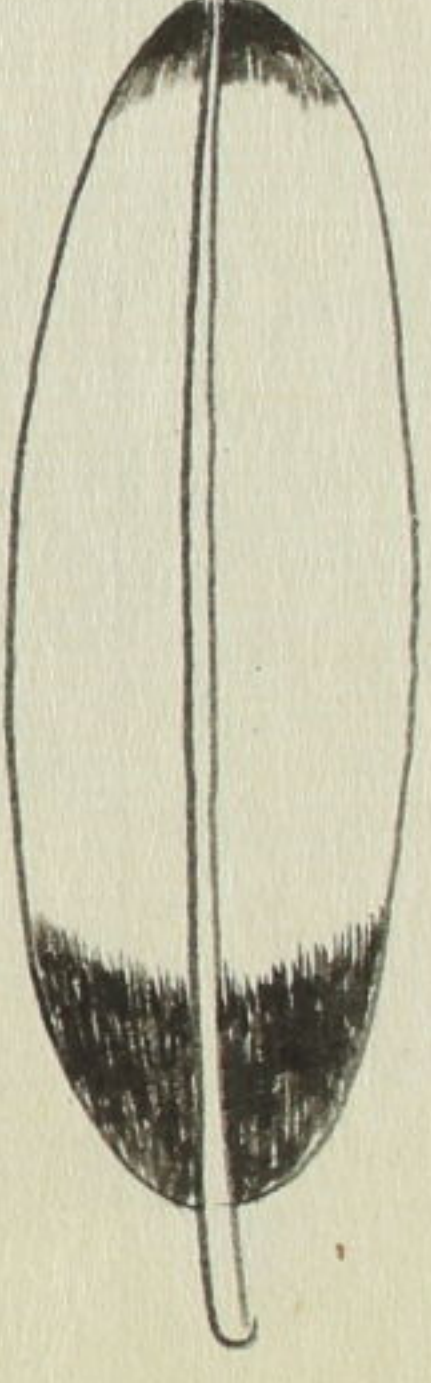
爪白



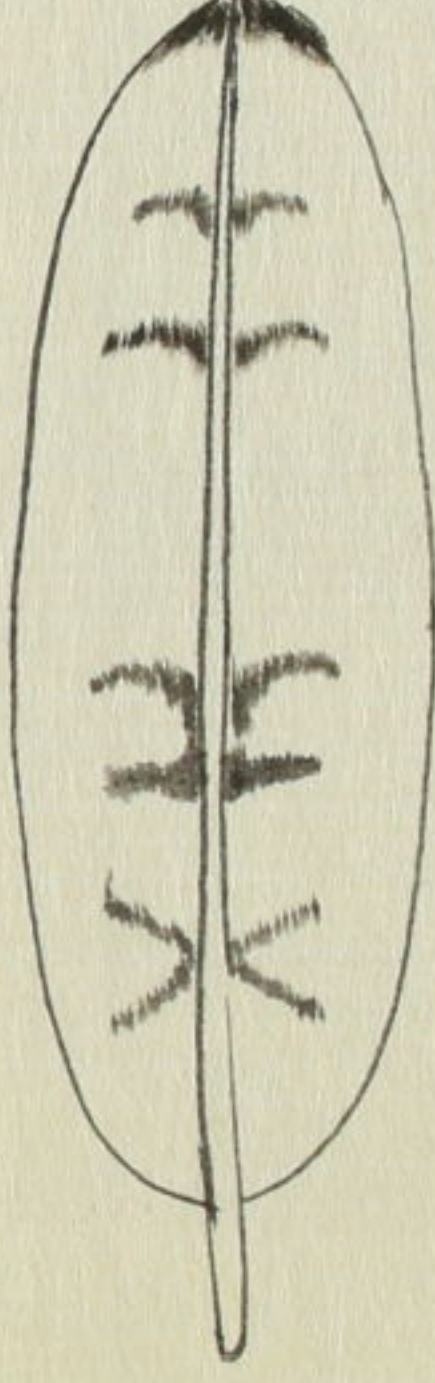
薄冰



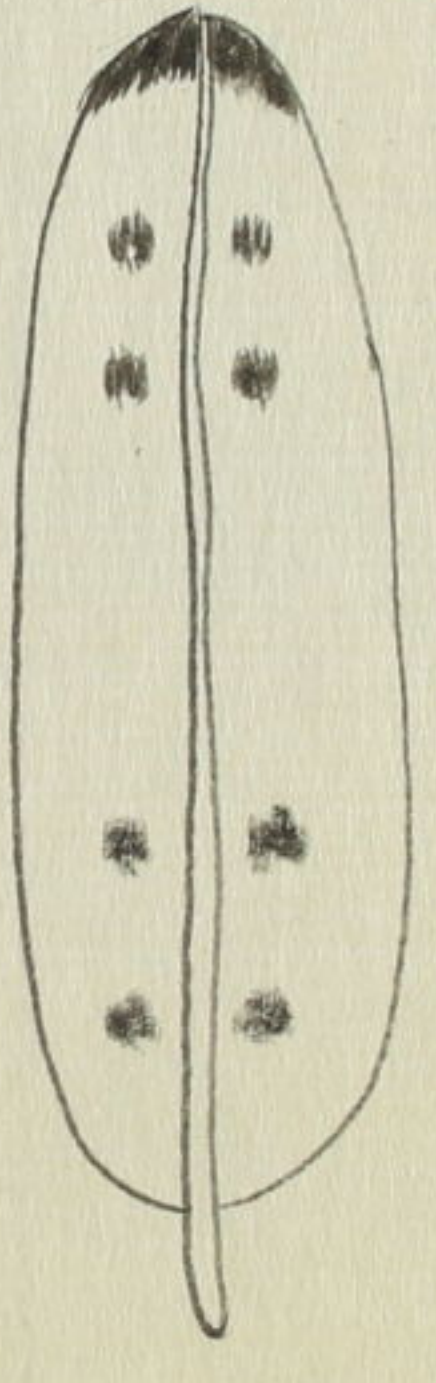
薄冰



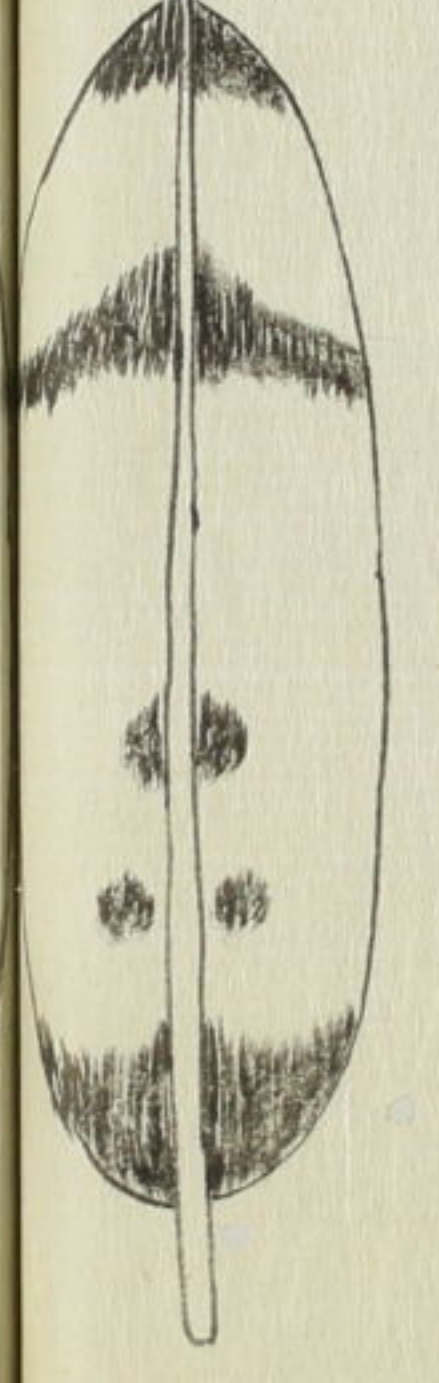
摺切生



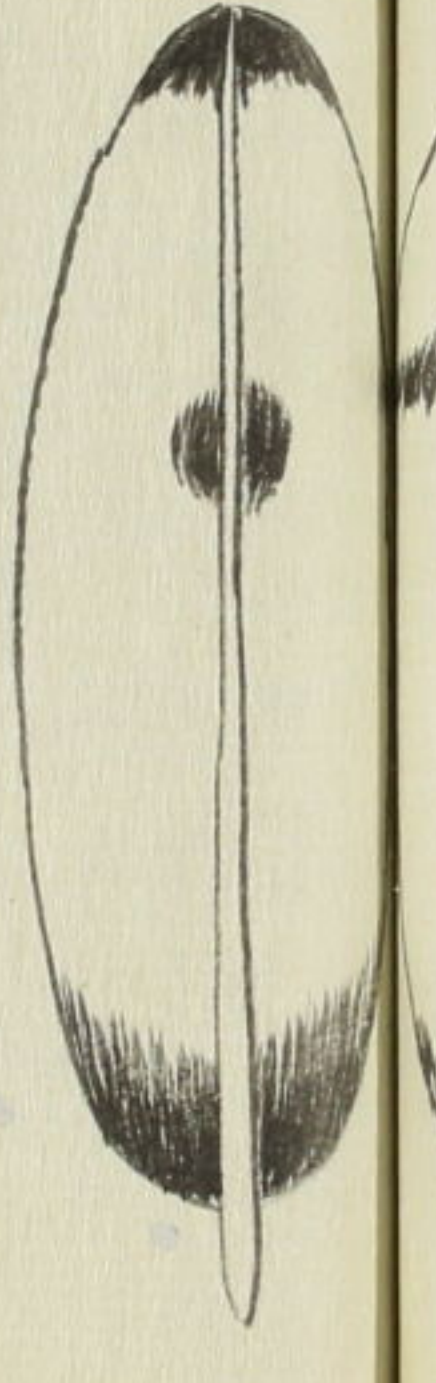
摺切生



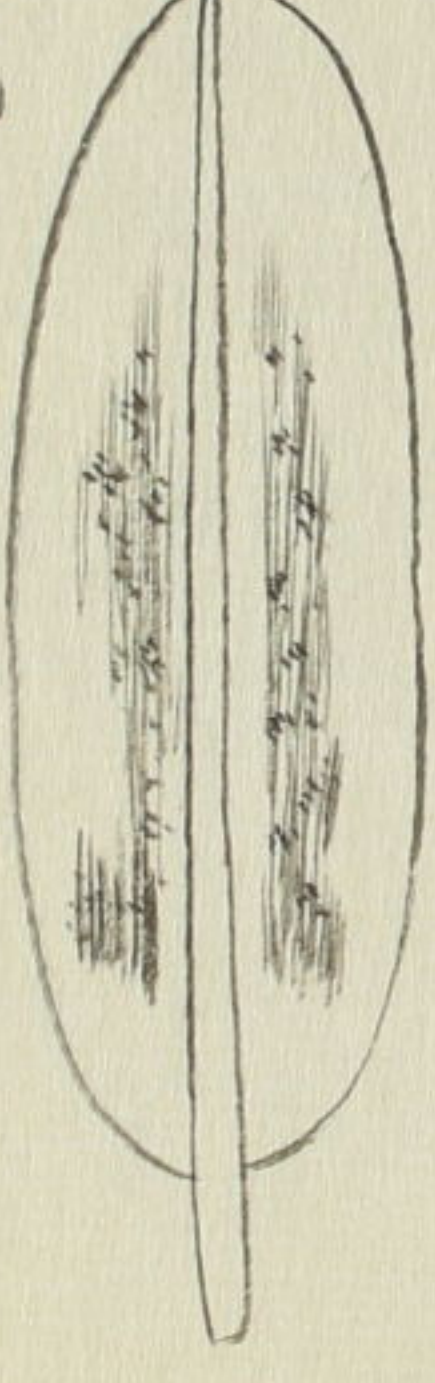
海士面



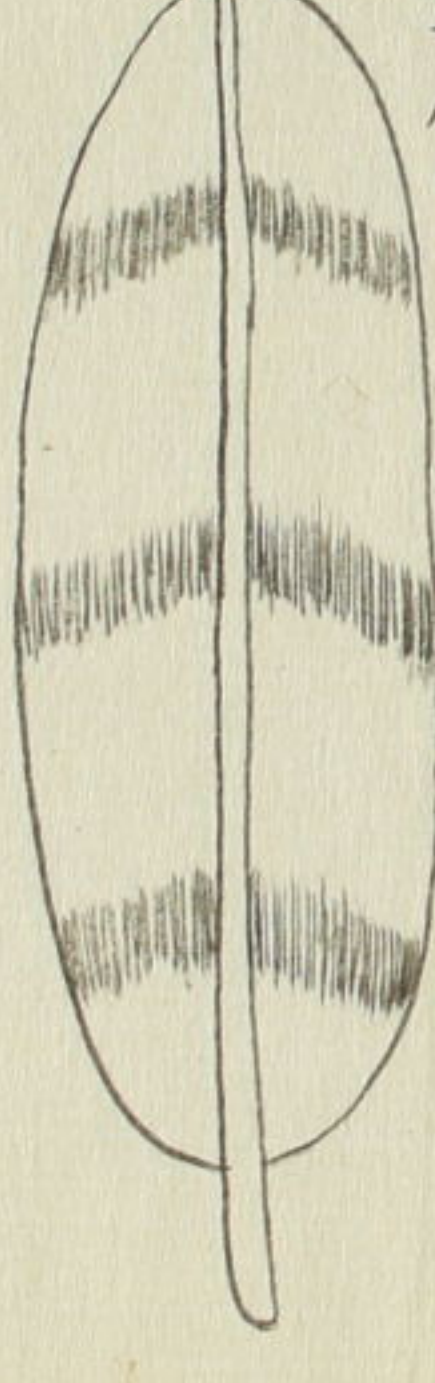
獲地切生



柳地



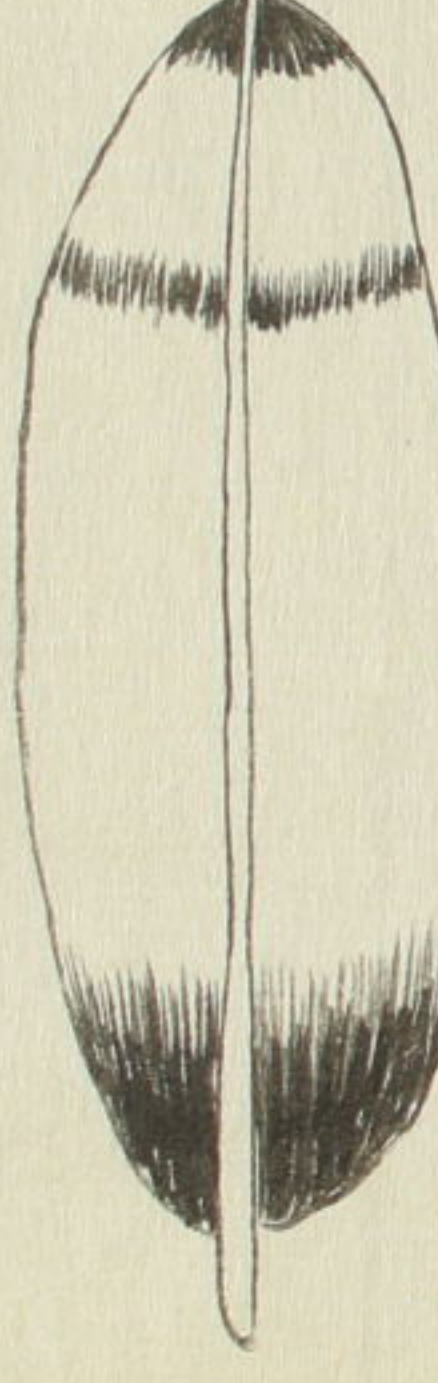
柳地生 小生尾上



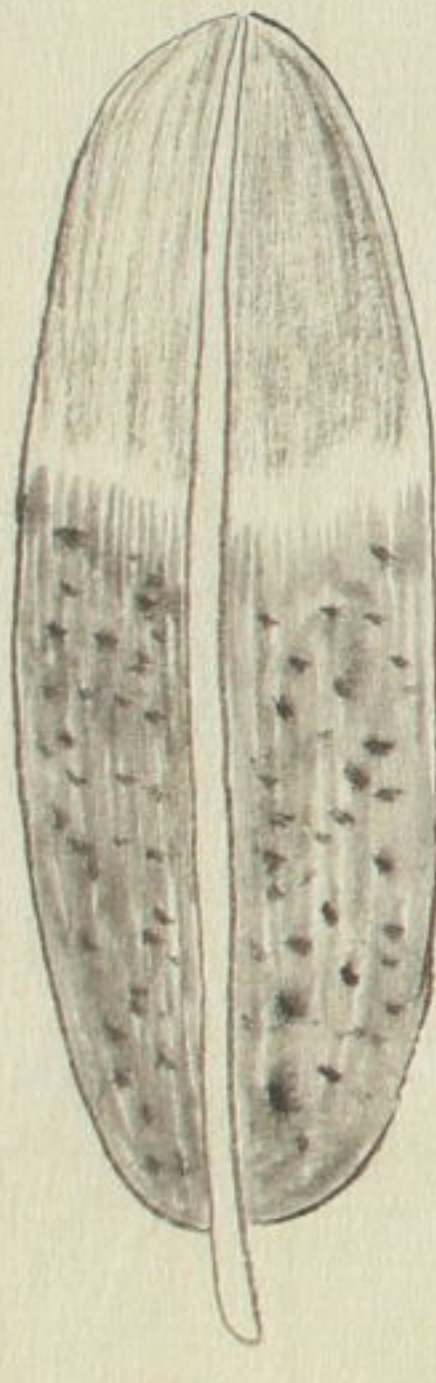
高薄冰



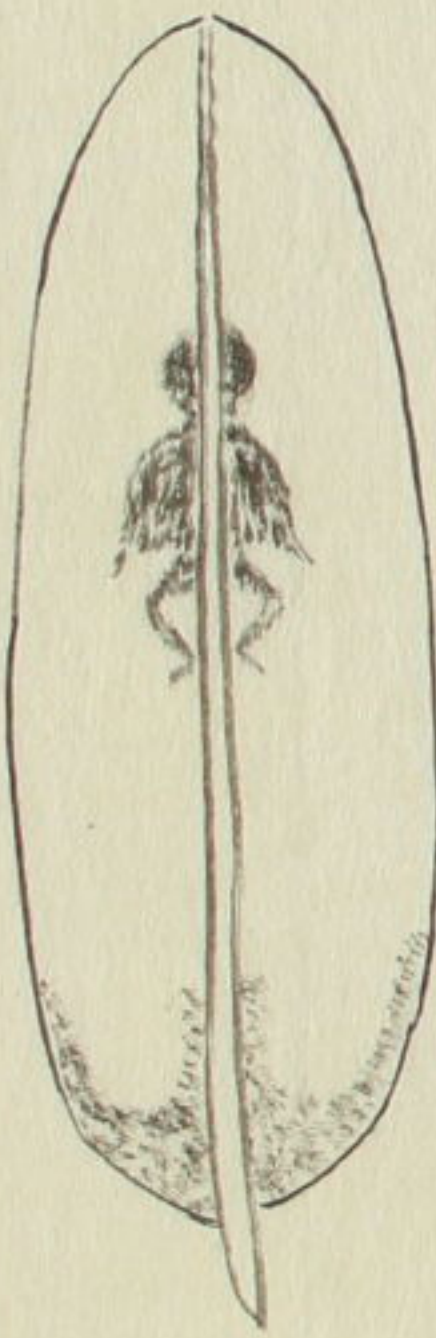
同



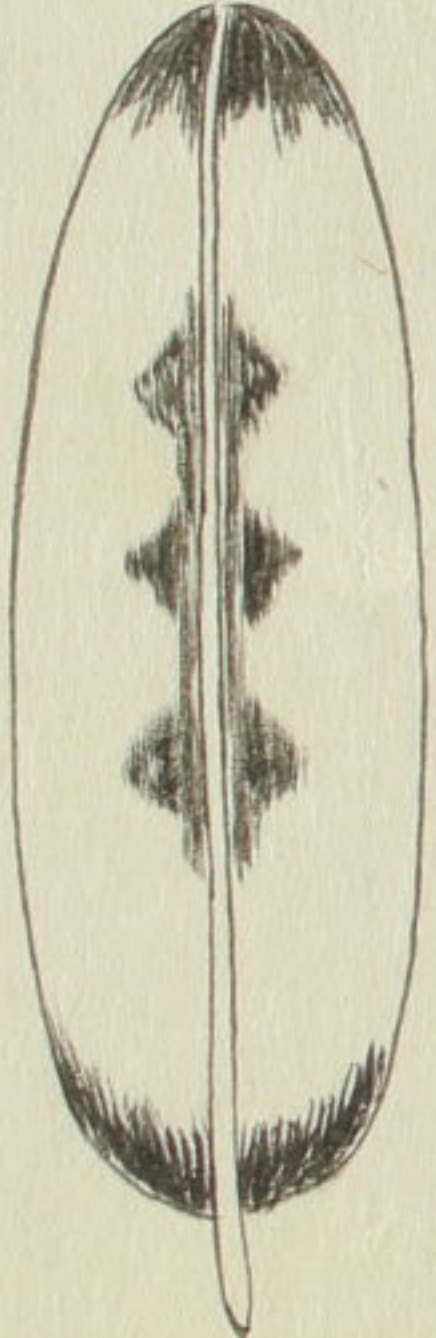
下厭里 毛ウスヘウ



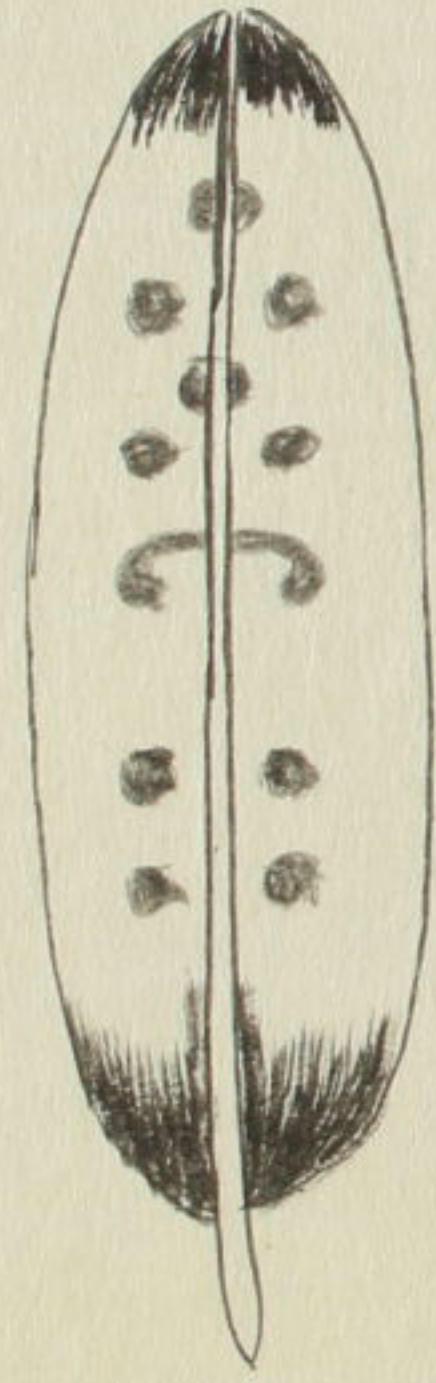
人形生



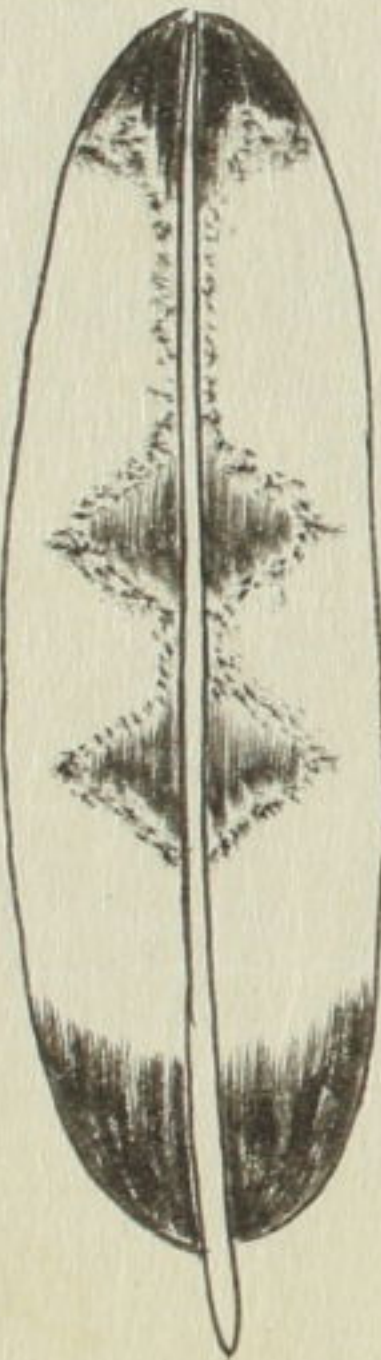
同



同



猫切生



同



同



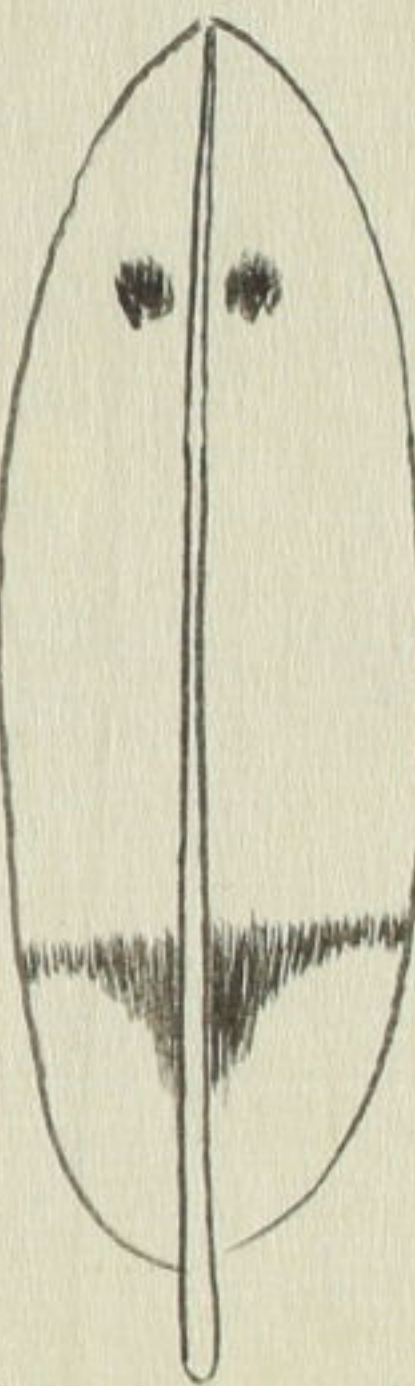
筋切生



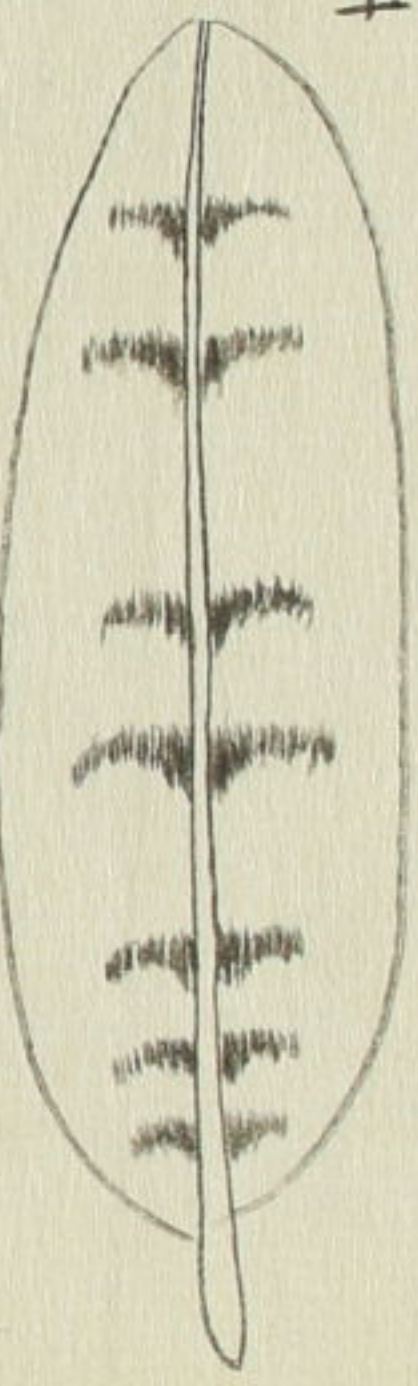
柳切生



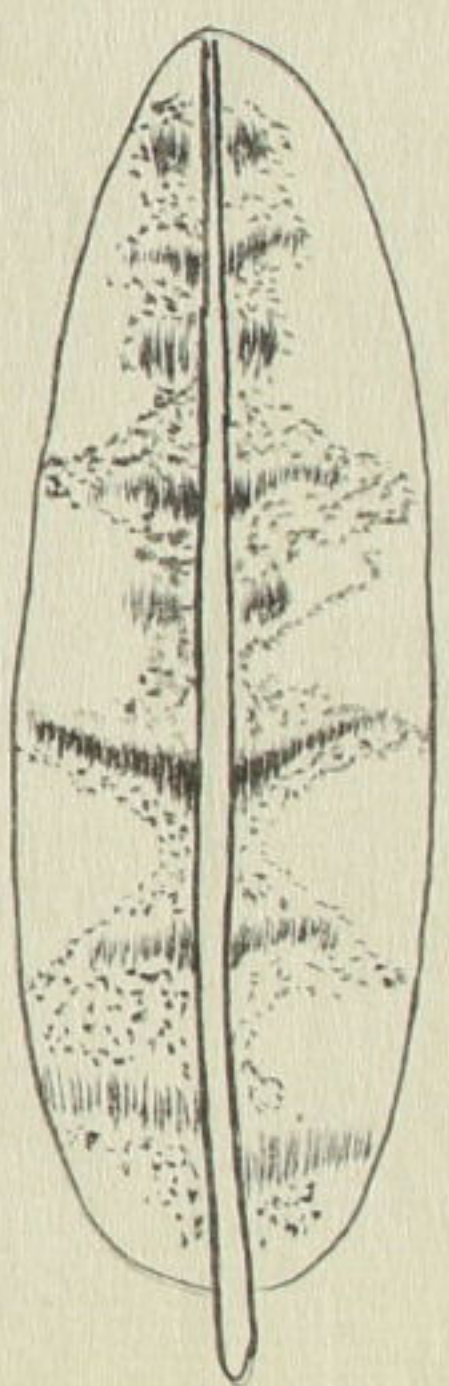
切生



大鹿切生



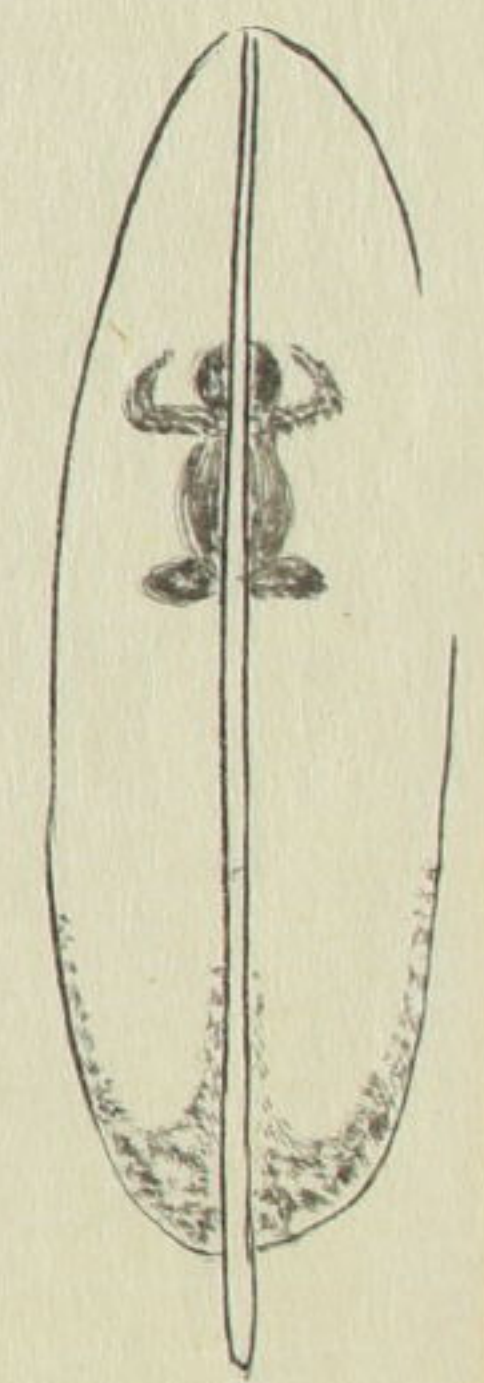
虎面



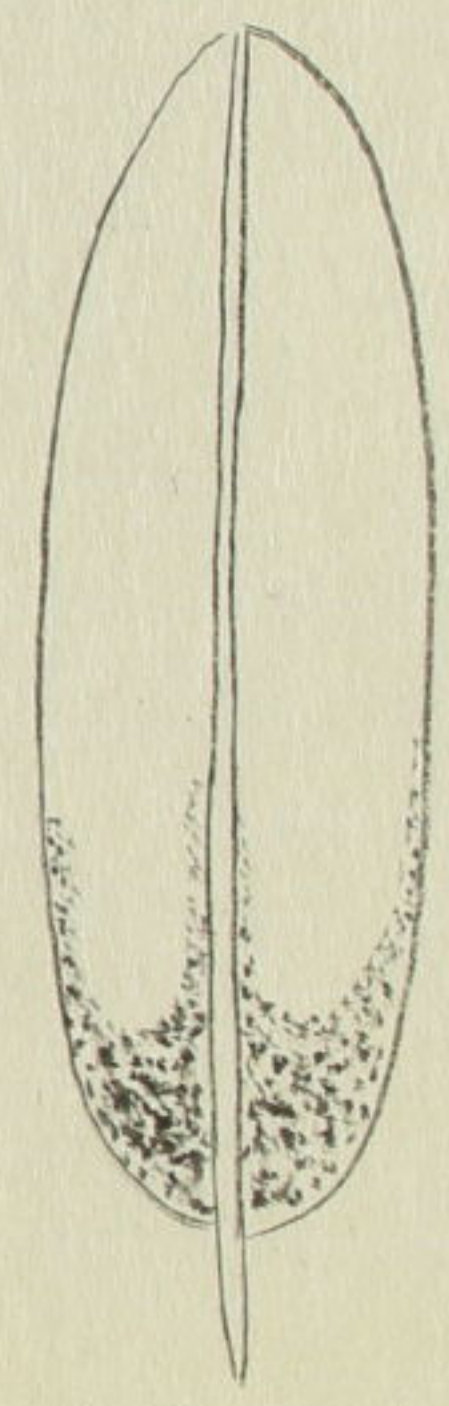
三生



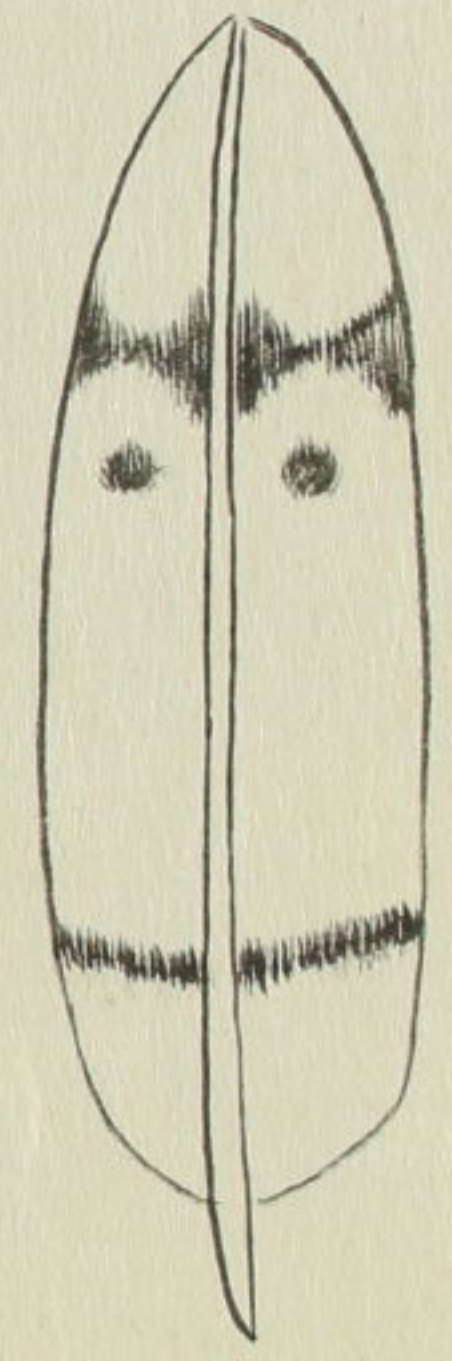
同



筆莖



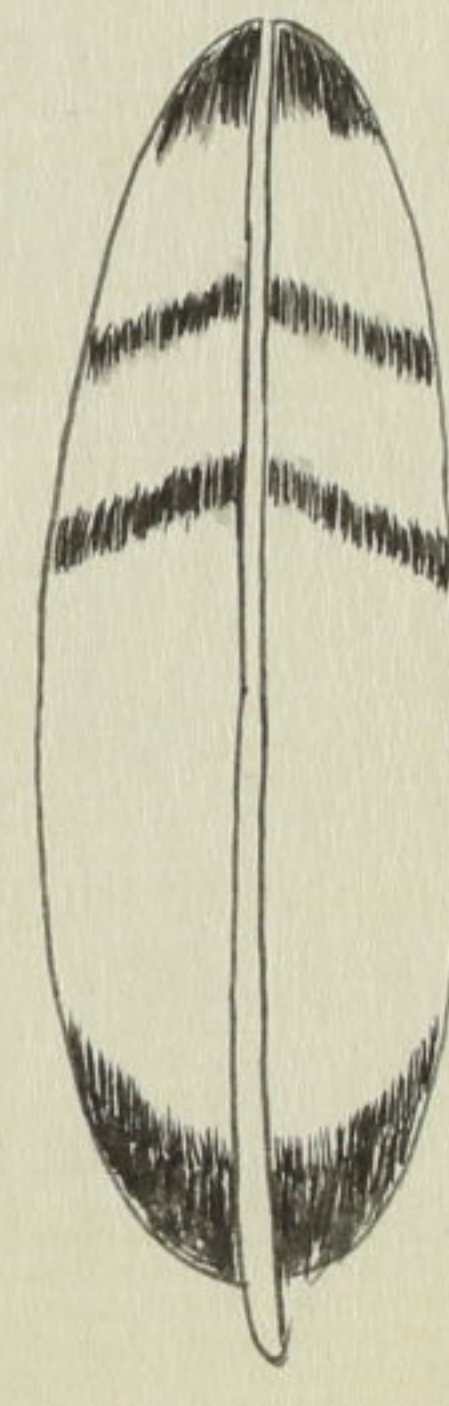
海士面



又如足毛



又如足毛



大切生

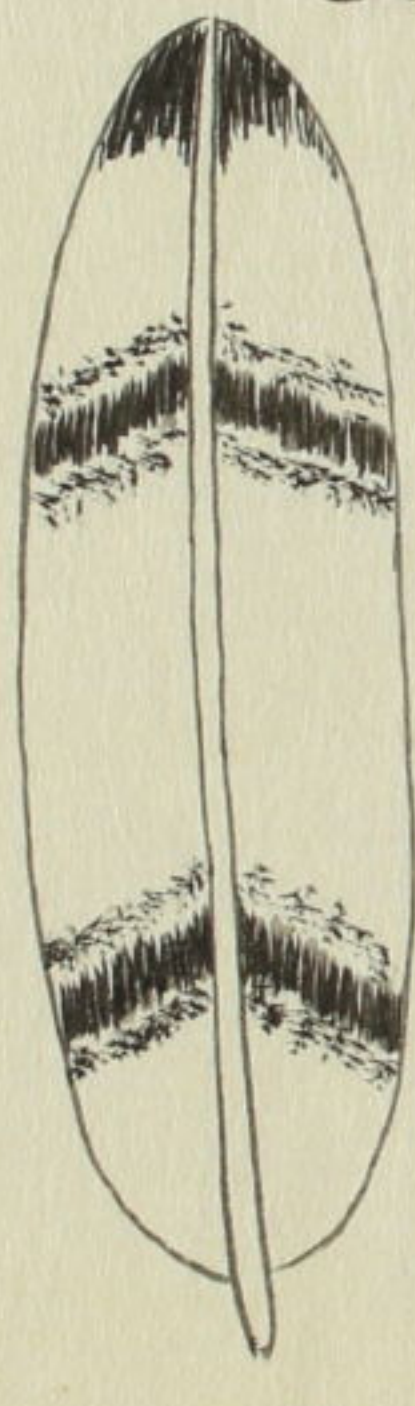


一文宇切生
梨子切生

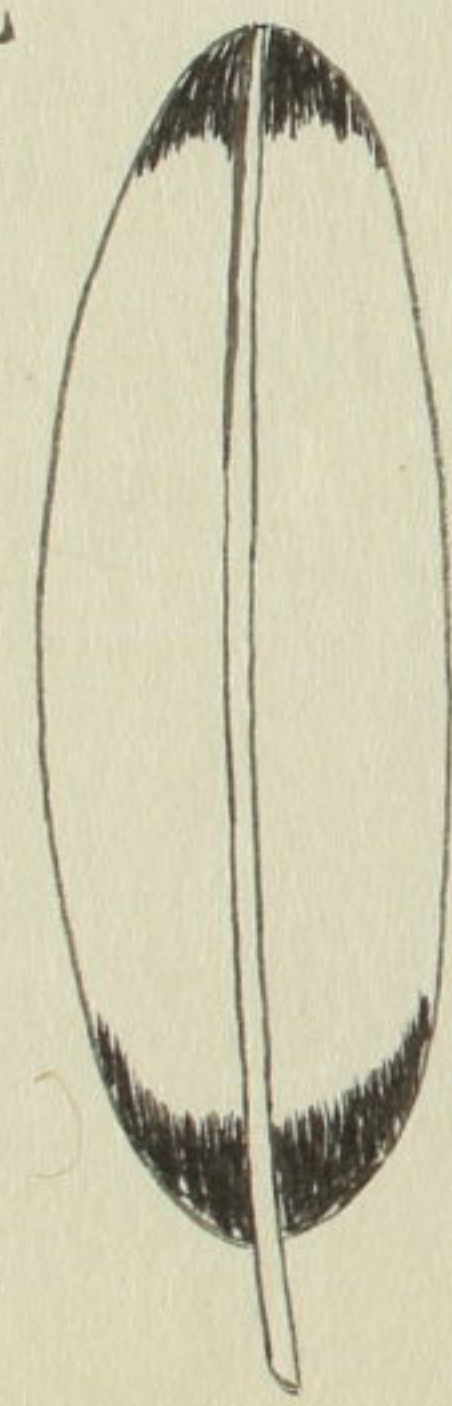
真似切生



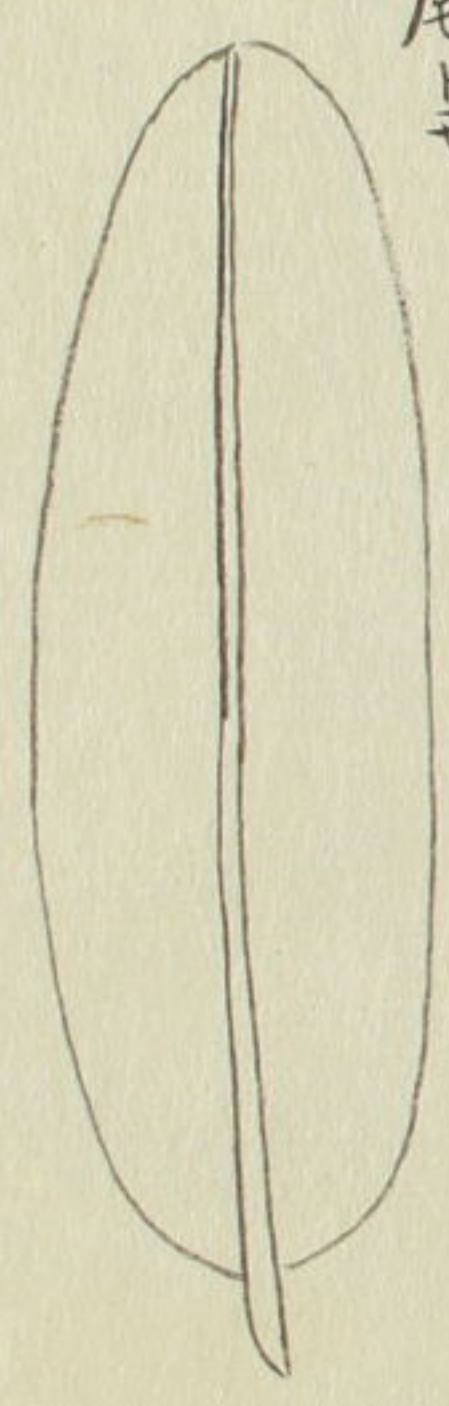
八文字切生



大 中 白



白尾 雪尾



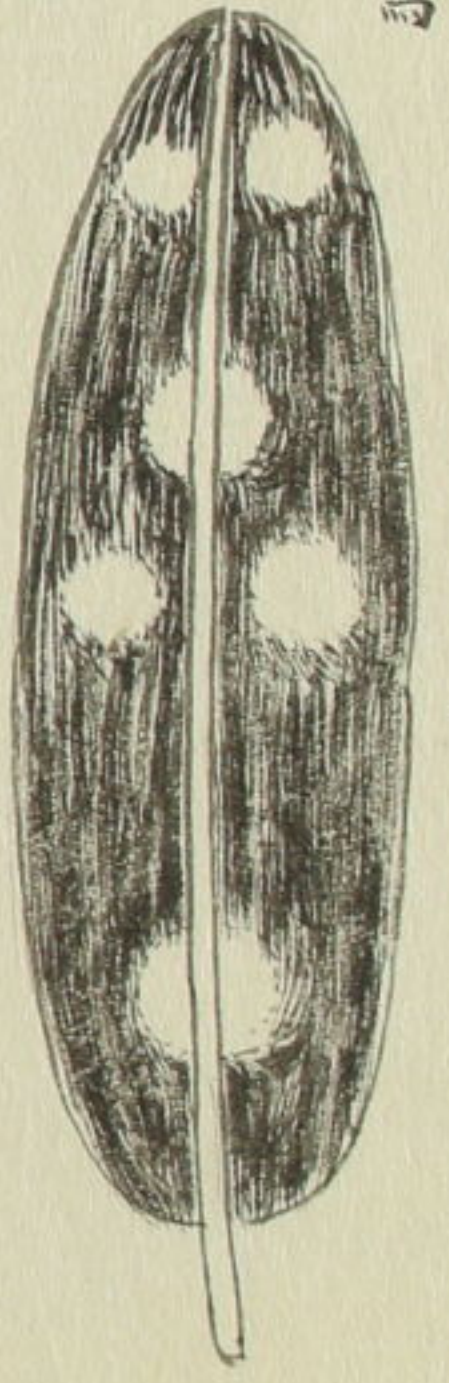
中 白



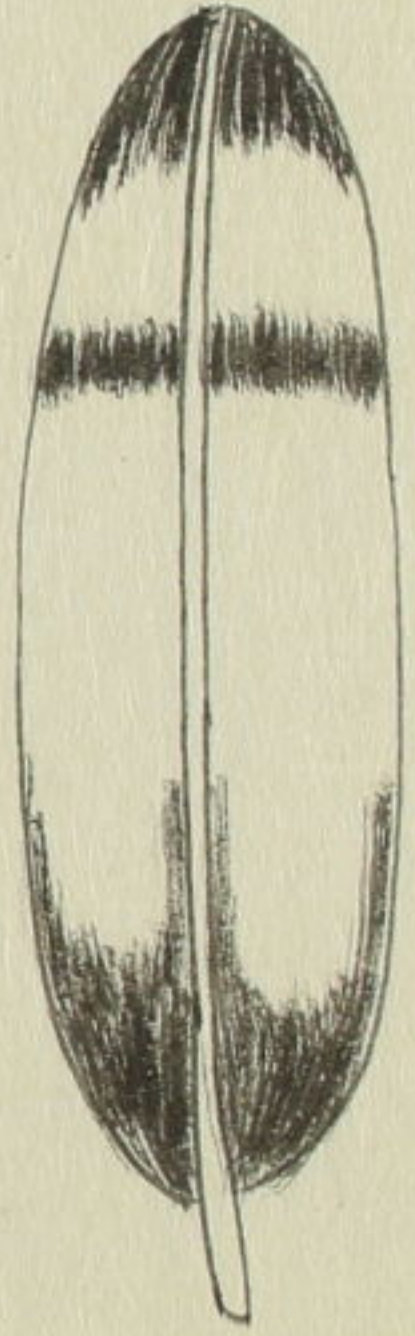
肩黑



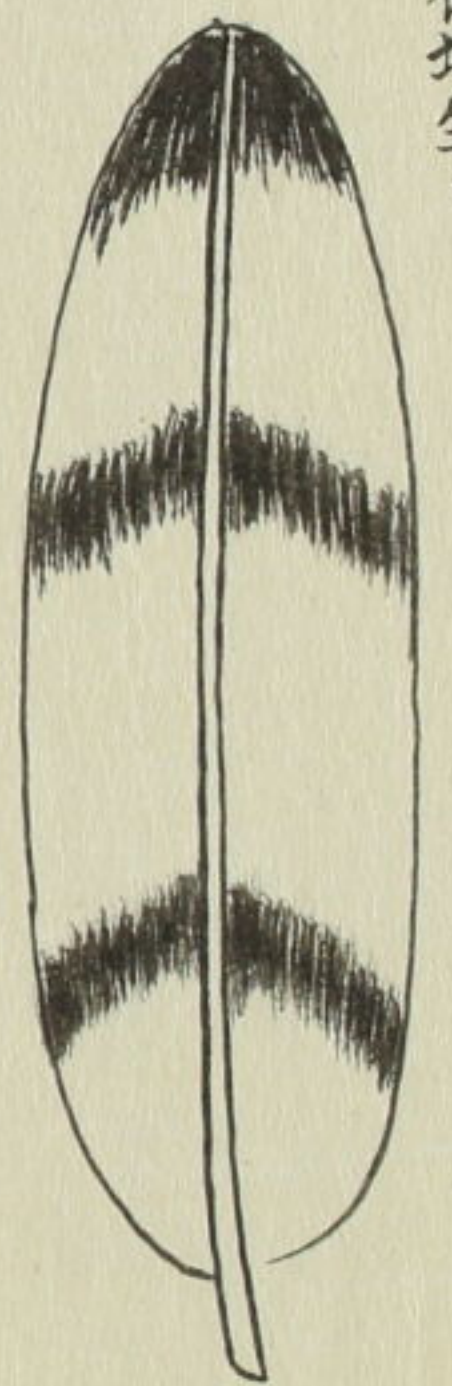
星切生 鷹



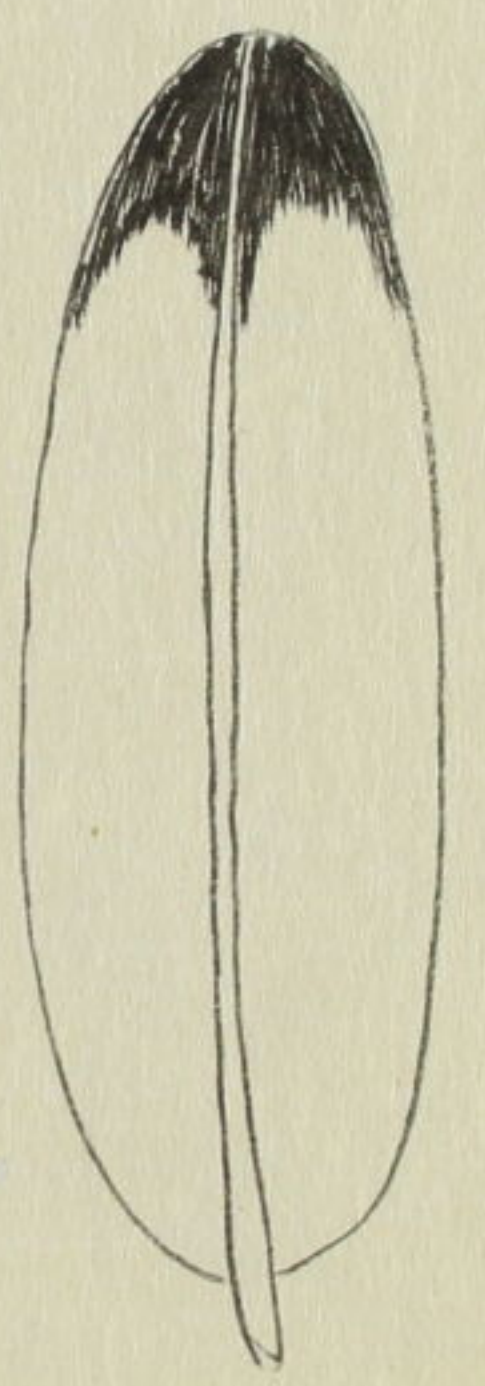
并切生



逆生 真似切生正

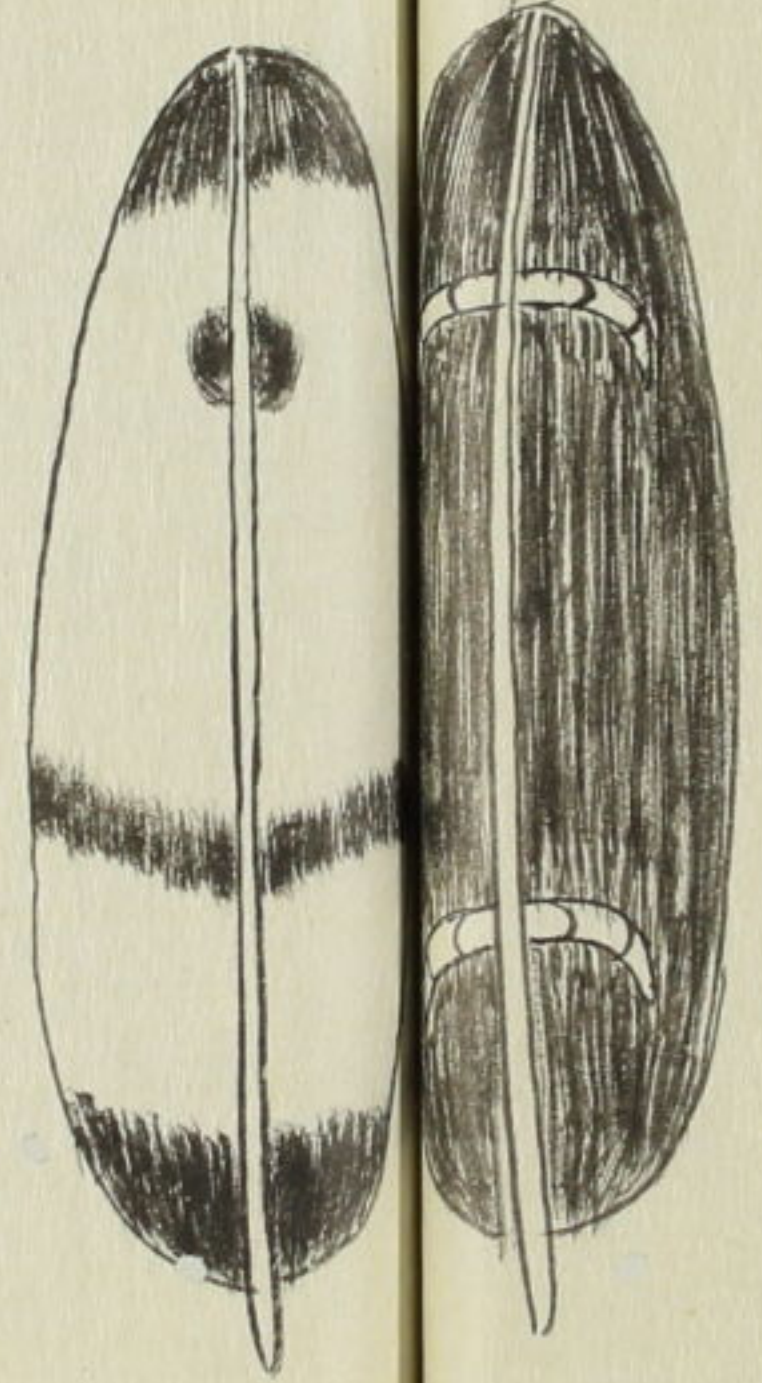


大爪黑

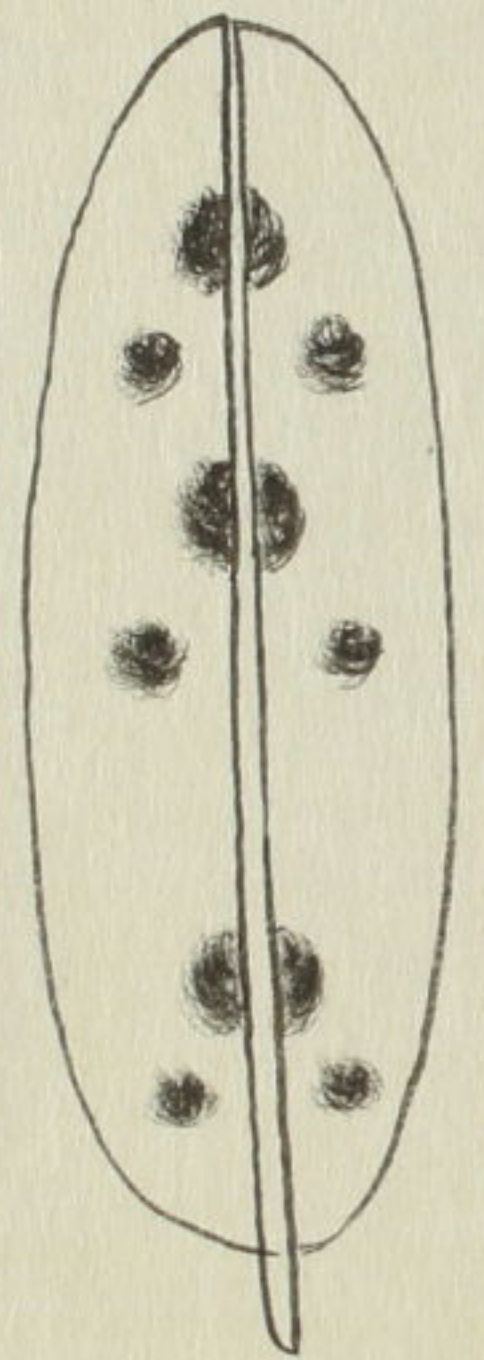


逆黑

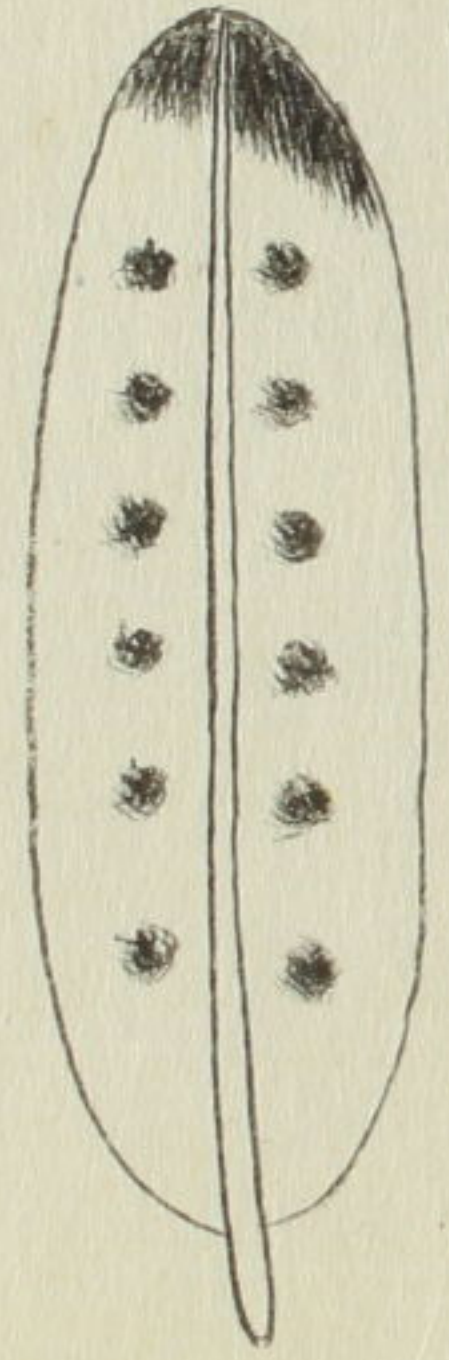
琴中黑



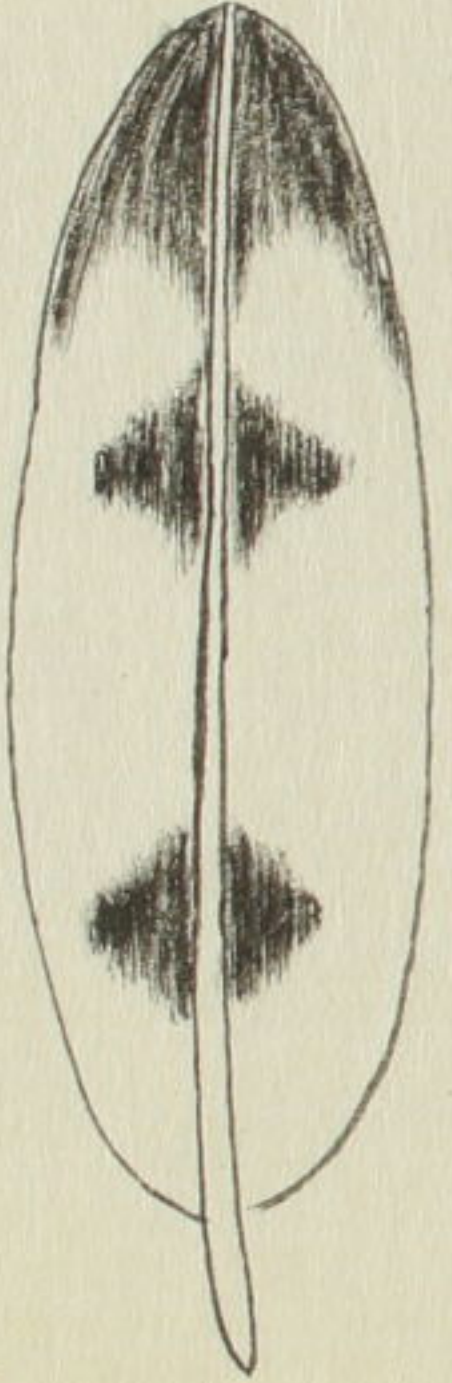
星黑



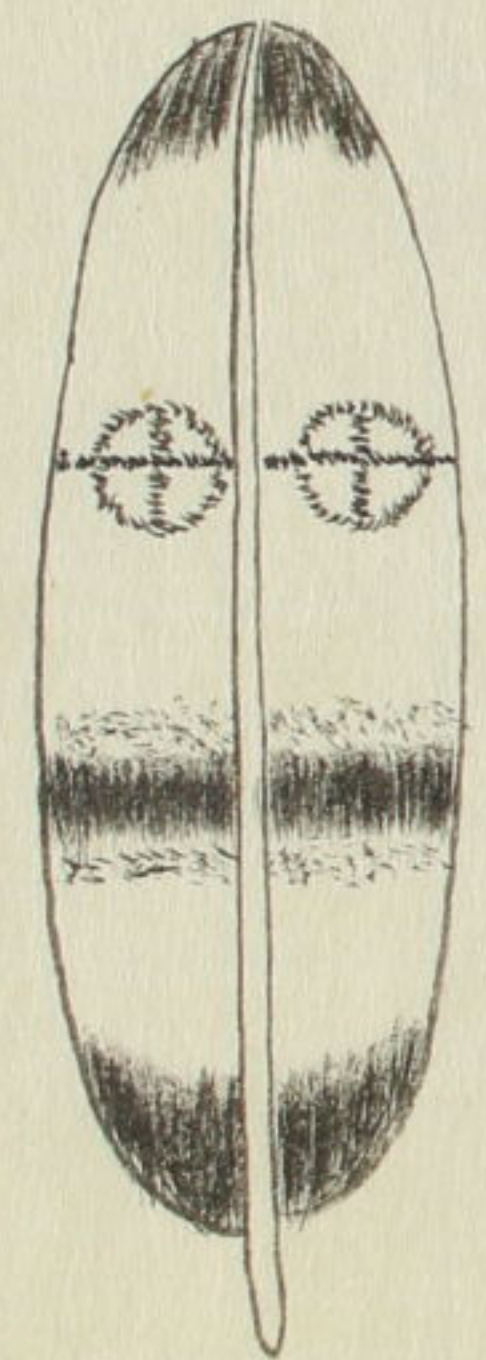
天尾



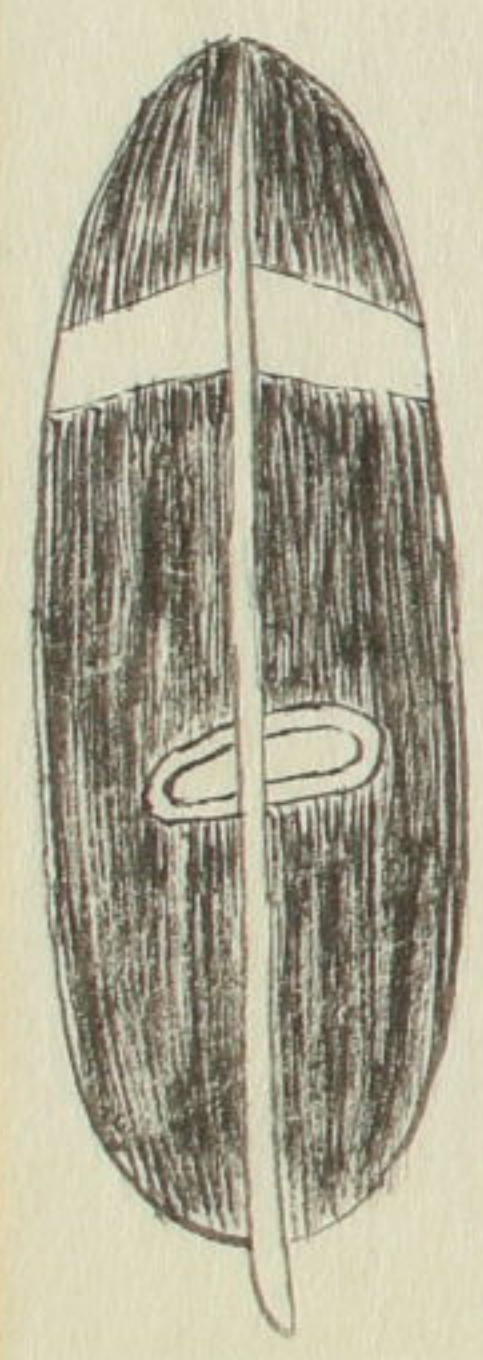
十尾



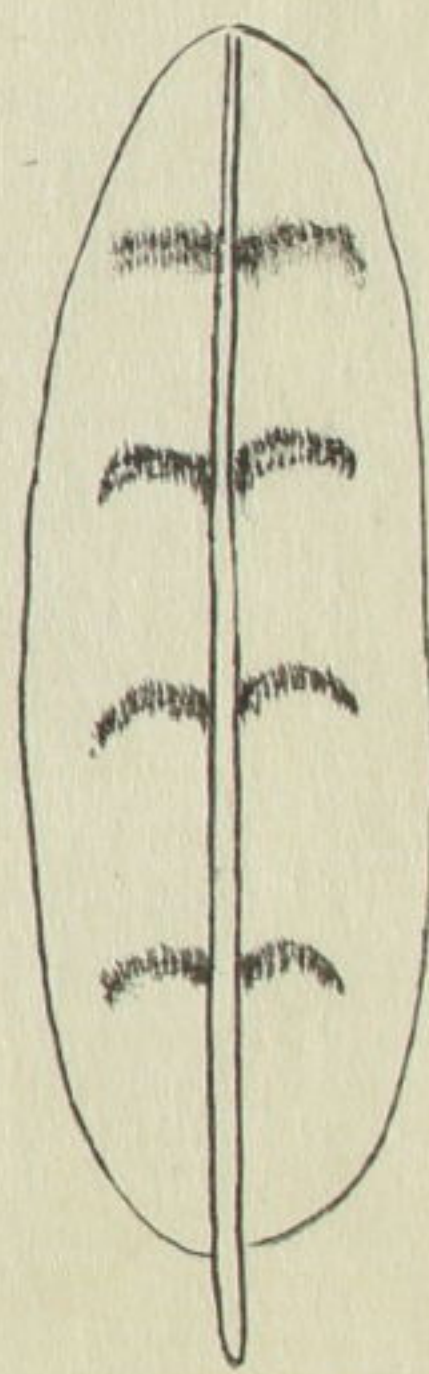
佛尾



合生



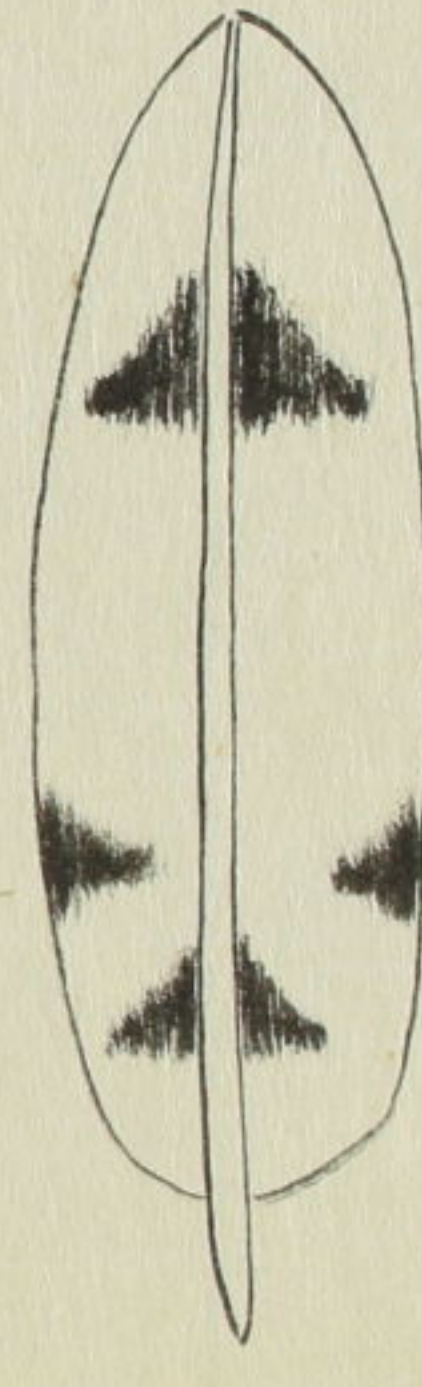
真似尾



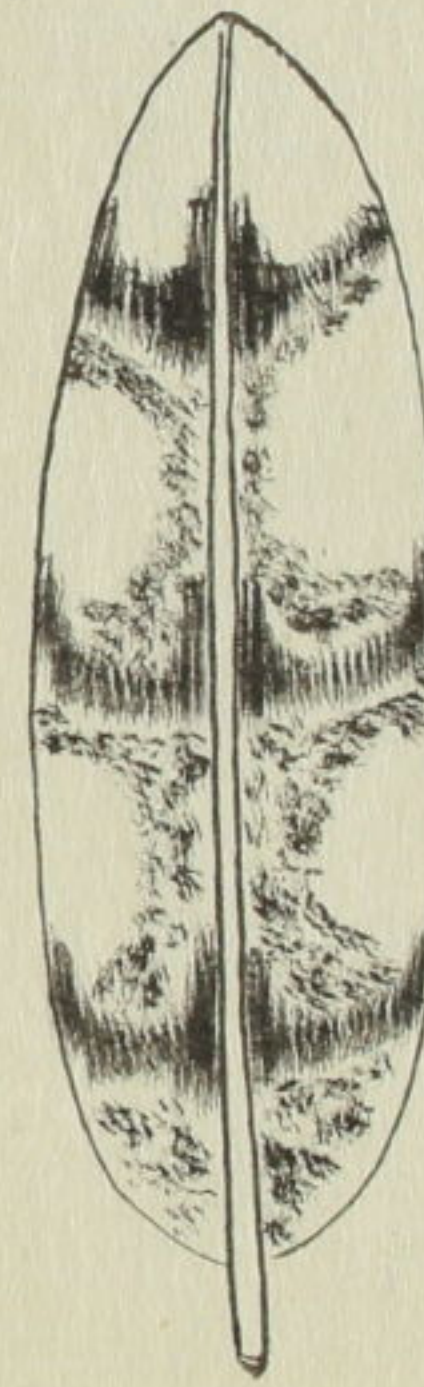
中腹



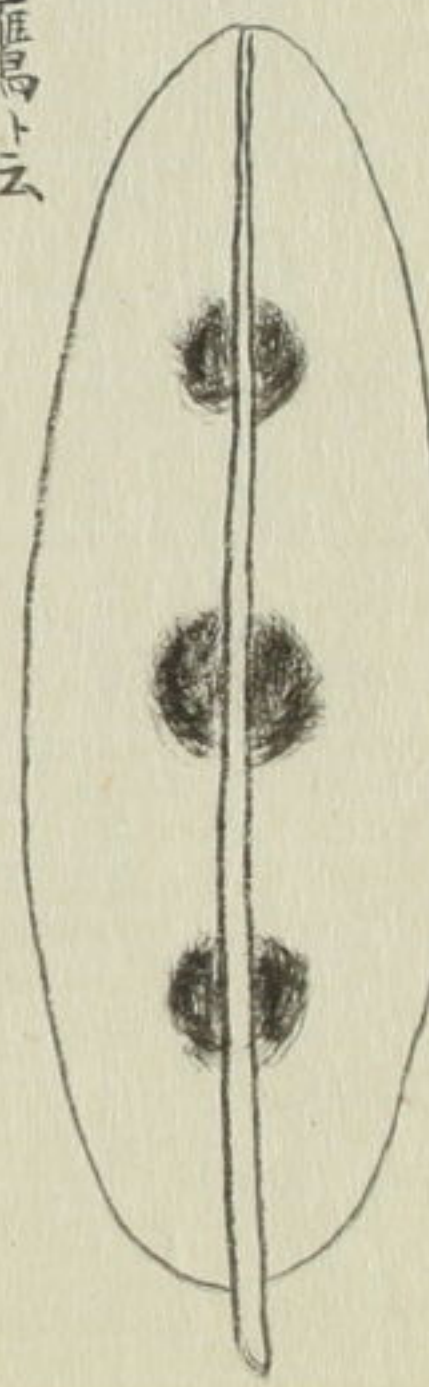
緋鷹公



蜂熊



同



碁石尾

二ノ鷹ト云

蜂鵬



二龍生



木目切生



黒糟



白糟



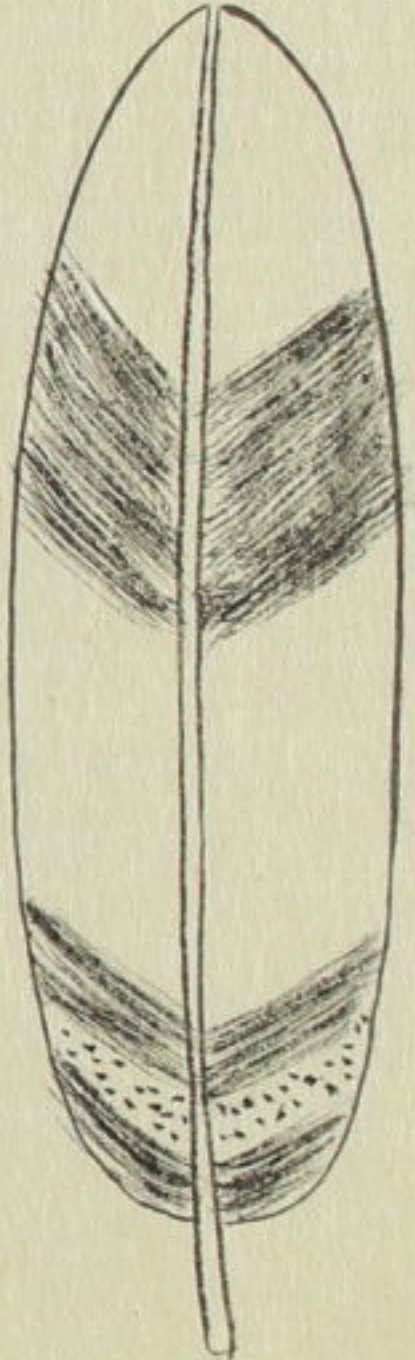
鷲小目黒



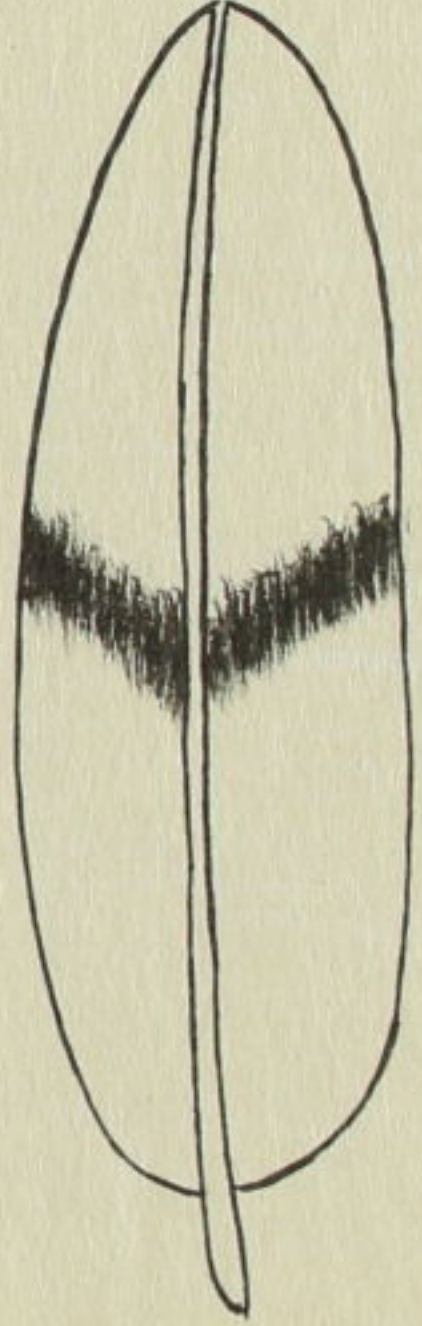
降生糟尾



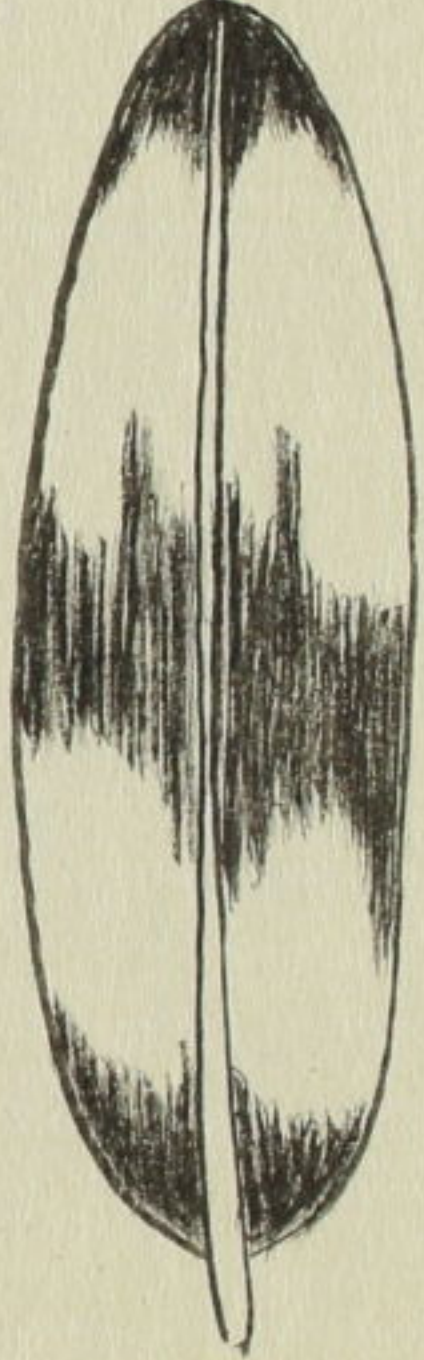
鷹御取生



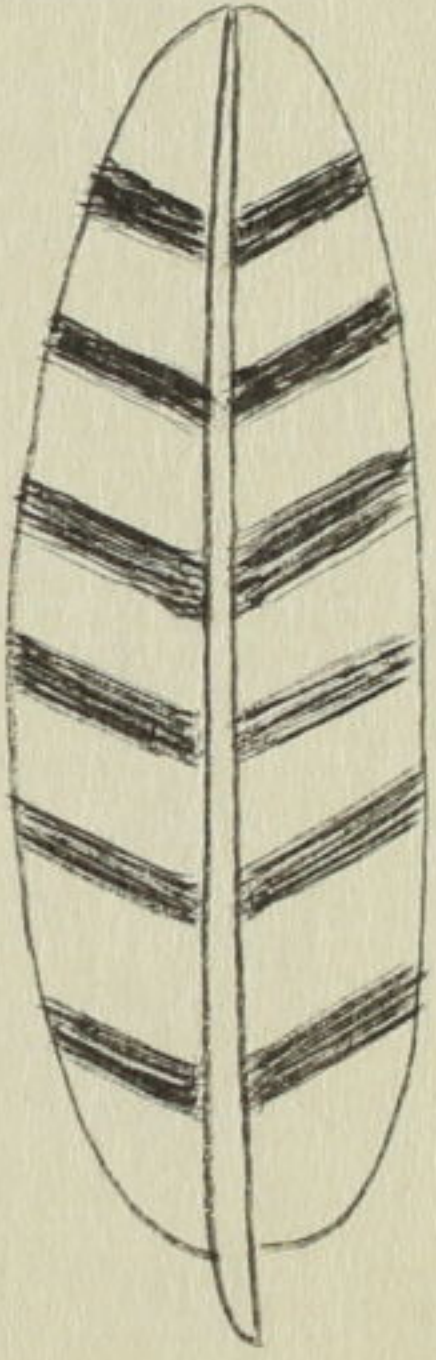
小中黒



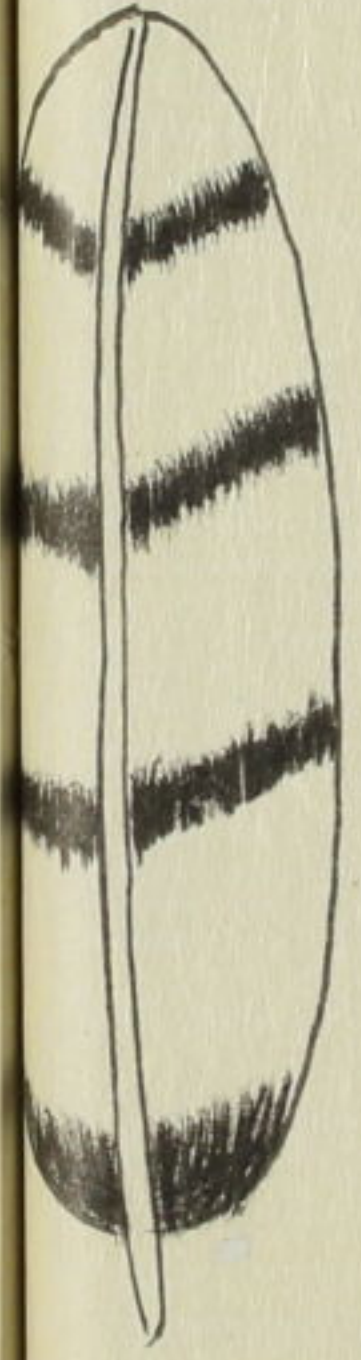
同



鳴切生



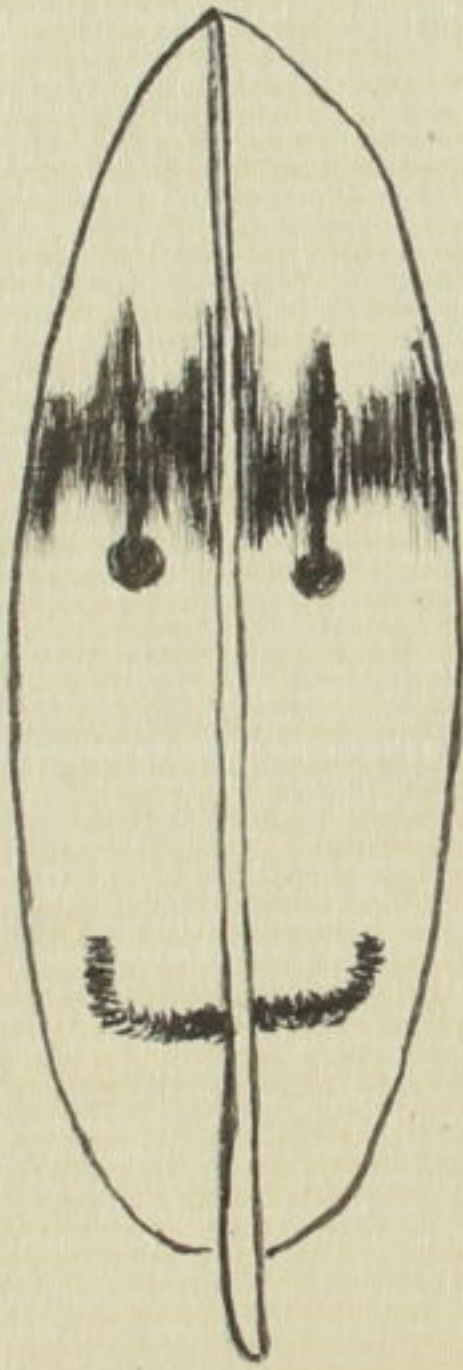
屋秋尾



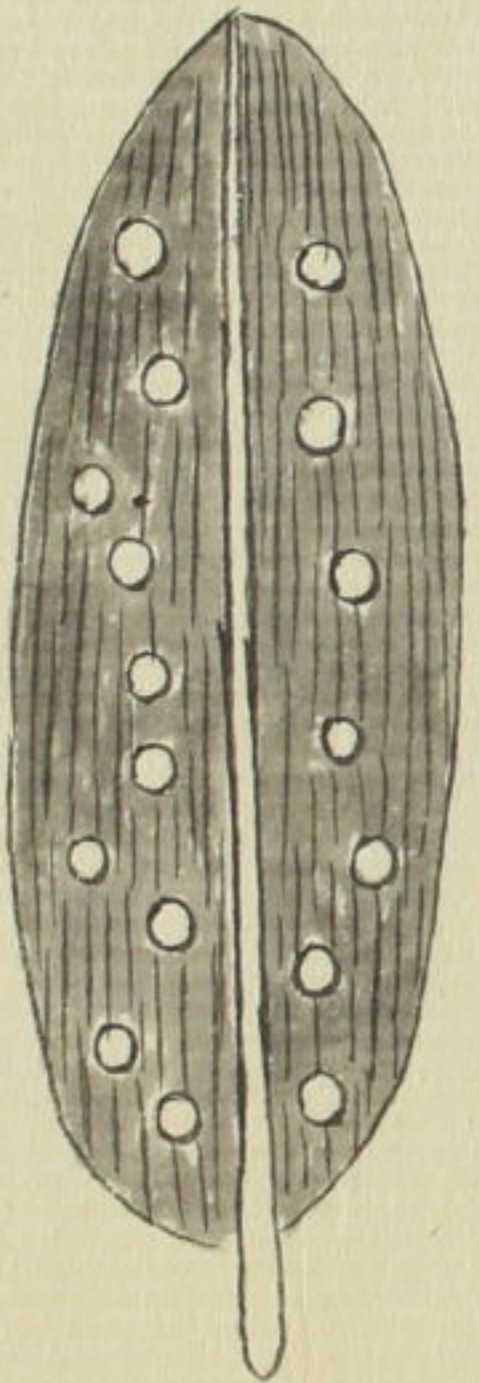
真似尾



大鷲



星切生



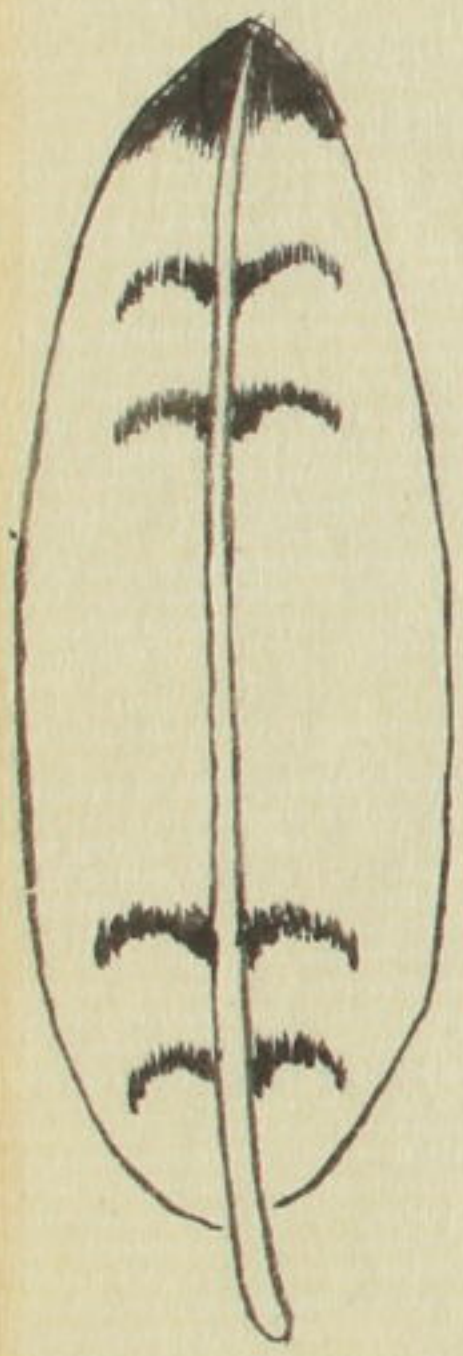
大鷹鳥切生



満連尾



山緒切生



天文元年三月日

小笠原民部大輔長棟

同 大膳大夫 長時

同 右近大夫 貞慶

右一冊者御當家代々雖為
御秘事懇望仕令書寫之畢
妄不可有外見者也

十九 當家三國弓古度

弓箭秘密抄

一 弓ニ秘密之觀念心法アリ先弓ヲ持テ寄ル
処取ルノ弓モ番ニ矢モツニ東テ何トナク歩
往復則是無念無相ナリ五行未分ノ取
弓ト箭ト左右ニ分ル処ハ則天地開闢ト
觀ササレハ身ヲ刷ヒ五躰ヲ顯ス処ニ人間
界ヲ受ルハ則過去アリ射ト思フ処ニ未未
アリ放ス処ハ則二人矢聲ト云ハウント息ヲ
誥テアト放阿呼ノ二字ヲ唱也此界三世不可
得如斯勸スル者矢ヲ放ツ我モ矢ニ當ル敵
モ比虛無ニシテ罪ナシ入我我ノ觀念アリ
此心ニ住スル人ノ箭ニ死スル人ノ即心成佛ナルニ
此トキハ自他ノ差別ナシ口傳

一 弓ノ角者須弥ノ四方ナリ末弭本弭ハ
弦ノ末弭ハ紅色ヲ以テ結テ陽ニ象テ日
輪也本弭ハ白色ヲ以テスルハ陰ニ形テ月輪ニ
卷処ノ五者地水火風空ニ五形ニ五色五音五
味アリ卷処ノ七者七曜ニ表ス附ノ上ノ十
卷ハ七曜ノ小星ニ卷処ハ二十八宿ヲ表ス
其間々ノ卷ハ主ノ好次ヲナリ十処ハ十子

二比ス十二処ハ十二支ノ心也此皆四方相合シテ
 卷ヲ以テ繁藤ト名ク不然ハ争ク重藤
 ト云ヘキカサレハ又未彈ノ上ニ何ノ用モナクシ
 テ卷ヲ受マリ都卒天ヲ表セリ都卷ト云
 モ此心ナリ又弓ノ内外ニ九ノ節ハ附ヲ添テ
 十相ナリ是レ究竟ノ儀ナリ
 一 箭ヲ皆引タル取弓ハ九分ニ見ユル則并ノ
 形也放テハ亦佛果ニ登ル心ナリ
 一 肩ヲ脱夏ハ右ガ本也然モ弦袖ニサハル故
 ニ左ヲ祖ナリ左右無ニノ心環キ端ナキガ
 如シ
 一 射果テ後弓ヲ外工返夏者中々六ヶ敷
 事ナレト顯密ノ二法ニ依之密傳ヲ能識
 人希ニ達人者敵ヲ滅處則菩提ニ故ニ自
 身ニ忠報ナク後世ニ武士ノ名ヲ可揚
 一 箭ノ大夏節者五也地水火風空ニ矢一對
 取者兩部ノ心ニ手ニ裡ニ筋持テ一ツヲ弦ニ
 番一ツヲ手ニ持テ射夏者兩部之一對之
 夏也節ハ三ニ答卷根多卷ヲ添テ五ト
 スル也四所之卷ニ一ツ多卷ニ依テ根多卷
 ト云文字ニモ如此書也羽者唯飛セシ所謂

也然凡鷲之羽山雉之羽白羽ニ大事有
 蓋目鑄者射處定レリ金銀ニ色有事
 者末世之人作也

一 鳥羽院之御宇ニ三浦義純カ白虎ヲ射シ
 モ終ニ忠報ナシ又近衛院ノ御宇ニ源三位
 賴政化生ノモノヲ射タリ世人者闇夜ノ黒
 雲トミルニ賴政ハ觀法一心ナル故ニ日月ノ光一
 天ニ滿テ化生ノモノ眼前ニ見テ押付テ射
 ルト被思故ニ争カ射外侍リナシ其取方大
 臣弓張月ノ射ルニ任セテト仰ラル射ルニ
 任セテト云処ニ觀法ノ證極ナリ彼化生ノ
 者十萬億劫ノ間ノ惡業ノ念化生ト成テ
 世ノ億劫ニモ尽カタキ罪障ナレト觀法成
 就ノ矢先ニ當テ佛果ヲ成ヌヨト思故ニ障
 碑ヲナサザリキ并野隼人九刀刺ハ九品蓮
 臺ニ引導スル心ナリカノ先ヲ蓮華ニ表
 スル故ナリ義純モ賴政ニモ當家ヨリ弓
 矢ノ秘密傳授ノ徳ナリ

當家弓之曼陀羅
 抑一張弓ト云ハ是天地陰陽ノ精本也無量壽
 佛之化現ナリ因茲作者難知強テ形ヲ顯

- 一 五如来之取ハ阿弥陀佛
 - 一 五佛之取ハ阿弥陀佛
 - 一 五智之内ハ妙觀察智
 - 一 五大尊之内ハ者大威德明王
 - 一 十五之内者五道轉輪王
 - 一 神者天太カ雄明神
 - 一 四神相應之取右白虎
 - 一 方角指取者西方ナリ
 - 一 四季ニ分レハ秋ナリ
 - 一 五色ニテハ白色
 - 一 五藏ハ肺ナリ
 - 一 六根ニテハ白晁ナリ
 - 一 五味ノ内ニ者辛味也
 - 一 五形ハ金剛之正躰ナリ
 - 一 五輪ノ取ハ半月ノ形也
- 其外揚一頭萬皆以テ一張弓ニ奉納此
理ヲ以テ則無量壽佛化現ト知ルニシ
- 經言 或現大身滿虛空中
或現小身大六尺ト云
- 一 弓ヲ陰陽ニ表スト云ハ弓ニ日月ノ象アリ

- 引則如日圓也 不引則如半月 漸頓羊ニ滿
教タリ是深意ナリ
- 一 弓ヲ不動ノ形躰トイヘリ 彌上ハ地ノ正六禽
下ハ天ノ正八宿ヲ表ス 正六者不動ノ正六禽
子正八者則觀音ノ正八部衆也 天亦地也
地亦天ナリ 故ニ何方ヲ本彈ト云 何方ヲ末彈
ト定ニ弓ノ本末テ不知ト云 夏實也 傳ア
リ 黒ハ陰 赤ハ陽ナリ
- 一 弓ヲ男女ニ表スル則ハ弓ヲ女ニ表シ 弦ヲ男ニ
表スル傳アリ
- 一 當家ハ傳ル弓ノ最初ハ人皇三代景行
四十年ノ夏 東夷政ニ背キ 關東不静 依之
為御退治 弟ニノ皇子日本武尊ト申奉
ルハ御心モ武ヲ御カモ世ニ勝レ玉フ 父帝ヨリ
東夷征伐ノ命ヲ受玉ヒ 則關東ニ趣キ玉フ
其取先伊勢皇太神ニ御社多シアリテ 姫尊
ヲ以テ太神宮ハ仰ヒ上ラレケルハ 父命ヲ受テ
東夷征伐ニ下向ヒヨリテ 御暇乞ニ參
宮仕ル由ヲ仰ヒ上ラレ 其取ニ天ノ叢雲ノ
劍ヲ太神宮ヨリ下シ玉フナリ 抑此劍ハ
弟十代崇神天皇ノ御宇ニ伊勢ハ絳玉フニ

尊此劔ヲ帶シ関東へ下向、收信濃国諏訪ノ
郡ニテアル山里ニ到テ小家ニ夜宿シ玉フ
其家ノ中ニテ通夜物ノ鳴音ノ響アリ
夜明テ主ヲ召テ其故ヲ問玉ハ翁答テ
申スハ是ハ弓ト云物ト云テ蓋ヤウナル物ニ
曲蛇ノ如クナル物ヲ奉ル尊則披キ見玉ハ兩
頭ノ蛇ナリ前後ノ口ヨリ五色ノ息出テ繩ノ
如シ亦波蛇ノ左右ノ脇ヨリ異形ノ虫出ル夏
雞勝計頭ノ頂上ニ口有テ顔ニ羽アリ長三尺
計ニテ尾先ニ劍ヲ挟メリ蛇息ヲツクニ随テ
虚空ヲ飛行ス此虫ノトブ音震動ス其形
ヲ見テ矢ヲ作り出セリ此神弓ハ諏訪ノ
母神トイヘリ故ニコソ東夷ヲ安クセシ玉フト
イヘリ一説ニ軍兵ノ目ニ兩頭ノ蛇ニ弓トハ
見ハ軍將ノ御目ニ白木ノ檀弓ト故ニ後
世尊号白眞弓日本武元ト申スト云々
尊夫ヨリ鷹越ノ国ヲ退ケ玉ヒテ飯洛ノ
取甲斐国加々美ノ里ニ御宿アル其夜太神
宮ヨリノ御灵夢ヲ蒙セ玉ヒテ其処ニ社ヲ
建テ加々美大富大明神ト神号ヲ奉ル也
彼翁ノ奉ル弓矢ヲ納玉フ於干今

靈驗アラタナル神也此弓矢ヲ當家へ相
傳シテ弓馬ノ家名世々明カナリ抑當家
系譜ハ清和帝六皇子貞純親王ノ孫多
田満中始テ源氏ノ武将ニ備ハリ玉フ其御子
嫡子攝津守頼光次男河内守頼信彼頼信
ノ御子伊豫守頼義頼義ノ嫡子八幡太郎
義家次男賀茂次郎義綱三男新羅
三郎義光黒源太清光甲斐国拜領加々美
二郎遠光此取伊勢ハ幡宮ノ御告ニヨリテ
大富ノ社ノ弓矢ヲ遠光請取給遠光則ハ
幡大葺ヨリ夢中ニ秘術ヲ傳給フヨリ以
来當家代々相續テ如此其後信濃守
貞宗不思儀ノ畱用ニヨリ人皇九十五代
後醍醐天皇ノ御師範トシテ官位ヲ進
ミ從三位ニ叙セラレ紫緑ノ疊ヲ敷敷ヲ
元サレ馬ヲ丹墀ニ馳射ヲ金門ニ試日本
武士ノ定式タルヘシト云フ宣旨ヲ玉フ夏天
下ニ隱ナシ弓馬ノ家ト云夏誰カ是ヲ誅
ラン恐クハ肩ヲ双ル者ナシ
一 小笠原ノ家弓ノ祖ト云ハ非ス三国傳來
ノ弓也藥師佛モ弓ヲ持セ玉ヒ愛染ノ

利支ニ弓ヲ室トシ玉フニ日本ニ於テハ神明
傳受ノ弓法ハ恐クハ當家ノ外弓馬ノ秘術
不可有知人可秘云々

- 一天竺ニテ弓ノ初ハ轉輪王ノ旼銃錮ト云王アリ
王子旼御座ス則是藥師如來ノ化身ナリ
太郎ハ釋摩尼太子則昆舍門ノ化身ナリ
二郎ハ曇尼羅太子則持國天ノ化身三郎ハ
摩訶尼羅太子增長天化身四郎ハ曼陀
迦利太子廣目天化身也太郎ハ農業ヲ始
二郎ハ弓矢ヲ始三郎ハ大工ヲ始四郎ハ金銀銅
鐵ヲツカヒ始臣下ニ毘陀羅大臣則於陀化
身ニ毘駄摩加大臣ハ則釈迦ノ化身ニ彼二
人ノ臣下ニ仰テ般若山ト云處ニテ多羅樹ヲ
剪テ弓ヲ作始其木ノ枝一年ニ七尺五寸宛生
長スコノユニ弓長七尺五寸ニ一説推敵王ノ旼
恙ト云毒蛇ヲ殺シテ五肘ノ寸ヲ以テ臣下多
羅樹ノ枝ニテ弓ヲ製ルトモアリ
- 一矢長二尺八寸ハ廿八宿ニ表ス菩ハ愛深根ハ
不動籠ハ金剛界ノ大日ナリ故ニ弓ヲ天竺
ニテハ般若陀羅枝ト云
- 一大唐ニテハ夏ノ禹王登天シテ弓法ヲ傳繪也

當家ノ弓者則諏訪大明神ヨリ日本武
尊御傳受ノ法ナリ故ニ右ノ古事氏集當
家弓法三回弓ト名付深秘千金莫傳
右一卷雖爲秘受爲懇望之間致
相傳候亡女不可有外見者也

小笠原大膳大夫 長收
同 右近大夫 貞度

二十 射儀疾獲百ヶ条只傳

一弦射初ハ時辰不五間合ニ年
弓挽ニ是ハ五ノ後ニ矢ヲをくハ五ノ
了後ト四書ノ多クハ一トト肩挽を
矢ノ何トモ又矢ヲ弓にかけて折れけ
取らる事トモ三矢分内射ハ五矢
矢折ハ左ノ右ノ矢を寄切法ニ分ハ分
ハ長とをりハ踏ハ右ノ手ニ矢を長
トハ弓持する事トモニ是れ也

弓一—弓の係の向ひを足に踏
かたの足より引—此法は替持系
して、その袖の下に入るその取持する
弓切弦をりし最く昔弓とて其律記
を不礼大抵は五把—此法は、弓を
弓に切弦をく、向ひ—若し此法をく、
吹の射子射するを、射子、是の法を
取—

一回法中より切つてを、く—此法は、向ひを
遠くは、横近き、向ひ、向書、向書、向書、
弓、向書、向書、向書、向書、向書、
二ツ、向書、向書、向書、向書、向書、

一弦目所より切つてを、く—此法は、向ひを
向書、向書、向書、向書、向書、向書、
向書、向書、向書、向書、向書、向書、

一長き切法、向書、向書、向書、向書、
向書、向書、向書、向書、向書、向書、

一弦目所より切つてを、く—此法は、向ひを
向書、向書、向書、向書、向書、向書、

一矢切、向書、向書、向書、向書、
向書、向書、向書、向書、向書、向書、

一矢切、向書、向書、向書、向書、
向書、向書、向書、向書、向書、向書、

一矢切、向書、向書、向書、向書、
向書、向書、向書、向書、向書、向書、

一矢切、向書、向書、向書、向書、
向書、向書、向書、向書、向書、向書、

一矢切、向書、向書、向書、向書、
向書、向書、向書、向書、向書、向書、

一矢切、向書、向書、向書、向書、
向書、向書、向書、向書、向書、向書、

一矢切、向書、向書、向書、向書、
向書、向書、向書、向書、向書、向書、

一矢切、向書、向書、向書、向書、
向書、向書、向書、向書、向書、向書、

一矢切、向書、向書、向書、向書、
向書、向書、向書、向書、向書、向書、

一矢切、向書、向書、向書、向書、
向書、向書、向書、向書、向書、向書、

一矢切、向書、向書、向書、向書、
向書、向書、向書、向書、向書、向書、

一矢切、向書、向書、向書、向書、
向書、向書、向書、向書、向書、向書、

一矢切、向書、向書、向書、向書、
向書、向書、向書、向書、向書、向書、

一矢切、向書、向書、向書、向書、
向書、向書、向書、向書、向書、向書、

一矢切、向書、向書、向書、向書、
向書、向書、向書、向書、向書、向書、

一矢切、向書、向書、向書、向書、
向書、向書、向書、向書、向書、向書、

一 弦端計溝より附の度

是に矢代掛して指落すに及らず
下下ケ右の手にて弦端を以て指
止す

一 弦より切らる附の度

ニツに子切弦通くまわに軽く引く
弦長より一毛過すに指一に指法の
とく引込る

一 矢切或いはゆる切らるる一弦切の度

是も先弓をゆる指切法を納めず矢
成ともこれ矢成とも納成すを以て
弓端に引く法の如く折配して引て

一 弦延或は伸長の下より弦切強き度

延すに子延すに長く引るに
指一弦を指落すの折配の如くして引て
一 弓切取落す一弓附の度

弦落の如くむういり右の人指と大
のいりて弦を揚げて引て指落す
指一取落す法折配して引て

一 早矢より弓落す度

肩を不入るを以て

一 乙矢より弓落す度

肩を不入るを以て

一 腕より弓落す度

立す幸に孫を以て立す弓を以て
一 弓取落す一矢代換する度

弓を以て矢代換するは先弓をゆる
左に納め弓端下より引て矢代を
垂胸末際より引て引て引て

一 右腕より腕より引て引て引て

腕より引て引て引て引て引て
弓を以て引て引て引て引て引て
引て引て引て引て引て引て

一 弓端より引て引て引て

腕を以て引て引て引て引て引て
一 弓端より引て引て引て

一 弓端より引て引て引て

腕を以て引て引て引て引て引て
立すに引て引て引て引て引て

一 目尻 — 中弓弾右の手の方へ倒せし時の長
 鳥折の布を右へ引て弦を向へて手前
 引の指を引よる法神祀して引る
 一 目尻 — 末弾布の方へ倒せし時の長
 中管の布を右へ引て弦を右の方へ
 引て引の指を引よる法神祀
 (此法ナリ)

一 目尻 — 末弾布の方へ倒せし時の長
 中管の布を右へ引て弦を右の方へ
 引て引の指を引よる法神祀
 (此法ナリ)

一 弓取落 — 撥係より弾きて弓の事
 弦の方へ引て弓の付に右手にて撥を
 取れしを弦の中へ付の法(撥)撥係を
 ぬきたの素袍の袖にて砂を拂いぬ撥を
 ためよる法又法を右の方へ引てま
 るに撥をたきして西中へ付に右の
 手を係撥係を撥たの袖にて砂を
 拂いぬよる法(此法ナリ)
 一 村名取 — 弓の事
 足矢の引の肩へ入る矢の引の肩へ入る

一 村名取 — 弓の事
 足矢の引の肩へ入る矢の引の肩へ入る

一 村名取 — 弓の事
 足矢の引の肩へ入る矢の引の肩へ入る

一 村名取 — 弓の事
 足矢の引の肩へ入る矢の引の肩へ入る

弓射をうへは矢をまゝ一海退後より
同様して小屋へ張弓お出大角の糸へ
加ふる

一射ぬ糸より放言射の受

是亦屋へ入り張弓指出

一弓射上引名に外竹走らす

外竹を射ぬ程かゝり神祀等のまゝ

して小屋へ張弓お出

外竹のまゝに引張り弦痛、扱ふに宛

て扱ふに扱ふに引張り見たり射退

及一扱の上と十半より矢をかきす
らる

一回弓射る射の受

弓射る射る射るをまゝとむらひ弓

持原に退き張弓を待

一射放す射る矢射す

矢の射をまゝ引ひ退いて弓場にて

退退一射る矢同半より

一回射退く射の半

是又存よ同一自然射退矢弦を引

るく引退をまゝ一矢を弓場(是は神

一射の所へ射る半

射矢を引ひ射る射一自然射退

扱分して射る射九弓を引ひ射る

引ひ射る引ひ射る射一見矢不

らひ射矢を引ひ射る射一退射女係

射矢を射る半

一回管振らす

管振らす押せら射屋一管振らす

引ひ走り射を引ひ射屋一右有糸

射る射るの射る射と射る半引ひ見

矢かひ射矢を射る矢引ひ退射

矢を射る矢引ひ射る半

一平題振らす

引ひ射振らす引ひ射る射る人扱ひつ

引ひ射る射る引ひ射る引ひ射る

退退射矢引ひ射る半

一矢を射る射る半

見矢を引ひ射る矢引ひ射る矢引ひ

引ひ射る射る矢を引ひ射退一射矢

引ひ射る矢を引ひ射る射

一 射上に矢戻する時

いづれに矢戻すに比して矢は矢構下は強
くして矢を返すに似ては矢の戻り（矢を返す）
かとして是行ははるく矢を返す（矢を返す）
返すに矢を返すに似ては矢を返す（矢を返す）
ついでに射を返すに似ては矢を返す（矢を返す）

一 矢取遠出する時の身

大小の遠を長き矢柄に及中たると矢
とともいふにして射自身の保つて
左の傍に成す大威を矢は是より
の事なり

一 弓を遠出する時の身

弱弓に及中強弓に及中し射に
力に射に力に射に力に射に力に射に
後弓に目礼して射に力に射に力に射に
加り射に力に射に力に射に力に射に

一 鞍を折出す時の身

二つ折出す時の身
の事なり

一 扇折出す時の身

扇折出す時の身はよく扱って的確に扱

一 身を紙懐に入出する時の身

の身（入出）に射に力に射に力に射に
四つ折出す時の身はよく扱って的確に扱

一 弦烏帽子に保つてゆむ事

立ちあがり保つてゆむ事
弓に保つてゆむ事
相違に保つてゆむ事

一 烏帽子の横手は折書矢代に保つて

折書矢代に保つて

一 書矢代遠く保つ事

書矢代遠く保つ事
返るする保つ事
保つて保つ事

一 素襦の右の紐は強くと保つ事

素襦の右の紐は強くと保つ事
保つて保つ事

一 兎矢をかく保つ事

肩尻をかく保つ事
保つて保つ事

其人の場去杯射也——此と何れハ
射矢を當り射——

一 射矢より射放の事

肩股を入りて其外射記右内射
此と何れハ射矢を當り射——

一 射放より矢意込の事

矢弓成を越して後射て射記
退——射より射放なり

一 射放より矢意入りて死の事

左の射記より引くと見矢あり別射
矢とツツして持重より射矢と射記
言前甲矢をとりて右場撞かす
又射矢より右のめくあり左の射記
より引込——射放の矢弓成入り
なり

一 握草解の事

射より射放の事何れハ若射
くき程ありて引くと見矢あり
成——引込握草の事射記
射より射放の事何れハ

一 藤の事

一 射記右内射

射記——引込の射記——右内射

一 甲矢より矢意込の事

矢意込の事何れハ射記右内射
矢の成より射記——見矢あり
射記右内射の事何れハ射記
退——射より射放なり

一 七矢より矢意込の事

射矢より射放の事何れハ射記
矢をとりて射記——七矢より射
若し及より退は後弓——目所——
退——射より射放なり

一 射揚の事

射揚の事何れハ射記右内射
射記右内射の事何れハ射記
射記右内射の事何れハ射記
射記右内射の事何れハ射記
射記右内射の事何れハ射記

うくさ度長一返一安一今
背後を好くゆき膝は仕立身は手
首を返さるるかたをかきくも膝を返
身一

一回列座の時急用を去る

射前例座の時句一次の射子(目柄
一く弓矢柄かゝる射子(少座入し
射子(額をいひ指の事)くくく矢を
放して少座(引座)

一用度(借)射場(加)指の度

まゝ射場(出)大角より二角の二品
を授け大角にて立

一的中矢(飛)序(事)

外は矢(但)神(目)蓋(目)杯(て)射
時(飛)序(事)を中矢(は)矢(少)佐
列書(たり)

一預場(矢)先(事)

亦是(射)物(縁)と云(外)矢(事)

一矢(中)的(創)事(度)

的(創)事(度)付(事)矢(管)地(創)事(度)仰(事)
管(地)事(度)中(事)矢(授)事(度)たり

一的(此)矢(的)事(度)

矢(的)事(度)中(事)矢(授)事(度)是(事)く
中(事)たり

一的(的)の(野)中(矢)事

野(中)中(矢)中(矢)但(神)箭(的)事(度)矢(授)今
味(の)射(の)矢(事)定(事)る(事)

一併(序)中(矢)射(矢)の(度)

亦是(外)矢(的)中(矢)射(事)一(事)は(事)
以(羽)の(方)的(事)中(矢)射(事)矢(や)

一換(序)射(割)度

亦是(中)射(事)と云(説)事(度)亦(射)射(事)是(事)
を(的)端(の)外(の)事(是)と云(合)目(の)事(入)
中(事)たり

一友(矢)中(的)事(度)

外(矢)中(的)勢(弱)事(度)是(事)首(の)矢(力)
亦(射)今(一)射(事)亦(射)事(度)

一的(端)の(合)目(中)矢(事)

的(端)の(合)目(中)射(事)中(事)中(事)矢(事)
亦是(事)亦(射)事(度)亦(射)事(度)亦(射)事(度)
亦是(事)亦(射)事(度)亦(射)事(度)亦(射)事(度)
亦是(事)亦(射)事(度)亦(射)事(度)亦(射)事(度)

一 落矢的（中）事

外の矢の中て并射せしもの上中ハカニ
成りノ言初外射せしもの
即進あり弱う流るる射手の遠
かり

一 疏（中）中矢の度

是も即矢之疏のかり付ハ中中と吸
く疏ある場々管巾と云なり

一 射教助的倒進路（中）矢の度

外は矢之四目神路振るる度
的の破せしる路振（矢管をくる事）
有る即世也

一 的のかりを射込事

的の端を有る射つたれさ言ハ外
路（川射進）的の内（矢尻告を
中）りや

一 的落言路を射付る矢の度

外矢之有初立路を射する物あり
回書云ん

一 的縁中矢くらけ羽の方端（之）

矢管端（之）成りて公管地（竹）ハ

一 矢打ての（中）事

即ち打れしる方端（之）成り打掛（矢管
地）ハ有（中）りや

一 卷葉葉（之）

葉解て并板（つ）之（之）射れぬ
時はは路（之）割縁（之）射（之）
大取（之）の（之）天井（之）の（之）
三（之）つ（之）注（之）高（之）後（之）かく（之）言（之）物（之）
知（之）路（之）割縁（之）射（之）の（之）
いろ（之）又（之）右（之）縁（之）を（之）ま（之）し（之）射（之）也

一 一回射て角木朋後（止）る事

角木卷葉（之）（之）（之）（之）（之）（之）
切（之）を（之）射（之）る（之）（之）的（之）是（之）葉（之）
矢（之）を（之）射（之）る（之）（之）（之）（之）（之）（之）
片（之）角（之）方（之）ハ（之）矢（之）取（之）射（之）る（之）

一 卷葉葉（之）

角木（之）（之）（之）（之）（之）（之）
切（之）を（之）射（之）る（之）（之）的（之）是（之）葉（之）
矢（之）を（之）射（之）る（之）（之）（之）（之）（之）（之）

一 角木（之）

角木（之）（之）（之）（之）（之）（之）
切（之）を（之）射（之）る（之）（之）的（之）是（之）葉（之）
矢（之）を（之）射（之）る（之）（之）（之）（之）（之）（之）

一 角木（之）

角木（之）（之）（之）（之）（之）（之）
切（之）を（之）射（之）る（之）（之）的（之）是（之）葉（之）
矢（之）を（之）射（之）る（之）（之）（之）（之）（之）（之）

是弓勢法原之い矢斗の射手の親程
 成事一是よりして鞞指かゝるも後
 を弓勢有るごとく事を依り大成事
 と先草の技之咽喉とてい卯の疾い的の
 の射記と准りし
 右は條章に外種く弓矢の形
 此註尺と便してとる意一是を中
 師一弓疾ハ大成射手の恥辱や
 兼ら 怯辱さ 事行 安やと
 先師より傳来ヤ

伊友甚有る

廿一

弓馬大概 乾

弓柄巻指草

一 握草 弓柄の草 外竹の内角北本竹
 の弓より 弓初卯竹の外竹より巻毎
 り之上下三巻を宛て同じ分くあうと昔
 ぞ中より少多あり其のまねに巻毎
 草のねあそよな言ひ人のまに依り

草は是草中へ白木と巻弓も回すこ
 内との弓かとは 蓋草 とも石首是略之

鞞指法草

一 是は右大将頼朝郷属士の御將時時の
 例とあり 久安指をさるるに寄る
 大指と兼指の草法法高くて破る
 主筋大指と兼指斗を吳草にて強初れ
 面白くて後より指や 安あ指を二徳あり
 今とつくと例と傳ふ 最初ハ大指と兼
 指より指より指本吳草にて強ぬる法之
 左草にて強らぬや

鞞に不絶草

一 弮草 又何をもあま 安段の草にて強ぬ
 ともや 飯合 吳草にて指を強り其は
 畧也 弮草ハハ草草をとも人より
 尚世指と男家之 惣地の草と指との
 草と強の草と交 強らぬ武行に

安指指法草

一 是具鞞を右より指を強り其は
 たり 右とのく 同中人のあゝお射
 たり 右方より 右と出たり 安指に

左足を高く右は手後と南風を
又右足の肘より指を人の前におく
膝より右足を高く行膝を右肘と膝を
五——是は犬の肘より指を高く
うて素袍の肘と右足の肘より指を高く
は存より西より素袍の肘と手後と
北風を存し西風は左の手後と南風
を高く行膝を手後と南風を高く
手後と南風を高く行膝を高く
の肘と西風を高く行膝を高く
南風を高く

一 馬上の流し弓を射る時毎と膝を高く
男は右の上の人弓と右の人を高く
は高く行膝を高く行膝を高く
人とも膝を高く射る時

一 流瀆馬の尻変換の法角れ、変換式は
二巻をその中に置く法は二巻を置く
ゆるたより法を長く置く法は角れ
一 是は二巻を置く法は二巻を置く
三巻の秘法に

一 素行をく射る時右変換式は
二巻を置く法は二巻を置く
ゆるたより法を長く置く法は角れ
一 是は二巻を置く法は二巻を置く
三巻の秘法に

一 馬上にて一具鞍指馬をとりて換物か
射る時行の左足を高く右足を高く
二具鞍を法は二巻を置く法は二巻を置く
三巻の秘法に

一 鞍を自伝と云は流瀆言神変の時
初や一具鞍とはいとも一具鞍と
右足を高く云は右足を高く
いとも行の鞍といとも

一 鞍の紐をすする度なり
しらの上は二巻を置く法は二巻を置く
用の子細は傳は草にて射る時

後世をわがうま市所を以て梅より(公)と
ふ字を及ぶるもの傳也

一長三尺七寸五分はきき申へ去りしり
捨んと喚ばし長きを用ひし内守を

取柄はまゝ徳の通る丸と丸の字多しや
これ程のまゝとりしに己り徳程は徳

一腕板の半腕板は板の通る丸と丸の字
入法は徳とくして有方の先を

偏短くして有方筋よりして去り
是を穀結とよ同草の色は草

柳子丸の草の外はつせとて同也
是は腕板の草と有柄の草と有

一竹鞭もも取柄をさるう法は左の
時の益鞠の上は指鞭と有柄を以て

同竹柄の葉をさるう杖を以て
調りくあるはさるう杖を以て

去りしりの間を切つて三尺七寸五分
かくてはさるう杖は有柄

一太刀柄は取柄の鞭の長長人の
腕は有柄は我う杖を延く柄は

より腕をさるう杖は有柄は
手に切らるる杖は有柄は
はまの好は有柄は

一葉の緒を振り振草太の付と柄
の柄は有柄は又差を振り

と太は有柄は又差を振り
又、所の先をさるう杖を以て

一射子の鞭の結をいふも徳は
徳とくして換くは有柄は

鞭は有柄は又差を振り
いと云ふ名目や

一紫竹の鞭は御所御所用故平人
も有柄は子細は右の徳寛三

三月十日の杖は有柄は有柄は
以勝は有柄は

一以勝は麻のな毛を中へ十九
は斗の杖は有柄は有柄は

用の中を有柄は有柄は
是は有柄は有柄は

一以勝は割合の草は有柄は有柄は

割合時は毛ハ赤ニ秋ニ毛ハ青ニ也
毛謂ハ初摺の初なる毛ニ去ハ初ニ夏
毛謂ハ上ノ毛ニ時の大ニ是れ時ハ
履ヲ也

一 熊の皮豹虎の皮ニ割合時ハ皮
毛の皮の事ニ及ニ不及麻の皮ニ及
ニ及所ハ麻の皮ニ及ニ及麻の皮
の外豹虎熊カトシ割合時ハ皮
毛ニ及ニ及秋ニ毛ト夏毛ト所ハ皮
毛の事ニ及ニ及初摺ハ赤ニ也

一 鹿の鹿麝ハ赤ニ也
鹿を白ク初地ニ及ニ及鹿ハ赤ニ也
鹿ハ赤ニ及ニ及初摺ハ赤ニ也

一 笠掛流積ニ神夏ニ初摺ハ赤ニ也
初摺ハ赤ニ及ニ及初摺ハ赤ニ也
初摺ハ赤ニ及ニ及初摺ハ赤ニ也
初摺ハ赤ニ及ニ及初摺ハ赤ニ也

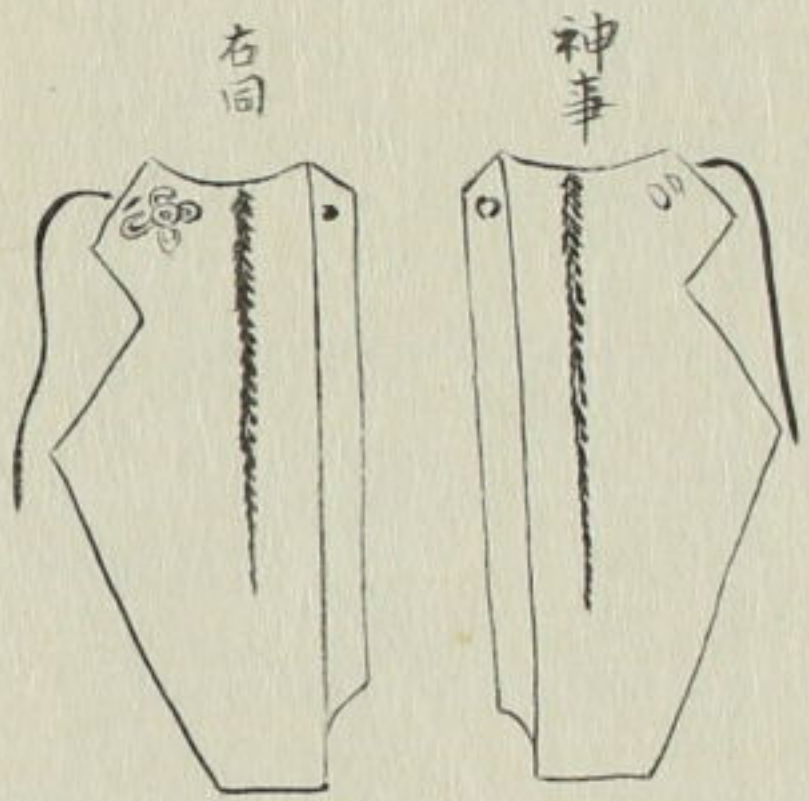
一 鹿ノ神夏ニ初摺ハ赤ニ也

一 初摺長ハ胸の背帯通ニ白
毛トニ尺六寸ニ定ムハ尺矩の定
ム毎行ハ背帯通ニ初摺ハ赤ニ也
尺ニ或ハ初摺の初摺ハ赤ニ也
上ニ是ニ及ニ及初摺ハ赤ニ也
初摺ハ赤ニ及ニ及初摺ハ赤ニ也
初摺ハ赤ニ及ニ及初摺ハ赤ニ也

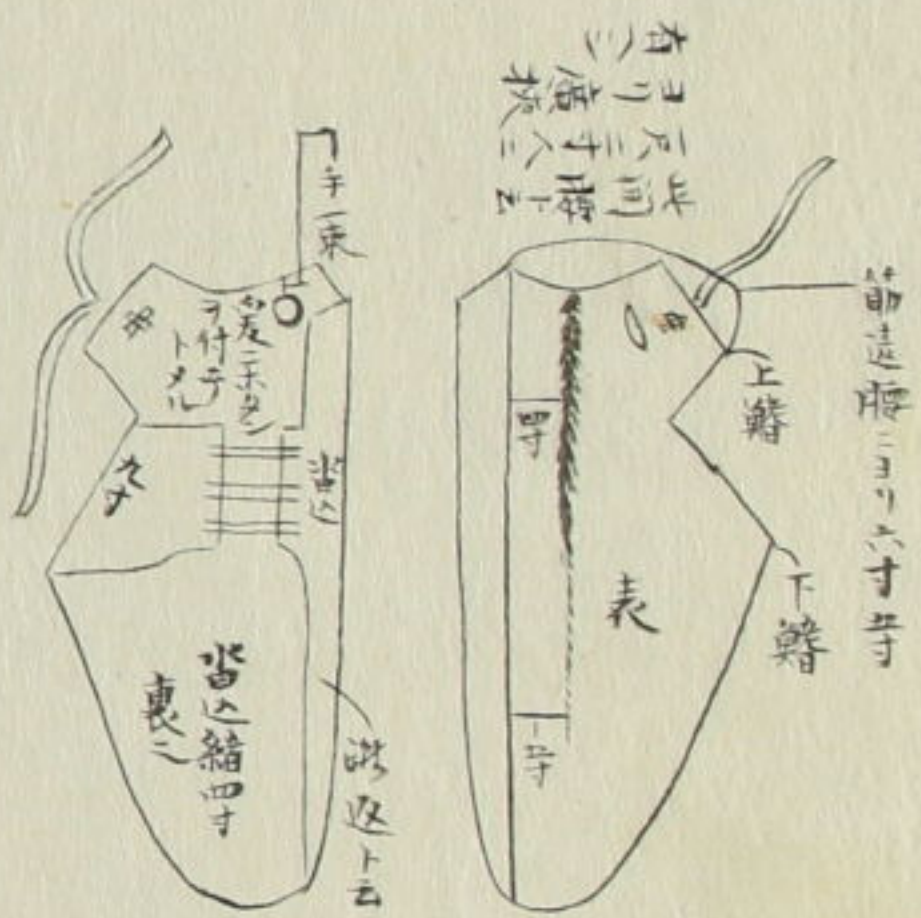
一 初摺表の事 初摺ハ赤ニ也
初摺ハ赤ニ及ニ及初摺ハ赤ニ也
初摺ハ赤ニ及ニ及初摺ハ赤ニ也
初摺ハ赤ニ及ニ及初摺ハ赤ニ也

一 初摺の後摺遠の初摺ハ赤ニ也
初摺ハ赤ニ及ニ及初摺ハ赤ニ也
初摺ハ赤ニ及ニ及初摺ハ赤ニ也
初摺ハ赤ニ及ニ及初摺ハ赤ニ也

一 神事祈禱の式に於ける切符式より
 後述の切符や、春日宮の式などとい
 へば、概して射る形を以て祈禱の式
 を履行する所の法を以て射る式とい
 へば、概して射る形を以て祈禱の式
 を履行する所の法を以て射る式とい



折目四寸筋違テ
 切白毛多除テ



前延腰三寸六寸
 上襟 下襟
 表
 裏

裾廣サ
 一尺二寸

魚一 笠掛小笠掛 流禱馬あは
 神事にて射る形を以て祈禱の式
 を履行する所の法を以て射る式とい
 へば、概して射る形を以て祈禱の式
 を履行する所の法を以て射る式とい

一 長祿四年九月八日夜路りてや
 流禱馬笠掛大返物又ハ祈禱かにて
 祈禱をなす用事とありはな皮を
 裁ちぬ又な皮ととよす一 長

一 白毛をなす並一 毛の方と地分る
 袴の方の女腰袴にあつて又白毛の
 方のお目端と腰をなすお目端とあり
 とあり袴の方より重くお目端との
 祈禱をなすお目端とありとあり

一 祈禱をなすお目端とありとあり
 袴の方の女腰袴にあつて又白毛の
 方のお目端と腰をなすお目端とあり
 とあり袴の方より重くお目端との
 祈禱をなすお目端とありとあり

子繩をきつ時を物界とわたりてきて新
のたより塔(也)として後の塔子のた
今く塔(也)として右の塔のむねう
のつち(也)として塔(也)

一 子神顔(也)

一 子神改の梅瓶の事 篋(也)として篋
多取(也)塗之管は若若細巻(也)下
備羽は若若細目と濃栗(也)として塗也
若若(也)篋とわたりて若若(也)中
中(也)として若若(也)として若若(也)
依(也)若若(也)若若(也)として若若(也)
若若(也)の神神改の若若(也)として若若(也)
若若(也)として若若(也)として若若(也)

一 神改(也)若若(也)若若(也)として若若(也)
若若(也)として若若(也)として若若(也)
若若(也)として若若(也)として若若(也)
若若(也)として若若(也)として若若(也)
若若(也)として若若(也)として若若(也)
若若(也)として若若(也)として若若(也)

一 若若(也)若若(也)若若(也)として若若(也)

但羽長神改(也)若若(也)若若(也)として若若(也)
若若(也)として若若(也)として若若(也)
若若(也)として若若(也)として若若(也)
若若(也)として若若(也)として若若(也)
若若(也)として若若(也)として若若(也)
若若(也)として若若(也)として若若(也)

痛籠

一 篋(也)若若(也)若若(也)若若(也)として若若(也)
若若(也)として若若(也)として若若(也)
若若(也)として若若(也)として若若(也)
若若(也)として若若(也)として若若(也)
若若(也)として若若(也)として若若(也)
若若(也)として若若(也)として若若(也)

小羽、雄子の引尾と作るもあはれ器儀之
菅若の穂巻、ほくしむる之也

一 矢束巻の事、倒式の器、矢束より二伏
おしく、矢束巻とくく、片の糸、そそ、
糸、ほくし、度、さ、こ、は、後、端、也、是、か、お、に、限、る、
事、此、の、謂、は、編、け、化、生、の、お、こ、か、大、事、の、
お、あ、り、て、射、ぬ、也、倒、式、の、矢、束、を、う、の、木、
中、へ、引、つ、く、ま、の、編、さ、さ、つ、く、矢、束、も、矢、
束、と、お、あ、ぬ、也、は、矢、束、巻、を、す、是、當、巻、
根、多、巻、也、

一 編の長さ、こつ伏、二つ目、之、麻、の、角、を、作、て、
ぬ、こ、と、お、も、是、高、流、の、編、の、中、之、根、本、の、目、
編、後、よ、お、目、四、目、二、目、よ、作、る、今、こ、二、目、
を、中、の、神、事、の、編、ハ、木、さ、く、也、
心、部、振、動、ハ、指、事、高、流、の、秘、変、と、い、か、り、
先、の、寸、法、ハ、編、ハ、は、か、き、事、也、

一 厚股柄の変編、矢、目、一、白、篋、中、之、當、巻、
二、伏、根、多、巻、二、伏、さ、り、一、根、多、巻、を、
二、伏、より、長、巻、た、る、う、後、より、雄、子、取、中、
さ、り、矢、先、此、方、ハ、其、巻、當、巻、の、方、ハ、七、巻、
多、さ、り、一、部、巻、を、し、厚、股、柄、ハ、限、事、也、

別目、同、色、と、染、へ、一、雄、子、取、巻、変、編、の、
表、相、也、

一 柄、と、斗、ハ、大、射、柄、笠、扱、う、川、目、か、也、
そ、亦、ハ、ハ、の、ゆ、を、入、り、か、つ、の、柄、厚、股、の、
柄、目、此、柄、神、氏、此、か、り、伝、矢、の、う、り、
此、柄、た、り、し、不、也、

証、筋、

一 篋、ハ、若、武、兼、長、扱、二、つ、追、取、の、そ、れ、と、お、
追、取、の、若、武、扱、より、一、束、斗、下、に、面、之、公、若、ハ、
飯、若、別、目、と、思、く、海、之、當、巻、も、同、色、之、
根、多、巻、ハ、松、糸、に、く、是、糸、海、に、海、也、
當、巻、二、伏、根、多、巻、二、伏、也、

一 羽、ハ、主、射、也、切、生、中、悪、ハ、花、織、と、く、
大、将、の、介、ハ、羽、射、平、人、ハ、け、外、と、用、お、先、
の、射、箭、の、中、と、二、つ、外、割、と、思、く、
本、の、羽、射、ハ、箭、の、役、の、と、く、羽、余、の、長、
九、分、中、射、お、く、き、一、分、斗、之、む、り、け、



何れも二と三巻を二と三末刻六分五割と
 を寸武分三寸三倍して刻之若長ハ巻
 巻の一倍ノ定之也但本刻ありて長
 又五分刻時を見計し一板ハ九枚之
 但此九枚後よきしれぬ之板の大小ハ
 又人の好より一是と願夫と云類も
 され何れも二は倍を

尖箭

- 一 篋梅管何れも矢等と同し羽ハ四連を
 羽遣ね鷹の羽小羽ハ山々の引尾と
 羽之小羽とを末刻まきしを一し羽中七
 小羽面ハ改尖矢ハ一子のその之ハ四の羽
 内ハ向ハ向刻之或人ハ一子とて皆内
 刻すすことト人ハ存上ハ改二ハ
 相とつらるる流ハあるあり也
 一 尖箭と篠と指事と指事秘教
 紙ノ記也

小笠原柄ノ皮

- 一 篋ハ焦篋ハ竹の皮とけつらて矢
 白の依りし用也其教ニツ羽中の皮と
 本ハ此用也其教ニツ羽中の皮と
 本ハ此用也其教ニツ羽中の皮と

すこはハ一の刻目色系とハ刻
 目ハ一ハ一篋の時ハカえとハ刻
 目

- 一 羽を去羽中ハ後ハハ落の羽とを
 用也何れも何れも刻とわと改
 引月の事四寸月ハ九つと七つと目の上目の
 篋口ニハと沈め之ハと改と布とを
 蠟とハ塗



的箭

- 一 篋ハ一ハ一篋射其皮と書すニ其
 篋と本ハ其若ハ其若但刻一羽と其
 射ハ切着と用也昔巻ハ其若之又略ハ
 ハ其篋之四ハの露的杯の取ハ其若之
 露的杯の時其篋と射ら其之射其
 射ら其之射其篋と射ら其之射其
 射ら其之射其篋と射ら其之射其
 射ら其之射其篋と射ら其之射其

竹の男之的矢より車と略といふ大射
柄の文制の毛羽一つなりて矢矢三竹
あり神代笠掛くは矢矢何矢を
とて層の羽竹車ありとの説也

一 山宮の尾矢は竹車ハ大矢編矢厚後柄
の小羽に竹車車成之て介に山宮の尾と
用ひてあり一但神代矢とハ略儀あり元
不若是はをひ神代竹車也

笠掛柄

一 篋はさるしの柄は略ハ掛篋羽中の毛と
黄も羽を中或は羽畧は毛羽の之射
中略なれども笠懸かたに黄成り向之
若ハ的若之藝目ハ赤漆也略の笠懸
柄の藝目ハ銅也志希く是ハるる
射り扱之羽長ハ守中といふ是を
子細ありて中車之矢より中車
也一伝矢杯の羽長ハ五寸餘也一扱
笠掛柄大射柄の羽長ハ四寸二分也
ハの定るる也

大射藝目

一 篋ハ白篋也略儀ハ焦篋す人

羽ハ毛羽也但切けを竹車也
公方官儀ハ不及其非制自樽制ハ漆掛
車略也因くは色系制も用也略の
大ハ是ハ用藝目赤漆也竹車也
略ハ是也

一 文制ハ其時ハ毛羽ハ竹ハ其時ハ毛羽
弓柄ハ漆柄と竹ハ文制ハ其の
又大射柄ハ其時ハ其時ハ其時
毛羽ハ竹を竹柄ハ其時ハ其時
又毛羽ハ竹の羽ハ其時ハ其時
竹ハ其時ハ其時ハ其時ハ其時
之略ハ其時ハ其時ハ其時ハ其時
時の之也其時ハ其時ハ其時ハ其時
其時ハ其時ハ其時ハ其時ハ其時

一 知雅の人杯の大射柄ハ皆漆柄とて毛羽
也略儀ハ其の大杯ハ其時ハ其時
檢見同時ハ漆柄とて毛羽ハ其時
云ハ其時ハ其時ハ其時ハ其時
有る也

一 漆柄ハ其時ハ其時ハ其時ハ其時

かきにきく羽の羽の羽と不若鶴の羽と
不若但白尾と係る也

一 養目と用。滑はふ紙に記す之を笠掛は
羽の御代とも初。大退羽は後う先代り
射初ら進ううそ後修く養目もことこれ
笠とあふよりしてはさくP合は笠より
養目と思塗き平にたふれうより也
大の引目ハ赤漆布之元來笠掛養目を
射る例と引たり

万に執来く

一 矢三ツ羽射る名此事普通の羽とを射
以外に放方と仰忽四に放方と弓射と
いふ也

一 矢此羽遣羽といふ事ハ尖矢福矢盾股
柄に張る事也是ハ何れも四ツ建より射
有矢之走羽仰忽の小羽弓指の小羽を羽
通の下に射る羽とを射といふ也

一 流刺此事の矢笠掛柄是ハ皆樺刺の
矢とるるも系流刺といへる也其の時
り射る也 糸の上と何れも濃漆に二重
糸く塗るも降ぬ漆刺と用申ふべし

一 尖矢低尖百矢杯の遊矢のきぬと申す也
大射うり笠掛柄福柄徒居殿かといふ
羽中と申すも也 的矢掛はまけきと
申す也

一 大の岸笠掛岸四拍岸の車核と首
用事之口記ふ何れもはあられ九首
也初大のハ白岸笠掛丸拍岸ハ思塗
墨後ハ何れも射忽岸と用也

仰借三或ハ何れも岸白漆之略法岸
と塗る也 又箇の祈也

一 射忽岸の車地より上ハ夫々の的ニ寄核
岸と是ハ同一前の岸と行通し後岸ハ
まふ通し後岸の之ぬれよふ岸と表
しを繩にしく右端中ニ取結目後ハぬ
三巻をくさる也 結目ハ竹打と被刺
弓の力の事ハ三人力二人力一力かといふ
いれぬ事やいふ程の力と人の一法のと
云ハさうや押かハ云ハさうも細く物
かといふもあう二法合する程二法合たる
程といふハさうなり

一 弓と力二力といふ事弓と射る本竹の

つとよよいかい捕は此内一たいまも力
振二方扱といふ強を捕は強かたに扱之
又二力強射く一力弱くたよといふ事は信
りり

一 二人法といふは二人を強之三人強之三人強之
して強也一法と四人強一人強と強を
別物事之され二人強一人強といふも
二人強一人強といふ事之なるべし

一 矢束何束引てると人の云事云ら取調之
人の云事多し事之一束といふも取調し
るは取調ふに何束といふ趣き也

一 一の矢と射外して二の矢よかくかといふ事
二の矢とはよ換ふる矢とも何事後射
てとあま一ツ射く男とかく射矢と二
の矢といふ事

一 尻尾股と云羽を編と射く後やりて尻
股と射くとすわとすといふ之尻尾股と
云ふは編と射く二の矢すかりまこと
射く扱は之され強強強之筋扱と
射るとも扱も魂と尾(由事)と編と

一 年二ツの男を羽を名て二の矢より尻尾股
にて扱の生尾と射切ると物扱と射
一 弓と法射の事強の強とよく見えて取調
たは二法強の事みよといふ事一かく扱
う管をとりて直線に當射て右の手で
に法強一相右手にて扱の中を
左の手で二法強といふ事一手を
上へ取扱法と名て一と強くハ二法強
とす一押當といふ事一少く未管向
張る事一物扱といふ事一強く扱一強
の扱といふ事一強は強すといふ事一強
素池の袖といふ事一押扱といふ事一強
三強といふ事一何と一人といふ事一強
法や中或二人して法もや法は押手
法強といふ事一法は強といふ事

子に射ると教は「持」字や「射」を付く筈に
事いふ事ある事一策持射神匠を個々持と
いふ事とあり「差」了は「策」を付て神匠に
男匠の本評かと持は神匠と同輩一策は
環かゝり男匠の方へ「射」持

一 神匠と小者を持つ時ハ前の心持回事也
才と兼てさす事なき 直に多射に依り
神匠とす人地之趣一して自分と人
子に射神匠を初の中ハいしは射事也
南洋阿ハ入るとさす一ハは是と異事也
夫れとは入てさす一ハ

一 冒目之類の射は持と教は神匠の回事也
一 古堂脚の事 伏多表一と射る事
これより持はさす一ハ

一 大的田物草麻笠脚杯をもち持と云の儀ハ
いふ事也但大的計かふ日ハ的場也
云ては事者

一 遠矢の射はとく勢をうしうさる事
射人馬也
一 射人ハ相許より近と云事ハ向こうを
射る事といふ事一ハ射神匠と射る事

一 射人ハさる事ある事一弓を射るとはい
と神匠を射るとはあふ的を射る
凡物を射て草麻を射て神匠を
射るを射てかゝり射一ハ神匠射
と云は持はさす

一 持傷の儀ハ射事と病事と場り言何
有又を力カをも経る事候も経る事
射の儀ハ射事と病事と場り言何
有又を力カをも経る事候も経る事

射事と病事と場り言何
有又を力カをも経る事候も経る事

一 射事と病事と場り言何
有又を力カをも経る事候も経る事

射事と病事と場り言何
有又を力カをも経る事候も経る事

予はとも教に「持」主や「鞠」を付く事予は
事いさる事案之策持射に神匠を個に持と
いふとも亦いさる事案之策持射に神匠に
男匠之本詳かた持射に神匠と同事之策に
環かたに男匠の方へ射る持射に

一 神匠と小者持射する時は前の心持回事も
亦も亦もさる事案之策持射に神匠に付く
神匠とさる事案之策持射に神匠に付く
予はとも神匠を鞠の中へいさる事案之策
南洋洲へ入る事案之策持射に神匠に付く
夫れとは入る事案之策持射に神匠に付く

一 冒を鞠の事持射する事案之策持射に神匠に付く
一 小笠原の事持射する事案之策持射に神匠に付く
これより持射する事案之策持射に神匠に付く

一 大的田の事持射する事案之策持射に神匠に付く
一 小笠原の事持射する事案之策持射に神匠に付く
一 大的田の事持射する事案之策持射に神匠に付く

一 遠矢の持射する事案之策持射に神匠に付く
一 持射する事案之策持射に神匠に付く
一 持射する事案之策持射に神匠に付く

一 持射する事案之策持射に神匠に付く
一 持射する事案之策持射に神匠に付く
一 持射する事案之策持射に神匠に付く

志はよまて
と申はあて
かちまて
四ておとす
時志はよまて
てと申はあて
いよひて
しをまて
きさきりて馬
をかりて
時志はよまて
也

一 持射する事案之策持射に神匠に付く
一 持射する事案之策持射に神匠に付く
一 持射する事案之策持射に神匠に付く

持射する事案之策持射に神匠に付く
持射する事案之策持射に神匠に付く
持射する事案之策持射に神匠に付く

大男麻と云ふ一馬と云ふ計は三つは志つた
三つ一又首より麻を執して抱ふ大男は
首より抱て何うも首を何と射くかさう
青子の毛尻して一正の物を通してたは
世より射る麻と初子は麻一はゆも
行つ初まふは

一 麻屋にまゝとらふ出り立の人の事や
さうかい馬に家々く麻一かあてあつ
ま事さういとはさるのさうを云

一 里屋にわとるは首をとりは毛事走
り立初とて馬首りか首より首走
りつらこの事なり

一 こつこれといはらも又毛射を射を云
中もせよ亦おきとせよ又事射を
り山と走射さうのや山は山とは山
の麻は揚麻と走りのを云

一 尾を射とら山尾を射との事と云
麻射りて事さうの山より首を走
るは麻

一 巻目麻といはら巻目麻山の事
かると青子れ中交りてあるを云

一 羽取より元山へゆつた二正のものを通し
たつたより射くたつたより又大つた
りか麻はよと云二正二正かとい云
は思ふ麻を二正二正かとい云二正
とは麻

一 麻を射く矢首すうは麻を何と麻
と馬の足と出まふ一つ射と何と射
さうの物とこの矢とを用い射つた麻
言して馬の足と出まふ何と麻

一 麻と矢首すうは麻を何と麻
はらうと麻は列年麻を何と麻を射付
矢首すうは麻は列年麻を何と麻を射付
すう麻

一 麻と矢首すうは麻を何と麻
はらうと麻は列年麻を何と麻を射付
矢首すうは麻は列年麻を何と麻を射付
すう麻

一 麻と矢首すうは麻を何と麻
はらうと麻は列年麻を何と麻を射付
矢首すうは麻は列年麻を何と麻を射付
すう麻

一 麻と矢首すうは麻を何と麻
はらうと麻は列年麻を何と麻を射付
矢首すうは麻は列年麻を何と麻を射付
すう麻

一 麻と矢首すうは麻を何と麻
はらうと麻は列年麻を何と麻を射付
矢首すうは麻は列年麻を何と麻を射付
すう麻

を扱えれハ血とてと油とて付して中矢か
らヤ 古箭の仲は指とて知るや 以傳

一 箭の目付ニ務ニ務を射付くやうて
流るや 射を矢着を早とるや 一番に立るこ
是よりして矢着をそやくする事を射に

一 箭の物とりハ 危懼大に依れハ
この事ハ是等射にハ 射して射して
許るや

一 箭の物と射くも矢着を以て言の足
と云ふ一 矢着ハ大のこく なくそと
依れと云く 是ハ是ハ多射中た
る射流るハ 早く矢着とる射中た
るに 是ハ一 馬を射して 是ハ是ハ

一 射ハ 但射中 是ハ 射中 是ハ 射中
大のこく 弓を射に 女ま 射中 是ハ
射中 是ハ 射中 是ハ 射中 是ハ 射中
手 射中 是ハ 射中 是ハ 射中 是ハ 射中
是ハ 射中 是ハ 射中 是ハ 射中 是ハ 射中

一 箭の物と射る矢の事 何れと必居居
役 澤矢 細尾 射中 射中 射中 射中 射中

一 希宝の物 射中 射中 射中 射中 射中
看ぬて 射中 射中 射中 射中 射中

一 射取の物 射中 射中 射中 射中 射中
希遠 希遠 希遠 希遠 希遠 希遠 希遠 希遠

一 好まぬハ 射中 射中 射中 射中 射中
射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中

一 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中
射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中

一 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中
射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中

一 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中
射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中

一 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中
射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中

一 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中
射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中

一 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中
射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中

一 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中
射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中

一 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中
射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中

一 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中
射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中

一 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中
射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中

一 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中
射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中

一 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中
射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中 射中

束と引射し、其志向物と可及之
目より見ん、其不可秘なり

一 弓射し、是は大事の射、其の
手放し、其の二の矢は、其の
弓返し、其の三の矢は、其の

一 伏撃を射、其の端、其の射、其の
後、其の矢、其の射、其の射、其の

一 後、其の射、其の射、其の射、其の
と云、其の射、其の射、其の射、其の

一 必、其の射、其の射、其の射、其の
必、其の射、其の射、其の射、其の

一 馬、其の射、其の射、其の射、其の
馬、其の射、其の射、其の射、其の

一 射、其の射、其の射、其の射、其の
射、其の射、其の射、其の射、其の

一 射、其の射、其の射、其の射、其の
射、其の射、其の射、其の射、其の

一 馬、其の射、其の射、其の射、其の
馬、其の射、其の射、其の射、其の

一 向、其の射、其の射、其の射、其の
向、其の射、其の射、其の射、其の

一 解、其の射、其の射、其の射、其の
解、其の射、其の射、其の射、其の

一 足、其の射、其の射、其の射、其の
足、其の射、其の射、其の射、其の

一 右、其の射、其の射、其の射、其の
右、其の射、其の射、其の射、其の

一 例、其の射、其の射、其の射、其の
例、其の射、其の射、其の射、其の

一 細、其の射、其の射、其の射、其の
細、其の射、其の射、其の射、其の

一 伏、其の射、其の射、其の射、其の
伏、其の射、其の射、其の射、其の

馬と、其の射、其の射、其の射、其の
馬と、其の射、其の射、其の射、其の

馬と、其の射、其の射、其の射、其の
馬と、其の射、其の射、其の射、其の

馬と、其の射、其の射、其の射、其の
馬と、其の射、其の射、其の射、其の

馬と、其の射、其の射、其の射、其の
馬と、其の射、其の射、其の射、其の

馬と、其の射、其の射、其の射、其の
馬と、其の射、其の射、其の射、其の

馬と、其の射、其の射、其の射、其の
馬と、其の射、其の射、其の射、其の

馬と、其の射、其の射、其の射、其の
馬と、其の射、其の射、其の射、其の

馬と、其の射、其の射、其の射、其の
馬と、其の射、其の射、其の射、其の

馬と、其の射、其の射、其の射、其の
馬と、其の射、其の射、其の射、其の

馬と、其の射、其の射、其の射、其の
馬と、其の射、其の射、其の射、其の

馬と、其の射、其の射、其の射、其の
馬と、其の射、其の射、其の射、其の

馬と、其の射、其の射、其の射、其の
馬と、其の射、其の射、其の射、其の

馬と、其の射、其の射、其の射、其の
馬と、其の射、其の射、其の射、其の

馬と、其の射、其の射、其の射、其の
馬と、其の射、其の射、其の射、其の

馬と、其の射、其の射、其の射、其の
馬と、其の射、其の射、其の射、其の

馬と、其の射、其の射、其の射、其の
馬と、其の射、其の射、其の射、其の

子牛を刺る也

一 財宝多量の草字鳥馬やうりや
はくいーくまき 雜字集やうりや
鳥の夏は程いけなく刺るは草字
聖武帝の所字 流馬のわらうりや
そのいささき 刺るは定、おれ
るさうり馬一睡の物なり

一 矢用と云用物貯蓄之用の物、麻雜
雀麻の肉をとりて真那板、居矢目
と云を包丁するや

矢音相

一 子神匠て武の技お刺てい
とと刺ると云おい
さうりや

一 四目にく 技おと刺るは
云くおは
神匠て 草麻丸物多
の葉を紙かきを刺るは
さうりや

一 流馬の的 刺るは
流馬の的 刺るは

一 酒矢初鹿て 物を刺るは
刺ると云や
うりや
一 糸物日記の路作は丸物刺るは
草と云字は
百も刺るは
一 笠柳大的 草麻丸物おと刺るは
大のの紙一枚
と云字は

一 二の物と云は流馬
草也但て
歩行を
一 五の物と云は流馬
歩行を

一 武田原二流の遠は
カウ 援流馬の

一 武田原二流の遠は
カウ 援流馬の

一 武田原二流の遠は
カウ 援流馬の

一 武田原二流の遠は
カウ 援流馬の

一 武田原二流の遠は
カウ 援流馬の

一 武田原二流の遠は
カウ 援流馬の

と流し扱是武田の流し扱流し扱の二矢
この矢を扱やア流し扱の矢は大の二目
流し扱と云ふは、流し扱や、け二ツの流し
扱、何れも、流し扱や、と云ふ

一馬とて、右、右、馬の右の年を、流し扱
流し扱、流し扱、流し扱、馬の
右の年、分、分、右、右、流し扱、流し扱、

一雨降の付、右、右、右、右、右、右、
右、右、右、右、右、右、右、右、
右、右、右、右、右、右、右、右、

一馬の肩、右、右、右、右、右、右、
右、右、右、右、右、右、右、右、
右、右、右、右、右、右、右、右、

一靴の扱、右、右、右、右、右、右、
右、右、右、右、右、右、右、右、
右、右、右、右、右、右、右、右、

一矢、右、右、右、右、右、右、
右、右、右、右、右、右、右、右、
右、右、右、右、右、右、右、右、

一馬、右、右、右、右、右、右、
右、右、右、右、右、右、右、右、
右、右、右、右、右、右、右、右、

一靴、右、右、右、右、右、右、
右、右、右、右、右、右、右、右、
右、右、右、右、右、右、右、右、

一馬、右、右、右、右、右、右、
右、右、右、右、右、右、右、右、
右、右、右、右、右、右、右、右、

一靴、右、右、右、右、右、右、
右、右、右、右、右、右、右、右、
右、右、右、右、右、右、右、右、

一馬、右、右、右、右、右、右、
右、右、右、右、右、右、右、右、
右、右、右、右、右、右、右、右、

一主人の付、右、右、右、右、右、右、
右、右、右、右、右、右、右、右、
右、右、右、右、右、右、右、右、

撰子孫王恩用能... 為也

寬五年二月日 豐後守高忠

二十二

小笠原信濃守目安 當時貞宗申狀下云也

小笠原信濃前司貞宗申欲
早依為武藝舊古被止大追
物御制禁事

右貞宗竊考前牒倩案舊貫
武者尊主安國撥亂禁暴之
本也是以弭矢宣威軒轅氏
之皇風煽萬代于戈戡難周
武王之聖化制諸侯龍韜大
韜之文高繫呂翁溪之月如
虎如豹之勇遙出將軍山之
雲華夷皆歸神制之內貴賤
不離宸暢之中矧亦神武皇
帝東征之時賜天孫劍以鎮
蜻鳴之騷擾神功皇后西伐
之日受海童珠以定雞林之
避方甬降吊民伐罪之義偏
守春秋之經懷近振遠之威
專在弓馬之藝和漢之例古
今之治莫不藉將畧之權用

廿二

武功之德者乎漢丞相魏相
有言曰救亂誅暴謂之義兵
起謂之應兵兵應者勝爭恨
小故不忍憤怒者謂之忿兵
兵忿者敗利人土地貨寶者
謂之貪兵兵貪者破恃國家
之大矜民人之衆欲見威於
敵者謂之驕兵驕者戒此
五者非但人事乃天道也然
問當御代迴義兵應兵之督
力甄興廢絕之機明察虛
無前速彊奇正之機明察虛
實之氣不戰却敵用兵有濫
觴既通九變之利閱武有法
式偏諧七德之議然問天下
歸正如就日之民海內嚮化
似隨風之雲戍樓多草華山
之馬達嘶候館無人抱關之
折長靖詠凱歌之後施恩慈
之餘殊被下犬追物禁制之

法德厚禽獸雖知政化之仁恕又携弓箭
皆歎武藝之廢絕所以何者步射之
管雖非無其德騎射之勤猶堪
禦其敵絲茲馬上作物雖有
其數當時所用者流鎬馬笠
懸面々雖有其益猶於犬
追物者射馭之簡要驅逐
之妙術也是以錄倉右大將家
御時權輿之入道將軍御代兼
久年中前武州被經評定有興
行之沙汰以來就為武藝練習
之最要每逢政務諮詢之間暇
選家々之材能有處々之騎射
匪帝惟興宴偏為習武訓也司
馬法曰天下雖安忘戰必危計
此間天下既平天子大懼
春蒐秋狝諸候也春振旅秋
治兵所以不忘戰也就之案之
以遊畋之義習戰射之法也在
京奉公輦不入深山大澤者難
為逐禽驅獸之業不得平原曠
野者爭遂放鷹臂隼之游然則

弓馬藝術自然可斷絕者乎居
安慮危照代之令典居治念亂
明時之規模當時雖四海無波
瀾之聲萬邦莫煙塵之氣被用
多算之道者耶莫不虞之戒哉
然則被止禁過之制被下御免
之法樂此道之再興知其藝之
不奔負宗偏以不肖愚昧之身
申破禁制嚴重法之條頗雖似
過分之所存頻依賴安全之治術
也為私不申之為公申之為
家不申之為道申之為公家之利
知無不為忠也被察苟息之正
言達上聞樣為賴洩御披露言
上如件

康永元年二月日

○小笠原系苗別卷誌之目安月條目
安好和不爭意也諫言訢狀之類也
○前司前光也後之對司主守也臣司

事於外者謂於之司后之反○御制
法禁也又天子之書曰御書制書謂
為制度之命也○禁制戒也○竊謙
退辭也○前際者前者前行際簡也記
嘉言書也○舊貫論語先進篇閔
子騫曰仍舊貫如之何朱註貫事也
○武者武門之法也○王者主上王道也
○撥亂春秋胡氏傳序撥亂世反之正
○暴者暴虐也易繫辭曰黃帝堯
舜氏一弦木為弧剡木為矢弧矢
之利以威天下史記五帝本記云黃
帝姓公孫名曰軒轅擒殺蚩尤於涿鹿
野弓矢于文起之○皇風黃帝之遺
風也○煽者熾盛也○于楯也戈戟也
○戲者音堪勝也○周代名武王文王子
也名發史記二十有一祀發即西伯位云
伯長也曰諸侯頭繼文王為西伯制諸
侯之不義後紂之無道甚故遂誅之
治天下○聖化聖人德化也制下知之
意也○龍韜大韜之文六韜之篇名也
○高尊宗意也○呂翁大公望也虞夏

際封於呂本姓姜氏從其封姓晉呂尚翁老人也是故曰呂翁○溪磻溪也太公望之釣處也繫磻溪月如照萬世曰文章明也○虎豹猛獸也故比武威龍犬對勺曰篇名○將軍山後漢和帝時竇憲為將軍伐匈奴將精騎萬餘比草于戰於磻落山大破之出塞三千里而登燕然山中軍會班固漢威德刻石還因茲燕然山號將軍山故抽武勇遙出將軍山之雲云○華者中華都也夷者夷狄鄙也○神制神明之制法也王道神道謂之神制易所謂以神道治天下云云此國代守神明之御制傳王法也○內王畿也又官禁謂之內神明以字內為之舍○歸入也又還通飯服意也○貴賤宸暢華夷神制對句而一意也宸帝居也暢賜也徐鉉日本作場祭神所也二句皆飯服神制之內無離帝都字內矧亦是更引別事相比前說改端辭也○神武皇帝鸕鷀草葺不合尊

第四子也母龍神小女王依姬也御年十五而立太子四十五御年發日向國宮崎討東方故謂之東征時征正也上討下所以正其罪也曰記云神武天皇平筑紫到安藝吉備國調兵船歷難波河內大和國孔舍衛坂而令戰長髓彥及紀伊名草熊野而度戰滅長髓彥及菟田兄猾八十梟師兄磯城等都定大和國檀原年五十二而即位云○天孫劔天照太神皇孫瓊杵尊降此土時附屬曲玉及八咫鏡草薙劔代正皇統至神武天皇鎮騷擾云○蜻嶋日本名蜻秋津洲訓神功皇后人皇十四代仲哀天皇為皇后仲哀崩御之後自討三韓謂之西伐之日○海童水神也珠干珠滿珠也皇后勅阿度目磯良乞於龍宮乃獻兩珠於是諏訪明神住吉明神為將軍大船浮海三韓兵發樓船拒于海上時皇后投于珠退為陸三韓士卒下舟相戰又投滿珠潮忽來溺

死者不知數三韓王見我神兵之不可拒而遂降之罪皇后入三韓以弓彈書石上於三韓王者日本國犬也爾來每年貢八十船之調物也○雞林之遐方乎定三韓遠國也新羅高麗百濟謂之雞林今朝鮮日也從日本當西北故西伐日書○爾降從是此方義也 此段倭漢之王者用武例云○吊民伐罪之義困塗炭之中吊民伐其君暴虐仁義兵也湯武兵誅其君吊其民是此類也○偏守春秋之經春秋孔子之筆作也勸善懲惡之法也軍功褒有義之兵貶無名之師是方世治國用武之要法也○經常也方代不易常法也故偏守春秋之經云周襄諸侯各貪土地以貴攻伐臣弑其君子殺其父曰知我者其唯春秋乎因之後世本治君法之守○遠近之亂皆以弓馬之威德振之採弓矢之道正則無不服遠近國○周公設六藝以射御

為武門之要○和神武神功皇后近後醍醐天皇得武內宿禰楠正成中真天下漢中華也黃帝武王或齊桓公得管中一匡天下蜀劉備得諸葛孔明吳魏蜀三国如鼎峙是皆和漢之例古今之治也○例類也和漢之先例云○治攻理也治國云將略治國平天下事皆藉良將智略無不用武功之德○權稱錘也稱物輕重如得平稱義理輕重應其宣云○漢保劉氏天下之號也丞相執天下政官也魏姓也相名也字弱翁漢丞相魏相前漢書宣帝三年為丞相封高平侯帝與趙充國議欲因匈奴衰弱出兵擊之其右地使不敢復擾西域魏相此五者上書諫立義應念貪驕也○救亂反正誅暴虐易於順是天討也非計私利順天命應人心無天下敵者王者師也故兵義者王云云兵我器也殺人非詳畧也以人執兵又名曰兵好非

可用之雖然自敵起加於已則不得已而出兵戰謂之應兵兵應者勝敵加於已也爭名利小事起恨不能堪忍及戰謂之忿兵乘血氣怒者無遠慮妄進必敗北為利欲貪人土地貨室無故起師失人心謂之貪兵恃國民之衆以威力欲敵於推服謂之驕兵矜威力者好戰不息好戰者雖戰勝必滅亡故兵驕者滅也分言之則義兵應兵天理念兵貪兵驕兵人事也故非但人事天道也書○當御代者指尊氏將軍也○齊者詩小雅北山什旅力方剛經營四方是勉強意也義兵應兵之切煽云旅與齊同脊骨也○與廢中庸繼絕世與廢國云云勸治道振舉廢政武事與起絕法甄功勳俗訓多之義也勳功之成就也甄明也○所向無前者文武道則天下泰而前後左右不能難涉所向無敵云

○速疾也○彊張弓弩滿也孫子曰勢如彊弩節如釜機直解曰勢如引滿之弩喻其陰節如釜動之機喻其短機弩之牙也○奇正孫子曰凡戰者以正合以奇勝講義云法曰正兵貴先奇兵貴後則奇正者兵之機也云○虛實者吳子曰用兵必頻審敵虛實而趨其危云孫子曰兵之所加如以碇投卵者虛實是也速我彊奇正之機明敵察虛實之氣則不能戰却敵又曰百戰百勝非善之善者也不戰而屈人之兵善之善者也○濫觴孔子家語江始出岷山其源可濫觴及至江津不航舫不可以涉是故為之物原始也○用兵有濫觴通於九變之利孫子九變篇曰凡用兵之法將受命於君合軍聚衆高陵勿向背丘勿逆佯地勿從銳平勿攻鈍兵勿食歸師勿遏回師必闕窮寇勿追絕地無留此用兵之法也云此說出於直解此篇簡編

錯亂前人多因而傳會其說惟張
賁已能改而正之其本刊行于世云
○閱觀也晉樂志頌天道握神契三
時示謀武事冬大閱司馬法曰諸
侯春振旅秋治兵所以不忘戰也冬
夏不與師此講武事法則也○七
德之議通鑑綱目負觀七年春正月
更名破陣樂曰七德舞注取禁暴
戢兵保大定功安民和衆豐財之義
也唐太宗十八起義兵滅強敵述
其德樂也唐自製本名秦王破陣樂
太宗為秦王破陣樂曲宴會是故每及即
位代々必奏之樂工百二十人被銀甲
執戟舞凡三變每變為四陣象
○天下之民歸服正道如聖代○海內
四海內也○化武威政化也○漢高
祖起義兵平天下四海之民嚮武
威德化如隨風雲故過沛作大風
歌曰大風起兮雲飛揚威加海內
飯故鄉此二句引沛高祖故鄉故曰

沛公○成聚兵守之曰戍○樓遠
國境構高樓措士卒守不虞謂之
邊樓○多草無備而如諫鼓皆深
○華山之馬書曰武成飯馬于華山
之陽放牛桃林之野是武王勝商
偃武修文兵馬牛車放山野云
○候館仔候之居所也候仔候館
舍也○抱閔守門戶番人也○柝
擊柝也俗云柏子木也大平御代
成樓候館無人擊柝聲不聞長靖
也云○凱歌凱愷同軍勝之樂
勝鯨波訓事物紀原蔡邕禮志曰
黃帝使岐伯作軍樂凱歌云怒
氣散而凱歌故和訓勝時訓○詠
凱歌之後施茲恩之餘後醍醐天
皇潛幸於吉野崩御義貞戰死
於北國尊氏既任征夷將軍執天下
兵馬之大權故詠凱歌後書施恩
慈餘之恩賞於將士施慈育於万
民此周武王如散鉅橋粟康臺錢
以其餘下大追物之制禁是偃武

修文慕跡也○德覃禽獸殷湯王
遊野放網於四方見鳥取曰如斯則
鳥取盡乃去其三面曰鳥左住左房
右住右不用命者吾入網諸候閉之
湯德及禽獸云今犬追物之制禁和
政化之仁恕德雖覃禽獸歎武藝
之廢絕云甫○携音奚提携也周
書左右携僕是謂携持器物之僕也
○馬上作物雖有其數牛追物三口九
四六三八的草鹿三尺午挾沓土岩等
類也○流鏑馬日本紀曰天武天皇始
騎射給云是流鏑馬之濫觴也東鑑
文治三年八月四日於鶴岡被充催流
鏑馬射手並的立等役云○笠
掛東鑑壽永三年五月十九日武衛
相伴池忠相自油井浦御船乘給
令着杜戸岸給御家人等於杜戸
松樹下有小笠掛云○右大將家者
指賴朝御雖然三代將軍自治承年
中至承久元年四十年間犬追物之
事不見東鑑可重考 之成傳云

治承五年六月七日武衛令出由井
浦給壯士等各施弓馬之藝此時
先有牛追物貞宗為權輿之給事
師傅也云射式異說云人皇七十六
代近衛院御宇久壽三年於下野
國那須野三浦以上總以狩杭是為
犬追物元始云云○入道將軍鎌倉
四代將軍藤原賴經卿也光明寺
寺閔白左大臣藤原道家公四男也
承久元年七月下向鎌倉于時二歲
剃髮後号行智○東鑑云承久四
年二月六日於南庭有犬追物若君
御入與此事讀岐羽林被申行與
州足利前武州已下群參見物犬二
十四匹射手四騎云云○前武州
指北奈泰時云○詰詢詰答述也
詢詰謀也詰與左傳弗詢之謀勿用
詰親曰詢政務詰詢總天下政談合
評義也○問暇無事也○家々吉良
伊勢今川等也○才能弓馬之故實
武門法也○興宴宴樂也○騎射

武家業而非遊覽之興○司馬法
司馬穰苴兵書仁本篇○振旅治
兵春秋閱兵教武事之作法也振
旅軍班引入事也治兵軍理方出
事也○忘戰養柔氏之君修德察
武以滅國家是所以忘戰也○遊
者暇獵也天子諸侯之稱皆教武
事術也○曠野曠廣也大也○居
安左傳居安慮危在治念亂易擊
辭是故君子安而不忘危存而不忘
亡治而亂是以身安而國家可
保也云○照代照明也代上古聖代云
○令善也○典法也○明時賢代之指
政務○規為圖之法則模鑄金模也
○當時指尊氏公云四海浪靜而無
鯨波之聲万邦塵清而無狼煙之
氣意也○煙狼煙也塵土烟也孫子
行軍塵高銳者車來旱而廣者
徒者來也云○多筭孫子曰多筭
勝少筭不勝○不虞司馬溫公家
儀倫不虞虞小學吳註謂不可虞

度之事也不虞不計憂也○戎六
韜將不常戒則三軍失其備戒
備也○禁遏過止也○制法禁也
天子之言曰制書謂為制度之令
也○不肖不似久云中庸賢者過
不肖者不及○愚昧也荀子非是
非謂之愚不肖愚昧早下詞也
○頗差多云○治術治國術技術道
業也○左傳僖公三年晉君獻公
何謂忠荀息對曰公家之利知利
也無不為也云此語引用
○康永九十七代光明院御宇年號
也至元祿四年當三百五十一年

廿三 弓術秘極集

一 的(中)射形之度第一保子有ルカリア
 リ凡ソ的ハ皆人ニ比シ射ルモノナリ五尺二
 寸ノ大的ハ人形ヲ表シ一尺二寸ノ的ハ胸ノ徑リ
 ヲ表スハ寸ノ的ハ頭ニタト四寸五分ノ的ハ敵ノ射
 向ヲ射習度ヲ古人教ヘ置也的ニハツナキ度ナレ
 凡外ルハ元來氣ノタルミナリ中射方ト云ハ
 外ニシ能クタモナテ押手ト勝手切ナリ隨分保
 平題ニ星ヲ載テ一ノシテ的ヲ射放ス此理ヲ能
 タ工夫シテ射覺ヘタル人ハ百矢放百矢中ル右ニ
 云の凡外レテハ敵モ射ラヌニ大的射ハ的
 拳ヲ押付引渡カヨキニ闇半月アリアケト云口傳
 アリ

一 弦ツニ利多シ弦テ中レタモツニ口傳習アリ心ヲ
 吃シメテ射レハ弦ニ利アリ的ハ元來六ヶ敷モノ
 外ルハ皆心ノ内ニアリ中ニト思フ志ヲ矢ニ載テ切
 放スレシ能ク段練スレシ的ニ中レ矢ハ陽ノ外レ矢ハ
 陰ニ死矢ニ哥ニ

外ニ矢波心濃志麻里無登志礼元ニ皆無ハ中レ皆ナリ
 一 硯ヲ知度第一押手ト勝手ノ心持勝手ヲ錠ニ定
 押手ハ柱ト定此ニツノ心掛ニ右手ヲ鎖ト云錠ヲ、

ロシク心ナリ切テ放ス取ハ錠ヲ明心ニ硯ニ見様アリ
 弓ニテ中物ヲ割テ見ルハ惡シ板付ヲ的ニ押付テ平
 題ヲ目當ニ見レシ哥ニ

硯ハ心治ル所奈里イツカハ中レ我カカ哉

一 無箭中ノ度ムタ中リトハユルミ放テテ中ルヲ云
 是ハ何程中レハ敵ヨリ太刀ニテ切拂ヒ仕込來
 弱矢ノ理ニ三柏子揃ヒテ射タルヲ能中リト肝要
 トス哥ニ

百加皆外礼奴様中里午戌元ニ放シ無他度トシ
 一 矢一本ノ勝負ヲ古人大切トス一本トハ一ノ矢ノ
 度ニ一ノ矢射損シスレハ敵ナレハ詰來ルナリ一ノ
 矢ヲ射損セヌヤウニ常々稽古アルヘシ狩場ニテ
 モ大追物ニモ一矢ヲ賞スニ、矢ノ次ニ小的ニモ甲矢
 中リシ方一トス唯百矢ヨリハ一本矢ヲ大切ニ思ヒテ
 射ル度武弓ニサレハ哥ニ

一本ノ勝負ヲセント思フニハ心ヲ尋子モトメヨ

一 銃服ノ弓ト云度戰場ニテ一番銃ヲ入ル処ニテアリ
 弓ニ利ナキヤウニ思フ人アリ弓ホト利多キ度ナレ
 敵方銃ヲ捕(ツキ掛)ラントスルニ此方ハ弓ヲ引弦
 テ錠ヲ突掛ルマテ弦ヲ居錠先我弓手ヲ取手(ツキ
 掛)ルト矢ヲ放スモノナリ如此心ヲシツメ射取度

武弓ノ心掛大秘受ニ最初ニ得射ト声ヲ掛テ後ニ
矢ヲ放スモノ秘中ノ秘ナリ哥ニ

一筋ヲ神ノ 鑄ト思ヒツ心ニ念シ胸中ヲ射ヨ

射方ノ術呂々アリ能ク習練アルシ弓モ呂々ノ
弓アリ軍弓騎射歩射アリ握ヤウモ歩射騎
射軍弓アリ弦モ蛇白シノ弦セキ弦責ノ関弦アリ
矢モ中央天居木尅金トテ七箭ノ秘受多シ且
夕替古工夫スヘキハ右ノ六ヶ条ニ止ルモノ百呂アリ
ト云レ此六ヶ条ニスキタル更アルヘカラス哥ニ

一卷藁ハ弓矢ヲ習フ下地ナリ唯中物ハ心モトツケ

一射貫物ノ弦ハ上中下ニ音金入タルニ利アリ

一親ノ敵ハ的矢ニテ射ル物ト古人申シ置ルハナリ
是ヲ業ノ矢ト云トソ

一弓初ノ作法ノ更ニ神ヲ勸請シ神前ノ左右射
弓矢ヲ飾神酒供御ヲ備ヘ公卿ニツツ置
置ニ

一弓ハ其子ノ力量ニ相應シ弓ニテ射サスヘシ
一弓初ハ八歳九歳十一二十三ノ取モトカク親
ノ心ニヨルヘシ吉日ヲエラミ弓ノ師ヲタムヘシ

一師ハ神前ニ向ヒ弓矢ノ眞加アラセ玉ト祈念
シテサテ師ヲ取テ觀念シテ弟子ハ渡スヲ

請取イタキ左ニ持次ニ矢ヲ取觀念シテ渡スヲ
弟子斤手ニテ射付ノ処ヲウケ取戴キ扱込持

一胴結ハ三処結タルヲ用ユ又ツクラヲ用ヒテヨシ略ニ
一射様立一手跪一手射サスヘシ畧々立跪

一本宛ニテヨシ終テ神前ノ瓶子ヲ卸シテ師匠
戴キ吞其盃ヲ弟子ハサシ肴ヲ遣シ其盃師
ニテヨサムニ引手物不定

廿四 武行左傳

一弓箭ノ業ヲ人界ニ行フ事ハ人民惡逆無
道ノ者ヲ退治ノ為ニ天帝ノ加護ニテ日月

ノ化躰兩頭ノ蛇ト成テ世界ノ下テ人畜ヲ
亡ス於是雞國ノ推敵王是ヲ悲ミ天文ヲ

ホグシ見玉フニ其蛇形ノ如ク作物ニシテ
兩口ニ弦ヲ掛曲テ月形ヲ顯シ試メト石

ニ見ユル時工士ヲ以テ多羅樹ノ木ヲ以テ
蛇形ニ作ラセ弦ヲ掛テ月躰ニ引曲テ案
シ玉フ時空天ヲ見玉ヘハ月ノ内ヨリ七星

南方ハ飛性ヲ是ヲ見テ矢ヲ作弓ニ
番テ引放ス時ニ其業志物ニ中リテ
忽ニ利在夫ヨリ弓矢出来シテ諸
士ニ與ヘテ兩頭ノ蛇ヲ射亡サシメ天下安
全ニ治ル其後諸ノ敵對スル者ノ向者へ
射掛防キ玉ハ悉ク死ス夫ヨリ兵器
ノ第一ト云六弓箭之忝モ日月星ノ
象子化シテ人界制道ノ為ニ授玉フ
者也

一 弓ヲキテ五尺矩合ノ事長サ七尺五寸ニ定
テ削立本彈四寸ニ定彈ヨリ関板迄ノ
寸ニ末彈ヨリ額木迄ノ寸五寸也儲本
彈ノ先ヨリ握ノ節迄二尺八寸可成握
柄四寸ニ定草ニテ卷ニ本彈ノ形ハ月
ヲ主リ兎ノツラヲ表ス長七分ニ末
彈ハ日ニ表シ鳥ノ嘴ニ長一寸七分ナリ
本末ニ内外同シ

一 蛇形弓ノ事是ハ兩頭ノ蛇形ヲ学ヒテ
作ル新木弓也是ヲ白木ノ弓ト名付
握計卷テ的弓ニ用ユ弮ハ卷ヌ
一 太平弓ノ夏白木ノ弓ニ本末ノ関板

一 坂ニ鑄藤ヲ卷ニ儲握節ノ外ニテ寸
ヲ廻シ其長ニニ矢摺藤ヲ卷ナリ其
寸ノ三ツ一ヲ本彈ノ藤トシニツ分ヲ末
筈ノ藤ノ寸ト定是ヲ節矩卷トテ
秘事ニ又太平弓ヲ三藤弓ト云一説ニ
無藤弓ト云蛇形弓ヲ二弮弓ト云秘
スル口傳アリ

一 吹寄藤ト云弓ノ事塗篋ニシテ本末
ノ弮千且卷ノ鑄藤ヲ遺ヒ筈卷上ニ
ニ処本ニ一処ニ矢摺藤五寸ナリ本筈ノ
方ヨリ千下ニ七五三ト幅一寸ニ間五分
明三処ニ卷矢摺ト関板ノ間ニ七五三ト
三処卷ニ鑄藤ニ是ヲ相位弓ト云口傳
繁藤ノ弓ノ事是モ兩頭ノ蛇ニ表シ
弮ヲ卷ニ弓ヲ黒塗白弮ノ鑄ニ軍弓ハ
弮栗色ニ本末矢摺藤ノ寸相位弓ニ
同シ儲握下ヲ一寸卷ナリ口傳千下ノ
藤ノ下ヨリ本筈ノ方ハ五分宛ノ弮ヲ
次第ヲクシレニ可卷弮ト弮ノ間ハ卷ノ
半分程可明牛宿ニ當ル弮ハ余ノ弮ヨ
リ狭ク卷者ニ矢摺ヨリ上ハ廿六ノ弮

末程次第挾ニ卷也握單ハ四家ノ流
々ニテ單ノ色替ナリ弦ハセキテ塗ヘ
シ此弓ヲ四足弓ト云時ハ口傳

一 阴阳弓ノ事是ヲニ処弮ノ弓ト云黒
白ノ二品好ニヨル之本末ノ鍔藤前ノ寸ニ同
シ矢摺藤ハ五寸卷ニ午下ニ弮幅一寸ニ
分宛ニ間ヲ六分宛明ニ処ニ卷ニ矢摺
ト末弮ノ間ニ二処宛四処ト三処同寸ニ卷
也弦ハセキ弦ニ此弓産所ノ引目射ルトキ
モ嫁入行列ニモ用ユ

一 羅形弓裸形弓ト書是ハ白木弓ニ節
矩藤ヲ卷タル弓也矢摺ノ藤五寸ニ
積リテ節ノ上三寸卷テ上ノ五寸ノ処
ヨリ下ヲ九分鍔藤ニ卷也此弓ハ化生
ノ者ヲ射ル弓也又鍔藤ヲ中高ニ七卷
卷一モ有

一 蛇躰弓ノ一是ハ外竹ヲ黒塗ニシテ
内竹ヲ朱塗ニシテ側木モ赤ク塗本
末握ノ藤ノ卷寸法繁藤ノ弓ト同
前ニ儲弮下ヲ一寸五分充七処卷又
矢摺藤ノ上末若ノ方ハ九処卷ヘシ

卷ノ廣サ是モ午下ト同此弓ヲ星藤
弓ト云々青漆弮ニスル一モ有當流
ニ一張弓ト云弓如此

一 松雄弓ノ一是ハ應神天皇ノ弓ニ弓
ハ黒塗ニシテ本末附矢摺藤ヲ卷一
四足弓ニ同シ儲本答ト弮下ノ間ニ
一寸宛八所卷亦矢摺藤ノ上ヲ末答
ノ方ハ一寸宛十処卷ヘシ以上十八処鍔
藤ニテ卷ナリ赤弮ナリ

一 村重藤ノ弓ノ一是ハ弓ヲ黒塗ニシテ
本末重藤ノ如ク卷同附矢摺藤モ
同儲星弮卷ノ如ク午下ニ七処午上ニ
九処卷幅一寸卷テ卷ノ上下ヲ廣サ三
分ニ間モ三分明挾テ何モ卷ヘシ

一 番弓ノ事黒塗ニシテ矢摺ヲ鍔藤ニテ
節矩ニ卷テ午下ニ藤巾ニ寸宛ニ処
握上ニ二寸ノ廣サニ三処卷テ藤ヲ栗
色ニ塗ニ好ニヨリテ弓ノ塗色不定ニ
神祇弓ノ事天子ノ御弓ニ此弓ハ外
竹ヲ黒ク内竹ハ側木近金ニ磨キ付
テ本重弮ニ卷テ弮ヲ錦ヲ以テ卷ニ

是ヲ錦包ノ弓ト云関弦ヲ朱ニ塗タ
ル此弓後冷泉院ヨリ天喜五年ニ
源頼家ヘ玉フ弓ニ

一 福藏弓ノ一是ヲ重糸巻卷云強弓ノ
塗弓ニ合糸ニテヒシト透間ナク巻テ
塗立ツクチ之弓尺モ八尺五寸計ニモア
ルシ強弓ハ常ノ弓尺ニテハ折ルモノ
一 節洞卷ノ弓ノ事弓ノ側木ト本筈
末筈ヲ黒ク塗外竹内竹ハ皮目色
付ニテ鏹藤ニテ上下ノ関板ヲ巻
矢摺藤ハ節矩ニ巻サテ内外十三
節ノ上下ヲ幅一寸宛狭テ卷栗色
ニ可塗是ハ将場雨日ノ用弓ニ

一 側黒ノ弓ノ一此弓モ兩眼ト本末ノ筈
木計黒ク塗立内竹外竹ハ其倍ニテ
鏹藤ニテ矢摺計節矩ニ巻上下ノ藤
ハ平藤ニ是モ常ノ射物ニ用ユ又兩
中ニモ用ユ

一 内竹ノ弓ノ一内竹ヲ残シ服ト外竹ト
本末ノ筈ヲ黒ク塗テ本末鏹藤矢摺
節矩卷ニ儲内竹ノ節ノ上下計一寸

宛狭ニ巻ナリ節藤卷ニ少異ニ上下
ノ筈ヲ千且巻ニシテ關弦掛ルニ是モ
将場常ノ射事ニモ用

一 五形弓ノ一弓ヲ塗ニ本筈ヨリ末青
赤黄白黒ト彩色塗ニ本末ノ筈ト矢
摺藤重藤ノ如ク巻ニ儲五色ニ塗タ
ル処ヲ何モ上ノ方一寸下ノ方五分間三分
ニ五色ノ色塚ヲ巻也弦モ関テ色ニ合
ユクニ塗ニ

一 日弓ノ一此弓ハ朱ニ塗立重藤ニ巻テ
藤ヲ青漆ニテ塗ニ鬼神ヲ男山ニテ
ハ幡射サセ玉フ弓ニ又云頼政鶴ヲ射ル
弓ハ黒塗ニ白藤ノ四足弓ニ儲重藤ノ
弓ヲ武田方ニテ万茶羅弓ト云天ノ廿
八宿地ノ廿六禽七曜九曜日天月天加持
シテ彩色弓ナレハ諸神諸佛モ皆篋
リ玉フ弓ニ依之惡魔モ恐ル弓ニ

一 盛雄弓ト云一塗タル弓ノ本末矢摺
藤ヲ重洞ノ如ク寸ヲ巻テ儲握ノ手
下ヲ三寸ノ藤ヲニ処巻矢摺ヨリ上ヲ
一寸五分宛洞ニテ十二処鏹藤ニテ巻ニ

是諏訪明神ノ弓ノ鹿ノニミヲ以テ木竹ヲ合セ弓ヲ事ヲ諏訪ノ明神雄備國へ往セ玉ヒ大王ニ相傳有テ步玉ヲ弓ト云リ日本ノ元弓ニ

一 蒲鉾弓ノ一外へ竹ヲ當テ子ブノ木ヲ内ニ付内ノ方ヲ丸ク削テ本末握矢摺ヲ卷テ射ニ民族ノ用ル事弓其始皆此弓ニ鄙ニ多キ弓ニ

一 破魔弓ノ一弓長三尺六寸ニ削本末鏑藤ヲ卷矢摺モ節矩卷ニ握下ニ五所矢摺上ニ七處藤ヲ積合卷ニ弦ハ本管ヨリ末へ青赤黄白黒ト五色ニ関ニ矢ハ一尺八寸ソギ管ニ羽ヲカラス矧目赤キ糸ナリ小兒セヤノ暮迫用弓ニ

一 大弩ノ一大弓ヲ臺ニ仕掛テ幹ニ引掛テ遠クノ物ヲ射ニ大方火矢ニ用也弓ハホコ長一丈余ニ步立ヘシサテ引時ハ輓輓ニテ曳ツメルナリ

一 角弓ノ一漢弓ニアリ水牛ノ角ヲ引割テホタル弓ニ長ハ五尺計ナリ本朝ノ事ニハ不用

一 桑弓蓬矢ノ一是ハ天子降誕ノ時ニ忌葵カツラヲ弓弦ニシ蠶目ノ法礼行ル弓筈前ニ丸テ弓數至于此世四張見ヘタリ乍去近世家々ニ我流ノ弓世ニ出テ數品可有去共右ノ分ハ天下ノ禮法ヲ改テ定式タリ依之記スモノニ

一 足利尊氏將軍之御代ニ軍度ニ成ニヨリ大弓ハ馬上不叶トテ弓ホコ六尺ニホセ握下ニ腕懸ヲ付テ馬上ニ持度多シ其御代治リテ近代持人無之者也

一 弓弦ノ一長サ七尺三寸ニ定弦輪末ハ三寸ナリ本四寸ナリ可成扱本ノ関三寸末関三寸五分中関三寸以上九寸五分ニ關也上関ハ石ヨリ本関ハ左ヨリニセクモノニ弦ノ麻ハ煮麻ヲ以テ指ニ

一 弓竹ノ一南向ノ殺生立ニ目通目ニ向竹ノ一切ヲ用テ可步扱弓ノ直ナルト云モ本来ノ生レ付竹ノ目筋通節ヒキク直ナルヲ用エヘシ同ハセノ木モ直ナルヲ

引テ合セ可キ曲ル木ヲ直ニ挽テ合
レハソゲテ疵生スルニ能ク可心得
一 弓ニ合テクサビキ事本答ノ方ハ外竹
ノ方ヨリ答先ハ矢先ヲ可キ末答
ノ方ハ内竹ノ方ヨリ答先ハ矢先ヲ
折兩ノクサビノサカヒハ握節也

弓之名所

一 上ノ小彈ヲ日ニ表ス故ニ鳥ノ嘴ヲ表ス肩
ノ上ノ弦持ト云関板ヲ額木トモ上ノ関
板ト云之上ノ鑄銅ヲ日輪卷ト云姫藤
ヲ蔭ノ藤ト云白銅ト云梅檀藤ト云額木
ノ下ヲ合打ト云及ト云大鳥折小鳥折
大中附單付鞞付内竹外竹兩服ヲ
側木ト云矢摺藤握ヲ弓柄ト云取柄ト云
單ヲ握單ト云柄單ト云握下ノ藤ト云
藤ト云握下ヲ下ト云下懸ト云其下乙
腰下ノ藤ヲ月輪卷白銅上ト云同下ノ関
板下ノ肩下ノ弦持本ノ答先兔ノ嘴ニ

且卷云

表ス弓長七尺五寸ニギリノ間四寸ニ

弦之名処

一 末彈ノ方ヲ弦輪ト云三モテリニシテ昔
ノ弦衣ハナシ上ノ仕懸三寸五分中関三寸
彈休アリサクリ定ト云本関三寸下ノ
弦輪四モテリ休弦ハニツ伏ニ弦衣朱善
紙又淺黄紙ヲ用ユ

一 箭ノ元来ハ星ノ勢ヒテ學テ作ル其始羽
ヲ不付時ニカラノ頭ヲ羽ナクヲニ付
矢ノ振ラヌヤウニシタリ昔ハ神通鑄
ヲモモヲ付タリ後ニ羽ヲ付射ル也諸矢
ヲ人輪ト云ハ大小ノ星人間界ハ降リ人
魂ト成故ニ大光ノ星人ニ化スル時ハ天下モ
治リ守護シ必ス國モ治ニ又光薄ノ星
人ニ化生シテハ民ノ難人ト成ニ爰ハ過去
心現在ハ顯ス本文ニ故ニ人死テ其神
天上ス五体ハ此ニ残ト成其ヲ案テ
見ヨ人ノ運ハ天ニ在悔ムハカラス本神
爰ニアラハセハナリ

一 矢尺ハ天ノ廿八宿ニ表シ中古ニ尺ハ寸
也但其身ノ短ニ一ニ左ノ大指ノ先ヨリ右

ノ乳頭近クラヘルニ同指先ヨリ左ノ耳根
へ頭ヲ右へ返シテクラベルニ右ノ指ニテ
サシテトル又胴ヲ乳ノ上ヲ取テ廻スモ
二尺八寸ニ是ヲ策ノ尺ニモ用ル己カ鷹
權ト古ヨリ秘スル矩ハ是ナリ

一 的矢ノ事節ヲ揃テ一手宛作ル忍篋
本ニ鷹ノ羽ヲ付紙矧ニ本式ハ白樺
ニテ作ルニ白樺ト云ハ檀ト云木ノ皮ニ
答ハ鹿ノ角本ノ畧ハ竹根ニテ継ニ昔ハ
釣的故ニ沓卷有今ハ塚ニ的立故ニ沓
卷ナシ的矢ヲ阴阳ノ矢ト云ハ羽ニ内向
外向有故ニ外向ヲ阳ノ矢ト云内向ヲ
阴ノ矢ト云

一 的矢ニ白篋ニ真羽ヲ付テ作一モ有
又節影ヲ取タル篋ヲ用鷹羽真羽ヲ
付漆矧ニシテ雨雪ノ日ニ用ユ

一 靱矢ノ一野肌目柄ヲ用ユ羽ハ矢ニ依
シテ去真羽鷹羽ヲモ付ル柄答ニ靱ニ
ハ劍尻柙葉腸線平根菱形鴈股神
頭等ヲ指ニ矢數ハ七九十一三十三刺
事モアリ

一 肩箭ノ一篋色節影ヲ取ニ羽ハ鷹
ノ真羽ヲ用又鶺鴒ノ羽ニテ矧一モ有
答ハ柄答系作ニ塗色其人ノ好ニ可依
羽長四寸ニ定ル數矢ノ征矢ハ拭篋篋
塗篋ナトヲ用羽ハ山鳥雉ノ羽尾杯ニテ
矧ニタトハ射捨ノ矢成氏家名ヲ嗜ムハ
數矢トテモ念ヲ入矢驗色々スル者ニ

一 鏑矢ノ事白篋羽鷹小羽山鳥ノスルモギヲ
可付羽ヲ内向ニ付ニ羽長四寸答ハ竹ノ節
ニテツギヌ夕目ヲ付テ矧目ヲ塗ニ鏑
トメハ瓶子ノ形ニ沓卷ノ上ニ矢束卷
トテ三ツ卷ニ鏑ハ於長サニツ伏目三方ニ
明ル卷メ三処黒ク塗篋口目柱ハ鹿ノ角ニ
彫終テ内ニテノ利支天千手ノ梵字
ヲ居ルカブラ先ニ猪目ヲスカシテ仕
スクルニ

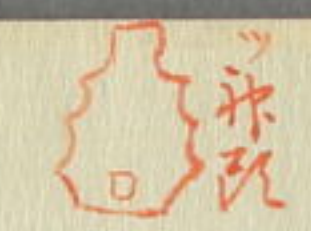
一 腸線ノ一是モ白篋羽鷹小羽山鳥是ハ
羽ヲ外向ニ矧ニ答ハ柄答ヌタヲ可付
靱ノ神頭柄ノ一皮目ノ篋ヲ少シ焦シ磨
立添ニテ拭ツギ答ニ羽ハ雉ノ三鳥揃ト
云テ三羽ノ上尾ヲ以テ羽ヲカラズ矧ニ

神頭ハ終ニテ作りテ白木ニテ用テ
栗色ニ塗シ長サ三伏頭差渡七分三
分ニシテ卷黒塗ニ篋入一寸ニ彫篋
口五分中ノ太サ二寸四分廻ニ

一 手神頭ノ一柄ヲ拭篋ニシテツキ答ニ
シテ篋ヨリ太ク見増様ニ継ニ羽ハ真
羽ヲ肩ニテ矧ニ神頭ハ桐ニテ作ル頭ノ
切口一寸中腰三寸六分廻篋口六分長三
伏三処沉ノ糸ニテ卷テ卷目ヲ黒ク惣
地ヲ栗色ニ塗シ此神頭ハ去同又一手
神頭ヲ狩場へ持テハ終ニテ鐘ノ形ノ
如ク作三処卷惣黒ク蠟色ニ塗テ刺ニ
篋ヲ白磨立継答ニシテ山鳥ノ尾ヲ
付テ凝矧ニ



一 三神頭ノ一頭ノ切口一寸二分腰ノイカリ
三寸八分廻篋口六分長三伏ニ三所卷テ
卷目黒ク神頭ハ赤漆ニ篋ハ漆篋ツキ答
羽ハ鷹ノ羽ノ肩ヲ付ヘシ
一 産屋墓目ノ事長サ九寸又七寸口傳
目ヲ三方ニ明五処卷篋口ト目柱ト角
ヲ入卷目ヲ黒ク惣地ヲ赤ク漆白篋羽



ハ鶴ノ本白ヲ三羽ニ付色糸矧羽ヲカラ
ズ答ハ継答又夕目ヲ付ルニ
一 大射引目長サ五寸七寸ニモ射手ノ好
次第ニ目五ツ卷目四処沉メ黒塗ル篋ハ
白継答鷹羽三ツ立目柱ハ竹ノ惣ヲ栗
色ニスルニ

一 遠笠掛ノ引目ノ一長サ四寸五分形違ニ葎
篋答ニ又夕目ヲ付皮目ヲ置ヘシ羽真羽墓
目ノ目数七ツ卷目四処洞ニ目ノ間ヲ積リ
テ條ヲ立ル卷ノ黒惣地ヲ栗色ニスル
篋口角目柱ナキニ



一 小笠懸ノ墓目ハ漆篋ヲ拭立継答ニシテ
鷹ノ羽ヲ付ル引目ノ目ヲ九ツ明三処シツ
メ一卷引目長三寸四分ニ目柱ナシ
一 四目柄ノ一拭立継答ニ羽ハ野ノ又蜂熊
ヲ付ル四目長サ三伏目四ツ明ル一手四目ノ

一 昔ハ庁方ニツ宛明ル木ハ終ニテ彫牛
皮ヲ練掛蠟色ニ黒塗ニ羽ハ可為友羽
矢ノ名所弦込ハ答ニ継答ヲ卷首ト云
征矢ヲ篋答ハ余答ハ云答卷卷ヲ
半卷ハ云未矧本矧ト云三ツ羽ノ時ハ上ヲ

走羽前ヲ弓楯羽先ノ方ヲ外掛羽ト云
四ツ羽ノ時ハ上ヲ走羽下ヲ遣羽外懸
小羽弓楯ノ小羽ト云羽先ヲ筭先羽余
羽ノ根ヲ三ヶ月形ト云羽中節ノ
目サシ節ト云袖楯節ヲ肘付ト云
追取節ヲ篋中節ト云節ト云射
付節ヲスゲ節ト云ウケ節ト云的矢
ト征矢ニテ名替ル之習卷ヲ根多卷ト云
云其上ヲ麻卷ト云

一 鞞名処ノ一穂先其次ハ子コシ穂中ヲ露
受母衣扱ト云切腰ト云リキ弮袋搦
セツヲ七曜藤ト云胴単ヲ車単ト云
腰単ヲ短尺単ト云根緒付ヲマツリ
単ト云緒ヲ腰緒ト云腰帶ト云胴單
ノ上ニアル銀ヲ策刺ノ銀ト云蒲戸ノ
蓋ヲツツノ結ヲ受緒ト云蓋ノ内ニ
アル單ヲ弦袋ト云腰帶ヲ掛ル單ヲ
待請ト云本付ト云内ニテ待受ノ單ヲ
尚テ置竹ヲ揚枝竹ト云鞞ノ中ニ矢ヲ
結緒ヲ矢束ト云カマトノ上へ懸緒ヲ
蜻蜒結ト云ソノ先ニ付タル銀ヲ閉輪

ト云銀ヲ懸ル餅ヲ閉イボ鞞ノ内手先
ニアル單ヲ神頭單ト云的矢刺ト云鞞ノ
外ヲ手先ト云内ノ方ヲ腰ニ付ル故身
寄ト云矢ヲ指箴ヲ矢配ト云矢配ノ
上ヲ櫛形ト云矢配ノ箴ノ下ノ穴ヲコシ
拂底ニアル穴ヲツユ箴革突ヲヒナリキ
藤箴搦駒額ト云之口傳

一 鞞ノ納処ハ鞞矢ヲ指テ喉込ニ入置ヘシ替弦
天崩單ハ弦袋ニ入ル
一 策指ノ銀ニ穂アリ一ニ花ヲ指ニ鞞ヲ付
三ニ母衣ノ色納ノ緒ヲ留四ニ札ヲ付五ニ策
ヲサシ六ニ神頭七ニ鎬矢ノ股ヲ指
一 鞞ノ穂皮ハ白猪鹿熊皮ヲ用此次ニ豹夏
毛鹿ノ皮水豹ナトヲ掛之蓋ニ家紋ヲ付
又篋鞞塗鞞ニ穂ノ上ニ毛紋ヲ一ツ可付
又散シテモ付ル又穂ニ鳥毛ヲ付モ在是ハ
武者カサリニ仕タル之振ノ皮ヲモ掛ナリ
是ハ將場ノ用ニ

一 弓ニ主ル処ノ名日本筈四寸末筈五寸
以上備附四寸矢楯五寸以九寸是ニ九
十八ニテ松ト云理ナリ

一弓ノ本筈ノ先月輪ニ比シ作之鐫ノ
 藤ハ日ニ表シ卷握下ニ天ノ廿八宿ヲ
 象リ卷附卷ハ九曜ヲ表ス同矢摺ハ
 破軍ノ星ノ末彈ハ日輪ニ比ス上ノ鐫弮ノ
 組違ハ月輪ニ表ス矢摺藤ト鐫藤ノ間ニ
 地ノ廿六禽ヲ表シタルニ
 一弓ハ天地陰陽ノ形ヲ主リテ陰ハ末筈只
 本筈ニ握ル処ハ男女ノ足ノ揃処ナリ故ニ
 重藤ノ卷弓ヲ四段弓ト云ク
 一弓袋ノ一白布一幅笠ニ中ヨリ折テ末
 筈ノ布幅一尺ニ寸本彈ノ拵余六寸残シ
 其中ハ弓長ニ應シ本筈ノ際ヨリ末筈
 ノ方ハ七五三ト伏縫ニスヘシ凡躰黒革
 裏ニ御免單ヲ付テ片々ハ二枚宛兩方
 ハ四枚下ル凡躰片々長サ一尺ニ寸ツ、以
 ノ方一寸八分先釵形ノ風躰ノ下ニ襷ヲ
 十二取糸ニテ拵ル紋ヲ付ル方ニ凡躰ヲ
 拵違テ真中ヲ付テ黒革ヲ拵リテ表
 ヲリ裏ハ廻シ取違ニ表ニテ一結々拵リ
 合ホ岳ノ方ハ結テ其端ヲ捻合セ下ヘ
 七寸下テ結ヒ端ヲ切ニ同菊閉單ヲ

本ノ縫初ニ付ル端一寸五分宛ニ同拵緒
 モ長一尺八寸廣五分ニ單ヲ截先ヲ釵ニ
 切付ヘシ家紋ハ池シ弓ノ拵ハ五処ニ付ル
 無官ノ人淺黄ニ白紋ニ嫁入ノ時ニ紋
 三ツ付ル張弓ノ袋ハ一割半紋十左右
 ニ付ク

一紅ノ弓袋是ハ將軍家ノ弓ヲ入ラレ
 又弓道ニ名ヲ擧タル人却免アル袋ト
 云ハ是ニ

一弦一張分ト云ハ七筋ノ一ニ是ハ異國テ
 九日出タルヲ射ル時弓弦ヲ六筋射切
 七筋目ノトキニ天崩来リ末筈ニ止リ
 弦ヲ喉シシケレハ弦不切トイヘリ此
 例ニヨリ一張トハ七筋ニ又クス子ト云字
 天崩ト書ト云リ又一説ニ張弓七張床
 ニ置ニ風ニ吹倒サレテ一度ニ倒ル其弦
 音ヲ聞テ和琴ヲ作ルト云リ此古夏
 ヲリ一張分トハ七筋ノ事ト云リ
 一弓ノ張白ノ一六寸五寸ト可張張白
 ノ高ハ上手ナラテハ射サルモノニ
 一化生ノ物ヲ射時ハ白重弮ノ弓ニ山

鳥ノ羽付タル鋒矢ヲ以テ射ヘシ是ハ
大ニ血ヲ引セ射留ル為ニ同又其形ヲ
見付ルニ梳アラハ奴矜金ノ根ヲ矢尻ニ
塗可射是ハ矢坪ヲ腐カシテ殺サシ夕
メ矢尻ニ塗射ルニ藥師草ノ事也

廿五

調度懸之記

文治五年己酉十二月二十三日二品下河邊左
司行平ヲ召テ仰言明年上洛アルヘシ然ハ軍用ノ
調度掛ヲ用意シテ獻スヘシ上洛ノ見物トテ
其参内セシ時必調度掛ヲ掛サスヘシ近代飾
ノ調度以テ供奉ノ勇士ニ掛サセタリ是更ニ軍用ニ
立カタニ内傳取汝ハ田村丸ノ古傳ヲ得テ矢ノ調
度軍用ニ用ル取ヲ知タリト閑調進任ルシト
仰ケレハ畏テ退出シ則調度シケリ則與ニ置ル
モ也

昔田村丸ノ制スル所ノ箠ニ諸ノ矢ヲ調指タリ故
矢調度也掛ノ字ヲ加フル箠掛ノ環ニ掛ケテ
負フ故ニ調度掛ノ名ヲ設ケタリ此調度掛ハ
諸ノ矢ヲ調盛タル録ヲ名付テ云也

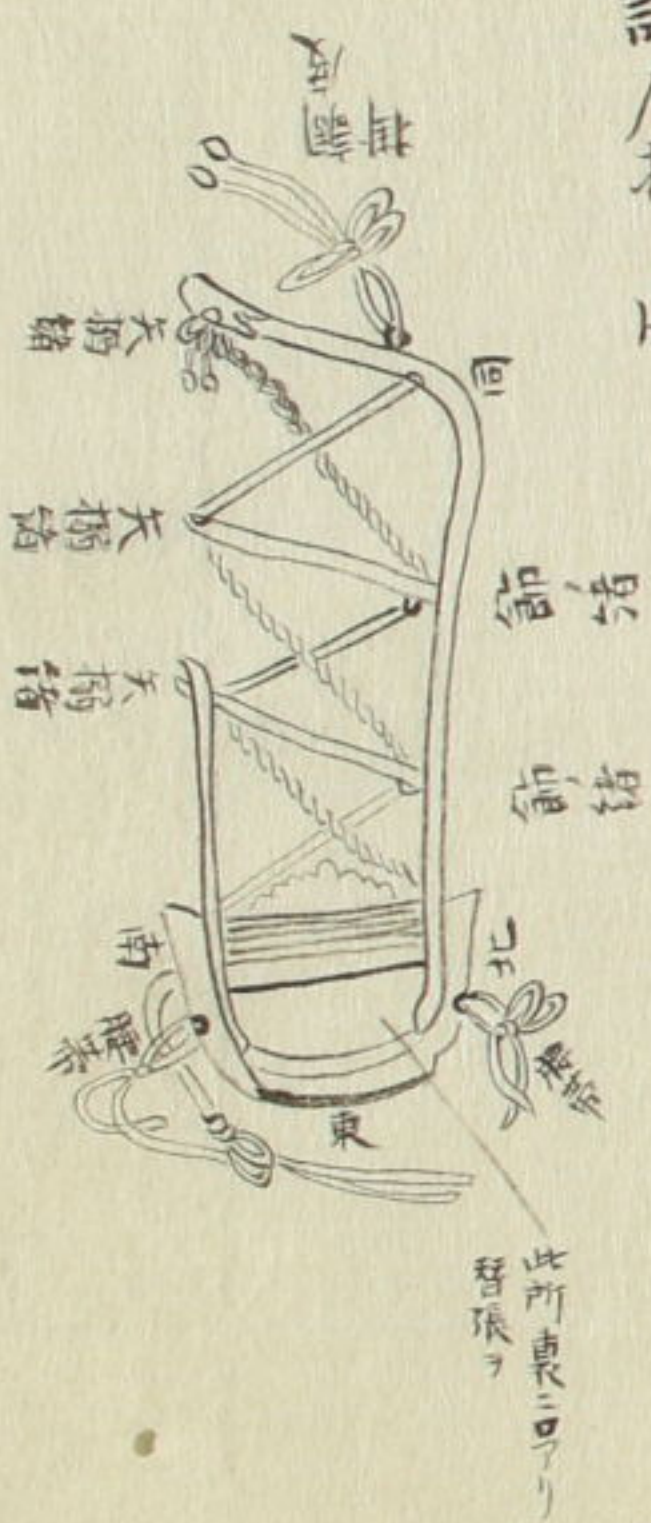
調度掛

惣高ヤ腰ノ底迄一尺四寸五分腰ノ高ヤ四寸腰面ノ
方長サ七寸腰幅五寸五分常ノ箠ヨリ腰ノ横
堅廣クスルハ様々ノ矢ヲ盛故也
但シ又其人ニヨリテ背ノ長短ニヨリ高サノ違フ
ルヘシ

右ハ工洛社参ノ儀式ニ掛ルナリ軍中ハ除テ立
テハ矢多ケレハ箠ノ寸尺ニテモ不苦ト也調度掛
ノ回矢配ノ次第大槩記ス也

夫軍用調度掛ハ往昔坂上田村丸清水寺ノ
延鎮ト心ヲ合東西南北中央ヲ定テ四天直
五智如來五明王ノ咒ヲ封シテ卦ヲ回シ四方
ニ四季ノ上指ヲ指四天王ニ准シテ水火土金水
ノ五行ニ象ルナリ

調度掛ノ圖



廿五

調度掛ノ矢賦上匠高守

野矢	野矢	野矢	野矢	野矢
野矢	野矢	野矢	野矢	野矢
野矢	野矢	野矢	野矢	野矢
野矢	野矢	野矢	野矢	野矢

横幅五寸五分

調度掛
矢賦ノ
四也

○弓箭ヲ立ル器ニシテ軍器ニ非ズ寢間束侍ニ
飾リ置クモノナリ 負フ様ニ仕置クトイヘ勇士
供奉ノ片カクルモノニテハナシ人夫ニ負スルナリ
飾リ調度掛ノ四ハ世ニ多ケレハ畧シテ不書軍
陣調度掛ハ世ニ知ル人ナキユヘニ書記シ置モ
セ

○文明年中公方義政公尋ニ依テ此歌ヲ詠ス
矢ヲ指テ左右ニ弓ヲテウド掛
奥ノ習ハ家ニヨルベシ

是モ飾リテフドカケノ事トミヘタリ
太田道灌

一 貝変指すすきひ此事右より指てたりあり一 左よりたにき

一 緒此箇依の事右一 左をてより川魚してあををとりて又二をほひく

又より川魚一 舞てまに一 左をより指て大指れ左指してよりより

押さへり一 是も通舞てまに左に

かある一 但此時よりかひくもあき方とわつちふふがよりあり

か平一 かつ宛別とにわが後には

一 右変指緒此箇依の事右一 左を

一 右より川魚一 舞てまに一 左を

一 又上より川魚一 舞てまに一 左を

一 指の時のときとまに一 左を

一 指れ方と指りしより一 左を

一 ちを一 たるを指りて押さへり

一 一 緒とまにわにぬて一 緒を

一 一 緒とまにわにぬて一 緒を

水引紐の類を巾はきくも不共其の
振る事よも度と人の方成す。魚皮或は
豆打の類よも振る板目とハ核より
振るよも其の振る事よも度

一 変換と鶴と結を車引の事よも腕
振る指制の法を引と記よも其の法を
並ありと傳

一 変換と尺指をとりてぬりし指をい
る事よもゆゆしき皮のより綿皮をハ
表皮より其の奥定の胸板をとりて
皮の事よも其の奥むき記皮を引と
紋の皮をいりて其の奥むき又を
（あしにすし）と記甲に紋をいり
こりし軍陣の時よも其の奥の紋を
付しと記さるる事よも其の奥むき
しと記さるる事よも其の奥むき
たのむゆと指

一 変換の指法はぐ事業法をいりて
指二つて他指はぐと記の法よも又指
是の法よも其の奥むきと記さるる
法よも其の奥むきと記さるる
法よも其の奥むきと記さるる

一 式心の軍陣の時変換の法をいり
海軍よも其の奥むきと記さるる
事よも其の奥むきと記さるる
事よも其の奥むきと記さるる

一 具変換指する時と指事よも其の間
たのむゆと記さるる事よも其の奥
むきと記さるる事よも其の奥むき
と記さるる事よも其の奥むきと
記さるる事よも其の奥むきと記
さるる事よも其の奥むきと記さ
るる事よも其の奥むきと記さる
る事よも其の奥むきと記さるる

一 具変換指し礼の事よも其の法
よも其の奥むきと記さるる事よも
其の奥むきと記さるる事よも其
の奥むきと記さるる事よも其の
奥むきと記さるる事よも其の奥
むきと記さるる事よも其の奥む
きと記さるる事よも其の奥むき
と記さるる事よも其の奥むきと
記さるる事よも其の奥むきと記
さるる事よも其の奥むきと記さ
るる事よも其の奥むきと記さる
る事よも其の奥むきと記さるる

一 具指利指する時と指事よも其の間
たのむゆと記さるる事よも其の奥
むきと記さるる事よも其の奥む
きと記さるる事よも其の奥むき
と記さるる事よも其の奥むきと
記さるる事よも其の奥むきと記
さるる事よも其の奥むきと記さ
るる事よも其の奥むきと記さる
る事よも其の奥むきと記さるる

一 右変換の事よも其の法をいりて
時二の事よも其の奥むきと記さ
るる事よも其の奥むきと記さる
る事よも其の奥むきと記さるる

射いたの様でござり

一 等やあ、弓とあはる事、持てある射の
こゝに、持て人のあはる取す、一法、
上、腕、たの、こゝに、握り、一尺、斗、上、
持たの、こゝに、握り、一尺、斗、上、持て
法、上、か、一、あ、ま、と、位、握、と、人、の、
中、一、あ、す、一、ま、ま、た、の、様、と、立、一、

又、亦、軍、の、矢、れ、あ、れ、の、事、一、は、別、
替、事、も、一、を、返、應、あ、れ、か、ま、れ、の、遠、
一、ま、人、ま、人、の、馬、弓、又、軍、人、の、あ、れ、他、人、の、
弓、は、右、持、矢、と、は、た、よ、か、一、か、ひ、て
持、射、も、た、の、肩、よ、か、ひ、一、は、ら、と、上、(成、
か、ひ、一、差、野、山、あ、か、ひ、た、ら、弓、矢、と
あ、れ、を、射、も、人、後、あ、れ、ま、あ、れ、は、
射、儀、も、か、ひ、た、ら、人、一、あ、れ、あ、れ、矢、
と、も、持、あ、れ、弓、と、あ、れ、勢、矢、と、ま、あ、
す、一、あ、れ、矢、射、あ、れ、ま、あ、れ、多、の、中、と、何、れ
矢、と、あ、れ、あ、れ、ま、あ、れ、の、矢、と、持、あ、れ、あ、れ、
の、矢、と、あ、れ、す、一、何、れ、何、れ、は、く、と、ひ、く、矢、張、
か、り、て、可、あ、れ、射、射、一、あ、れ、張、く、射、射、と、立、
一 馬上、弓、あ、れ、ま、あ、れ、事、矢、と、外、射、の、ま、あ、
持、射、も、一、あ、れ、法、と、下、一、か、一、持、持、あ、れ、の、
あ、れ、より、て、法、と、上、(あ、れ、亦、海、と、馬、の、取、の、あ、
か、一、あ、れ、に、持、握、と、ま、人、の、ま、あ、れ、矢、
一、あ、れ、又、射、射、か、り、矢、と、あ、れ、射、射、あ、れ、
す、一、ま、あ、れ、馬、の、立、射、と、一、あ、れ、一、射、射、
あ、れ、あ、れ、の、矢、と、同、一、射、射、の、方、と、上、あ、り、て
出、ま、あ、れ、と、あ、れ、

一 握、の、ま、あ、れ、の、事、一、あ、れ、の、角、を、初、
一、あ、れ、ま、あ、れ、一、長、さ、又、皮、の、あ、れ、ま、あ、れ、
人、の、ま、あ、れ、又、一、あ、れ、一、上、一、あ、れ、
透、の、あ、れ、ま、あ、れ、一、中、一、あ、れ、
の、あ、れ、ま、あ、れ、又、下、一、あ、れ、
あ、れ、ま、あ、れ、一、射、射、あ、れ、
あ、れ、ま、あ、れ、一、射、射、あ、れ、

一 握、皮、の、事、一、あ、れ、
一、あ、れ、
一、あ、れ、

一 村、の、あ、れ、
一、あ、れ、
一、あ、れ、

一 重、あ、れ、

は黄より一ニ市は菊岡を其一是も
是處に居て斗強ひて長サ斗
左前より右前へ能く見えて強一一日
弓袋の下と波して強て強とあり

一 強弓を射るるより事 末端を我
たかして外竹をとつか一 強一 何方
成とも定りたる方か立一 本強は方
云ふ付て 後末端の方とおよばせ一
一 弓袋に入らる下人はかたけはるる
別業か一 強のこく外竹と肩よ
當りつゝ一

一 考よ人の弓也一と云事始と小
ましきより弓を射と云能
一人の弓見物の事別は強神か一 強
つが以下能く見えて強一 強
引て見よかともあ付中く強
中と引強ぬよあが弓人の強は十
一 弓のむしと強とも射とも云何も
不苦

一 弓を強て強と云事と云は強と
云く又強射と云事と云は強といふ
ありは強

一人の弓を射ると云能らと強と云
はあり一 強歩を強むら又ハ強
射るると云ハ一 強弓と云ハ斗
の強にきこえてありきこ
一 弓と二カ二カ強と云事と云は強と云しよ
り強と何と云一 一カ二カと云ハ(きこや
いぬと云一 一カ二カと云ハ弓と射と強
本と竹との強と云事との内は強一倍
あつと一カ二カと云事ありとの内は強
の事は一カ二カと云事ありとの内は強
強と云事との内は強と云事ありとの内は強
一 一カと云ハ二カより強と云事

一 二人強三人強と云事ハ一 四人
強五人強と云事ハ一 五人強と云事
強と云事ハ一 強と云事ハ一 強と云事
あり一人強と云事ハ一 二人強と云事
三人強と云事ハ一 四人強と云事
押と二人強と云事ハ一 三人強と云事
強と云事ハ一 強と云事ハ一 強と云事

一 二人強三人強と云事ハ一 四人
強五人強と云事ハ一 五人強と云事
強と云事ハ一 強と云事ハ一 強と云事
あり一人強と云事ハ一 二人強と云事
三人強と云事ハ一 四人強と云事
押と二人強と云事ハ一 三人強と云事
強と云事ハ一 強と云事ハ一 強と云事

五指上指一ニツ此時甲矢ニツ又
ニツ此時甲矢乙矢一ツ此時甲矢
と指一又神武とさこれにて兼斗
指時それれ兼斗を鞆の上ニ生
指一又矢以と鞆の上とさ
して鞆の内ニ指するあり一但略
後よりさもありとさこれ

一 鞆をばける所をいふ

一 鞆の肉といふは矢に此は矢の射
あつたの所をいふ一鞆の肉の時と
さ此と指は遠斗こそ多て思慮
さ此と指も鞆の牙の時とさ
と指は矢の時とさあつたの所と
さ此の所とさ此は一皮の思慮

一 鞆ニツニツとさ此は流より二種二種と
云こわつてたれ

一 鞆より矢とさあつてかりありと指を
おはしともさ此は筋より指あり
といふあり

一 四月と鞆の上矢と指するあり此は
と指するあり指するあり此は流
かと此時をいふ

一 塚といはれのと立て射るありとさ
射るといはれのと射る思慮の指と
云く當時の當時の塚と射るを
指くいふありと指するありと
いふ塚といはれあり

一 矢中の事射中ニツ此方よとさ
平人もいふあり一あつたの所と
書ハ書取とさより書取はとさ
の辺も書こつたれとさ此は
とさよと指の矢射の辺とさ
云一と思ふあり各斗書あり
南世ハ玉取と此は名字官と内
の誰と云中と布武とさ此

一 小的此時矢代振振の事一書に
功者お振とのこ指するあり
とのこ振振の事一書より
と指するあり又後志者の人より
も振振とさ此はたのさふん
塚のさふんとさ此はたのさ
とさ此はたのさ此はたのさ

- 一 的矢はゆせしきよりさう事あり化
しき勢よりさう事あり化の勢
たとの時いさうとありさう的矢は
限す能矢あるとゆせしきよ
さう事あり
- 一 矢の用はせぬ物の事勢学を
さう事あり麻菅をさう用事
包丁解れ喰後移し口伝
- 一 漏るれ矢言はるさつあつと射切
ていふ和さる時さつとさく
神射れ矢言はるさつとさく
一とさく和れさる時さく
一 四目れ矢言神はさく
一 房段の矢言漏しはさく
時いさうさくさく
一 証矢れ矢言さくはさく
時いさうさくさく
一 的矢の言さくはさく
さく
一 矢のたさくはさく
矢射以下の様はさく
一 大的に岸に向さく
是くはさく
一 射の上は格神はさく
して切入て半あり半目と赤添
はさくはさくはさく
一 矢射と矢
一 房段の矢言白鏡さく
さくはさくはさく
一 矢射日記はさく
字いさくはさくはさく
人の名はさくはさく
一 大的に日記はさく
透しはさくはさく
矢射はさく
一 大的に岸有るはさく
矢のさくはさく
一 矢射て射はさく
矢射はさくはさく
矢射はさくはさく
一 矢射人のやうはさく

事に好く云ふ事ありて又云ふ事と
云ふ也云ふ事申しこゝろ合と云ふ
るを習れ羽保將よ相かるとして記
たるとこゝろ合と云く相に竹とてあ
け三本の多れ相とて記さるこ
ろ合と云ふ

一 竹を射て村に目を射てと云
事人のいふ事と神に目を射て村
て目を射て何を射てと云ふ一
り去を矢かるとは村の竹を射り
是れ竹を射る事

一 竹と計りし麻れると云世人の麻
竹かると云ひ云りあると竹を射
多竹たぬさ竹かるとその名を射て
りし竹と云ふ事と云ふ事

一 竹を射とりある事麻を物と用るこ
事かると云ふ事あると竹用ふと
ささかハ本竹れると云竹の長さ
竹比内つり下竹の事一向と云ふ
形をて竹の事と云ふは後の事と
通一後の事と云ふ事と云ふ事

一 竹を射る事と云ふ事は竹の事と
云ふは後と云ふは後と云ふは後と
後同様の事と云ふ事一三事と云ふ
事と云ふ事一又繩に竹に表
又く竹に布竹と云ふ事一一方
れ竹に竹に一寸計りて節
を云ふ一是を竹を射ると云ふ事
凡物事麻を射るとは是れ大的と云ふ事
ある事竹を射るとは是れ大的と云ふ事
竹比内つり下竹三寸けり竹と云ふ
事と云ふ事七寸計り竹と云ふ事
一寸計り竹と云ふ事

一 竹の事と云ふ事は竹の事と云ふ事
五尺計り竹と云ふ事と云ふ事五寸
計り竹の事と云ふ事と云ふ事
一 竹の事と云ふ事は竹の事と云ふ事
竹の事と云ふ事は竹の事と云ふ事
竹の事と云ふ事は竹の事と云ふ事
竹の事と云ふ事は竹の事と云ふ事

一 竹の事と云ふ事は竹の事と云ふ事
竹の事と云ふ事は竹の事と云ふ事
竹の事と云ふ事は竹の事と云ふ事
竹の事と云ふ事は竹の事と云ふ事

板出ーヤーヤ伯リーよ有く三組の矢
録の徳代尚所

一 初と云矢の事一八段の四目か
平目ううかよれ射之河之字を以
てまんぶうはかろりしれう神の
わうかろ云之河南世に河をかくた
わう斗人ふり中くかうき
事一

一 殺隊は寸法の事也二三矢計言サ
一尺或寸計之尺的射時うまはる
砂まてまて二うまも力之後の殺隊
一尺五寸的のま一尺二うまも一
杖より一

一 人の矢を存るに射案也首をか
はるる矢かよつるううすう事
皆一ま一うは首かよあけ
かく南らぬうに能く包を添て
見一うぬい宛かうまはるる
ま一うは

一 射の物よあて矢れ射るう勿漏る
草麻丸物流にかよれやうあう物
一 手神の一手四目にて射一尺的
や兩ハ的矢之魔障の物かよ射
矢流とも又とかり矢あてと
射之大尺物等を小ををかよ
ま一養目ま

一 ともよ小き後子指矢れるかり
け矢殺を二五六に但け四うり
矢二うま一

一 弓は中末よ一うま矢解といは
う一解中解といかり
一 大的草麻丸物かよ抑うまかり
取はは兩わを射りま之又うりす
ま一うま

一 小的のうま射面といふ
一 弓揚長うまう骨き小的のを六
杖注之去かう今きまれやうき言
十六十五杖やう一うまを斗く
う場七うまを

一 弦二筋二筋或る千筋百筋といは
但人ちやうと今人の云ういふれ
か一去かう河まうまを

一 おこし立射と云い箭をの物をおし
立て射と云い子立也

一 物を見て射と云い射と射子に就る
外也と云いばさうを云く

一 物くろくみはく馬者かとの羽と云
しはる事かき事と云世越夫と云

一 やかると中んの射割の所と云
物れ付履物と云うと云ねく付と
たを云くとすしと云とて履物と
同一事也

一 二あるは左何の症か云事ハ沙不
的の付射ははは身と云何者と云く
居る症を云く

一 武の座より事ハ右はの事定りて
射はは付射を云く

一 同時有子と云い我うを指の事
左は角小量と云い皮の下を指して
右の事分やと云い中んに押入て
云く

一 射候へ事ハさやの事ハ矢を返
て射るい箭の射候へ事ハ後弓の後の

一 射候へ事ハ目をえん合て疏
射候へ事ハ指を指と云
候へ事ハ指を指と云

一 候へ事ハ指を指と云
候へ事ハ指を指と云

一 候へ事ハ指を指と云
候へ事ハ指を指と云

一 候へ事ハ指を指と云
候へ事ハ指を指と云

一 候へ事ハ指を指と云
候へ事ハ指を指と云

一 候へ事ハ指を指と云
候へ事ハ指を指と云

一 候へ事ハ指を指と云
候へ事ハ指を指と云

一 候へ事ハ指を指と云
候へ事ハ指を指と云

一 候へ事ハ指を指と云
候へ事ハ指を指と云

一 候へ事ハ指を指と云
候へ事ハ指を指と云

一 候へ事ハ指を指と云
候へ事ハ指を指と云

一 候へ事ハ指を指と云
候へ事ハ指を指と云

一 候へ事ハ指を指と云
候へ事ハ指を指と云

お中してより落す一三ふとよりて
くま落すといふ候よりぬかすては
又素階の方長くいたのまをさう不
取信て揚之ー弦の切足なりーハ
それと云てて長ういけておー
初座へ揚て法勢を布て射ー但中
矢の時前ーい座へ揚て法勢を布て
乙矢を射ー

一 弓は多く車弓杖は長く射候
は弓杖は長くー若くは短くは
初座へ揚て法勢を布て射ー但中
矢の時前ーい座へ揚て法勢を布て
乙矢を射ー

一 射事より射手畏射て去らる
射て畏らる名目にお射候て後
馬のまは後の射事と矢をおて
畏らる一いさ射候事と云はは
射事一後射候事と云はは

一 射事より射手畏射て去らる
射て畏らる名目にお射候て後
馬のまは後の射事と矢をおて
畏らる一いさ射候事と云はは

一 射事より射手畏射て去らる
射て畏らる名目にお射候て後
馬のまは後の射事と矢をおて
畏らる一いさ射候事と云はは

一 射事より射手畏射て去らる
射て畏らる名目にお射候て後
馬のまは後の射事と矢をおて
畏らる一いさ射候事と云はは

一 射事より射手畏射て去らる
射て畏らる名目にお射候て後
馬のまは後の射事と矢をおて
畏らる一いさ射候事と云はは

一 射事より射手畏射て去らる
射て畏らる名目にお射候て後
馬のまは後の射事と矢をおて
畏らる一いさ射候事と云はは

一 射事より射手畏射て去らる
射て畏らる名目にお射候て後
馬のまは後の射事と矢をおて
畏らる一いさ射候事と云はは

一 射事より射手畏射て去らる
射て畏らる名目にお射候て後
馬のまは後の射事と矢をおて
畏らる一いさ射候事と云はは

一 武器は行たなり功なきは事

是は定らば法か一但むうしを定り
しる事をもよ一物くよる一

一 物に糸よも又き者よも麻と

計一云う一一の麻持好とい物持て
すきこはも又事小よ一わが

とも細女麻とも云くわういよとて
かういよは大きき一いよ

一 接物中邪の事たといありて射

ぬききりてそれぬ中よあぬこ
所よもよききむせわらんう

く矢ををけて射ぬきしる矢を
ぬき物は押さうて矢をぬく物不
きよの

一 弓上(弓)を扱(う)す所附(た)の事小

物川かよきてうし終する付の
るくわやうは付(た)右前(へ)威(を)か

一 立(た)髪(かみ)の上(う)を就(つ)て法(は)を(と)かして
左(ひだり)の手(て)を(と)り(て)法(は)を(と)かして
法(は)の(と)り(て)威(を)か

一 矢代(や)を振(ふ)る時(とき)も(の)内(うち)矢(や)を(と)り(て)

指(さ)の(と)り(て)是(こ)れ(を)記(し)す(と)一(番)に(は)附(つ)い
て(は)貴(き)人(ひと)の(は)矢(や)代(しろ)を(と)り(て)是(こ)れ(を)持(も)て

以(も)つて(は)想(おも)の(は)矢(や)代(しろ)一(着(き)又(また)矢(や)代(しろ)の(は)多(おほ)量(り)

法(は)を(と)り(て)内(うち)矢(や)代(しろ)一(は)上(う)付(つ)解(と)り(て)人(ひと)の

内(うち)矢(や)代(しろ)を(と)り(て)弟(あに)一(は)内(うち)付(つ)想(おも)矢(や)代(しろ)

の(は)想(おも)的(てき)的(てき)の(は)威(を)か(て)り(て)是(こ)れ(を)も(の)内(うち)矢(や)代(しろ)

法(は)を(と)り(て)物(もの)よ(は)多(おほ)量(り)矢(や)代(しろ)一(ツ)カ(て)て

更(また)て(は)物(もの)一(い)よ(は)其(こ)れ(を)も(の)射(や)り(て)多(おほ)量(り)

を(と)り(て)矢(や)代(しろ)を(と)り(て)一(着(き)か(て)も(の)内(うち)の

矢(や)代(しろ)を(と)り(て)更(また)て(は)前(まへ)に(は)記(し)す(と)ゆ(ゆ)一

能(よ)く(は)人(ひと)の(は)威(を)か(て)も(の)多(おほ)量(り)持(も)つ(と)り(て)多(おほ)量(り)

事(こと)わ(ら)一(い)よ(は)先(ま)に(は)あ(ら)わ(ら)や(ら)に(は)上(う)る(と)り(て)

よ(は)統(と)り(て)も(の)内(うち)の(は)威(を)か(て)も(の)多(おほ)量(り)持(も)つ(と)り(て)多(おほ)量(り)

一 舟(ふね)も(の)り(て)射(や)り(て)矢(や)代(しろ)を(と)り(て)威(を)か(て)も(の)多(おほ)量(り)

一 一(番)の(は)矢(や)一(ツ)の(は)事(こと)を(と)り(て)射(や)り(て)威(を)か(て)も(の)多(おほ)量(り)

一 一(番)の(は)矢(や)一(ツ)の(は)事(こと)を(と)り(て)射(や)り(て)威(を)か(て)も(の)多(おほ)量(り)

一 一(番)の(は)矢(や)一(ツ)の(は)事(こと)を(と)り(て)射(や)り(て)威(を)か(て)も(の)多(おほ)量(り)

一 一(番)の(は)矢(や)一(ツ)の(は)事(こと)を(と)り(て)射(や)り(て)威(を)か(て)も(の)多(おほ)量(り)

一 一(番)の(は)矢(や)一(ツ)の(は)事(こと)を(と)り(て)射(や)り(て)威(を)か(て)も(の)多(おほ)量(り)

一 法事打撃は、法事より物之法儀を
教ふるもの之法をいふ力の常をの解ふ
ものなり

一 何れも亦た物と物を射る時に右邊に
り射るなり其分ちては右に記す
馬より射るなり矢一ツ射る時に
主射を射るなり矢一ツ射る時に
と射るなり矢一ツ射る時に
成ると大射の物を射る時に
と射るなり矢一ツ射る時に
右邊を射るなり

一 矢束をいふ事 滴をいふ事
解の矢より射るなり滴より射る
のけく射るなり矢束より射る
滴より射るなり滴より射る
滴より射るなり滴より射る

一 房段の滴より射るなり滴より射る
房段の滴より射るなり滴より射る
房段の滴より射るなり滴より射る
房段の滴より射るなり滴より射る

一 根をいふ事 滴をいふ事
根をいふ事 滴をいふ事
根をいふ事 滴をいふ事
根をいふ事 滴をいふ事

一 房段の滴より射るなり滴より射る
房段の滴より射るなり滴より射る
房段の滴より射るなり滴より射る
房段の滴より射るなり滴より射る

一 射るなり滴より射るなり滴より射る
射るなり滴より射るなり滴より射る
射るなり滴より射るなり滴より射る
射るなり滴より射るなり滴より射る

一 射るなり滴より射るなり滴より射る
射るなり滴より射るなり滴より射る
射るなり滴より射るなり滴より射る
射るなり滴より射るなり滴より射る

一 射るなり滴より射るなり滴より射る
射るなり滴より射るなり滴より射る
射るなり滴より射るなり滴より射る
射るなり滴より射るなり滴より射る

糸かゝりたる色に矢取を懸置かれ
係は主候也——くろく——
小的に記勝負なき付矢代をこぼ
く向ふす小村——予は勝負を付に
振也——

相子貴人の付矢代に別糸なり逆
羽をうり付にまゝ人の矢下矢がらひの
まゝあきすして下に垂下せし——
平人下矢の上記の別糸なり——

三弓矢代の中十組を振てせしめ
組をば弓を少きて五組を少引し
上矢每十人其下矢通十人は五組
は上矢下矢と交て十人なり——是は
三指人なり

まゝ人と相子に成てのり矢代も相子
振賭を相子より取て相子目とすか
分て合意例おられしれは後——又そ
人の糸あても多く引ても重なり
射年大勢にて弓を立さうまに立半
中式におき半に立去三弓矢の心に立
し軍人かゝり上矢通十人下矢通

十人又少射てもさびき——五十人の所も
同——但し十人以上と矢下矢と糸のこらえ
れよく成——

柳は矢指のりまゝかきけしけを指りて
射年の前に重お草なまき人の前に
五に引右に矢指をまゝたよく
取く右の年へ移し相存は地よくまの
せり大形軍令にぞて一月付を人の前に
重一日をこらえてのくは——

一 坂上丸——の弓三法三法人にきり其
指やうとして別糸なり——繩を二おとしを
弓にまきたるぬやに流ておす繩の
後目何方に有てもさう——柳はまは
法なり——結ぶす——

一 そして白木と云る竹を赤くと又いふ
と海を木と白くしてををきききい
的弓の鞍を何れににむとさる
弓に

一 鞍のり騎馬うらがやを鞍とよさう
かゝり同の鞍とよさう法に
一 小的に記を指しりあるは是は相子の射

甲子年と記しはぬ人のるなり是を待
とひあきし昔は是を語て柳をた
るより之前に記しとく村中人の矢を
振り射てぬ人のか多を再之着て人を
うら射あてたる時に上矢矢代をうり
下矢柳を取こ

右合冊一部依由忠重
免傳つて年一うら
信年永徳也

松岡清助

文化十
三月

辰方
六

八幡寺一辰

